令和８年度第２回倉吉市環境審議会　次第

日時：令和８年10月27日（火）10時～12時
場所：倉吉市役所第２庁舎３階302会議室

１　開会

２　会長あいさつ

３　議題
（１）　アンケート結果について

（２）　第３次倉吉市環境基本計画素案について

（３）　パブリックコメントについて
実施期間、周知方法、意見の提出方法

４　その他
（１）　次回の審議会の日程調整について
・候補日　11月25日（水）、26日（木）、27日（金）
※場所　倉吉市役所第２庁舎３階302会議室

（２）　その他

５　閉会

配布資料
資料１　アンケート結果
資料２　第３次倉吉市環境基本計画（素案）
資料３　素案の要点
資料４　パブリックコメントの実施について（案）
参考資料　環境基本計画（抜粋）

倉吉市環境審議会委員名簿

（50音順：敬称略）

区分	氏名	役職名	任期
学識経験者	伊垢離　隆	倉吉商工会議所議員	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	井上　容子	倉吉商工会議所女性会 監事	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	江原　朋美	とっとりSDGs伝道師	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	大呂　忠司	鳥取県中部総合事務所環境建築局 局長兼環境・循環推進課長	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	冨田　充信	鳥取県中部清掃事業協同組合 専務理事	令和８年８月21日から 令和９年６月22日まで
	中林　順子	鳥取中央農業協同組合 監査部 部長	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	野津　伸治	鳥取短期大学教授（生活学科 情報・経営専攻） **審議会会長**	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	林　昭富	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	福井　靖子	とっとり県消費者の会 会長 **審議会副会長**	令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	加藤　栄隆	鳥取県中部森林組合 代表理事組合長	令和８年８月21日から 令和９年６月22日まで
市民代表	岩世　麗		令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで
	米田 伸之介		令和７年６月23日から 令和９年６月22日まで

事務局	市民生活部長	石賀　武志
	市民生活部環境課　課長	安道　幸仁
	市民生活部環境課　課長補佐	竹田　周平
	市民生活部環境課　脱炭素社会推進室 室長	板倉　周也
	市民生活部環境課　環境・循環推進係 係長	和泉　幸志

倉吉市環境審議会条例

平成６年６月17日条例第24号

（設置）

第１条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、倉吉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験者　10人以内

（２）　市民　５人以内

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

３　委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席要求）

第６条　審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第７条　審議会に、専門の事項を研究討議するため、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

（規則への委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。

（倉吉市公害対策審議会条例の廃止）

２　倉吉市公害対策審議会条例（昭和45年倉吉市条例第36号）は、廃止する。

（倉吉市公害防止条例の一部改正）

３　倉吉市公害防止条例（昭和48年倉吉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項中「倉吉市公害対策審議会」を「倉吉市環境審議会」に改める。

附　則（平成８年３月27日条例第16号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成15年９月29日条例第30号）

（施行期日）

１　この条例は、平成15年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

３　この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附　則（平成20年３月26日条例第２号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日条例第１号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月15日条例第３号）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月30日条例第６号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月22日条例第２号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

資料1

倉吉市環境アンケート結果　確定集計

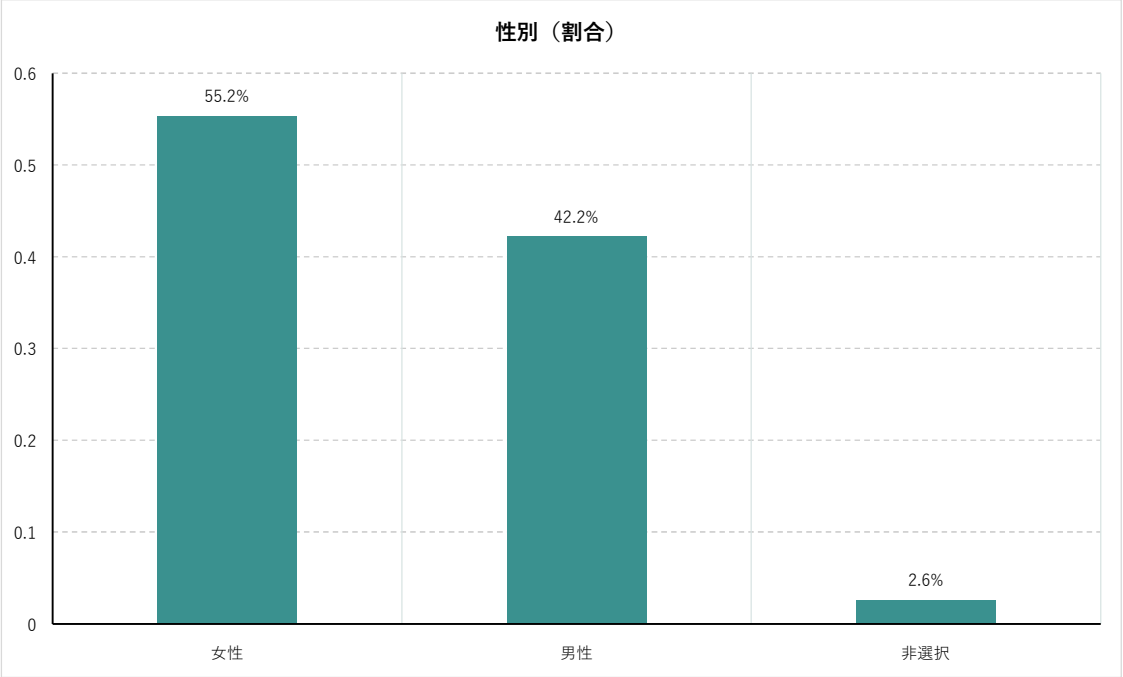
１	**調査目的**	第３次倉吉市環境基本計画の施策・成果指標を検討するための基礎資料
２	**調査期間**	令和８年９月14日（月）～10月16日（金）
３	**集計時点**	令和８年10月16日（金）
４	**市民の回答数**	1,448件
５	**事業者の回答数**	115件
６	**市民の対象**	市内居住の中学生以上及び市外居住で市内へ通勤・通学する方
７	**事業者の対象**	市内で事業を営む法人・団体・個人事業者
８	**調査方法**	市民：電子申請及び高齢者向け紙調査票／事業者：電子申請
９	**周知方法**	市報・市ウェブサイト・SNS・LINE、学校、地域組織、商工会議所、業界団体等

集計の読み方：任意回答のため、市民全体・市内事業者全体の構成をそのまま表すものではない。
複数回答の割合は回答者総数を分母としており、合計が100％を超える場合がある。
割合は小数第２位を四捨五入した。

市民アンケート　回答者の属性

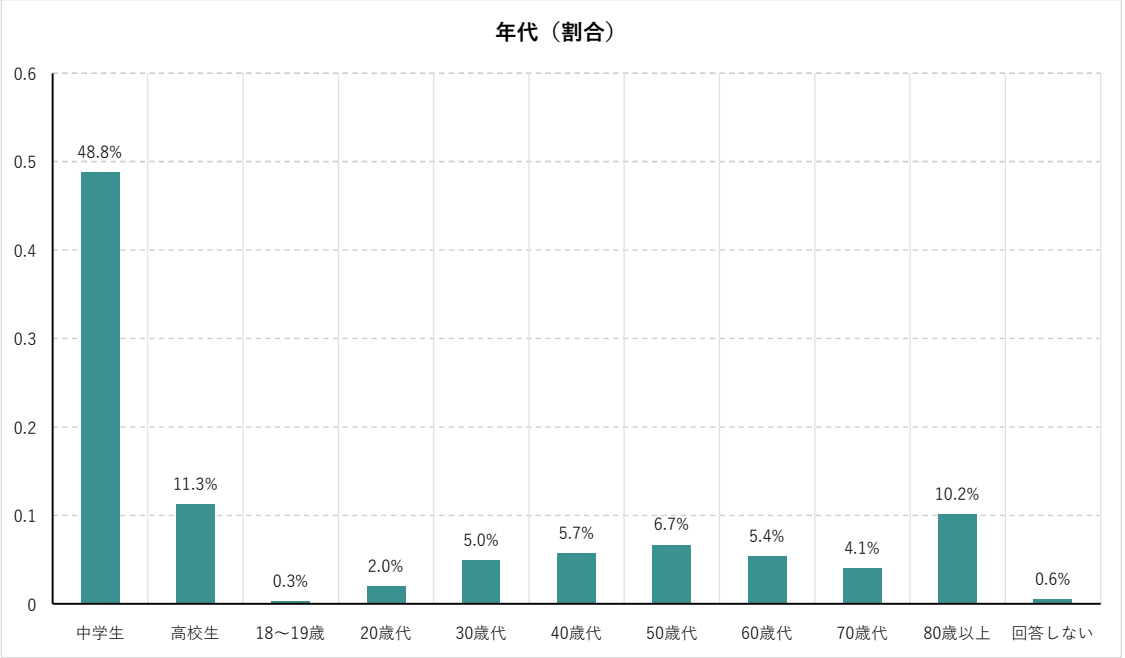
性別

区分	人数	割合
女性	800	55.2%
男性	611	42.2%
非選択	37	2.6%



市民アンケート　回答者の属性

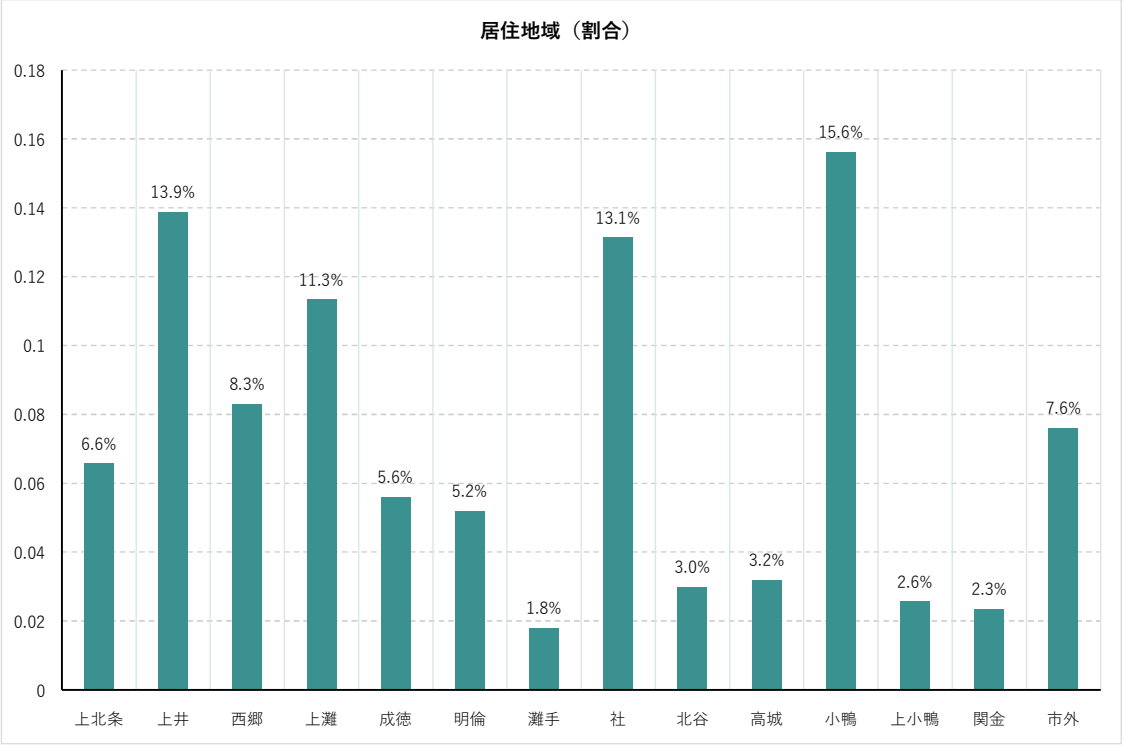
年代		
区分	人数	割合
中学生	707	48.8%
高校生	163	11.3%
18～19歳	5	0.3%
20歳代	29	2.0%
30歳代	72	5.0%
40歳代	83	5.7%
50歳代	97	6.7%
60歳代	78	5.4%
70歳代	59	4.1%
80歳以上	147	10.2%
回答しない	8	0.6%



市民アンケート　回答者の属性

居住地域

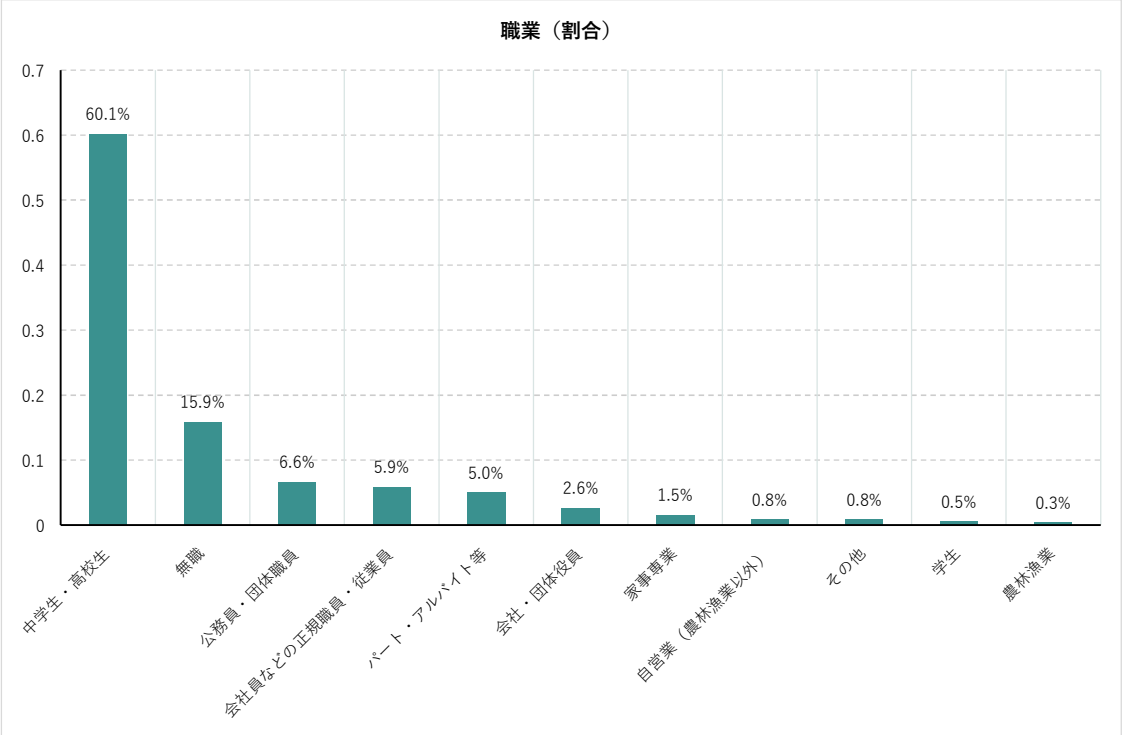
区分	人数	割合
上北条	95	6.6%
上井	201	13.9%
西郷	120	8.3%
上灘	164	11.3%
成徳	81	5.6%
明倫	75	5.2%
灘手	26	1.8%
社	190	13.1%
北谷	43	3.0%
高城	46	3.2%
小鴨	226	15.6%
上小鴨	37	2.6%
関金	34	2.3%
市外	110	7.6%



市民アンケート　回答者の属性

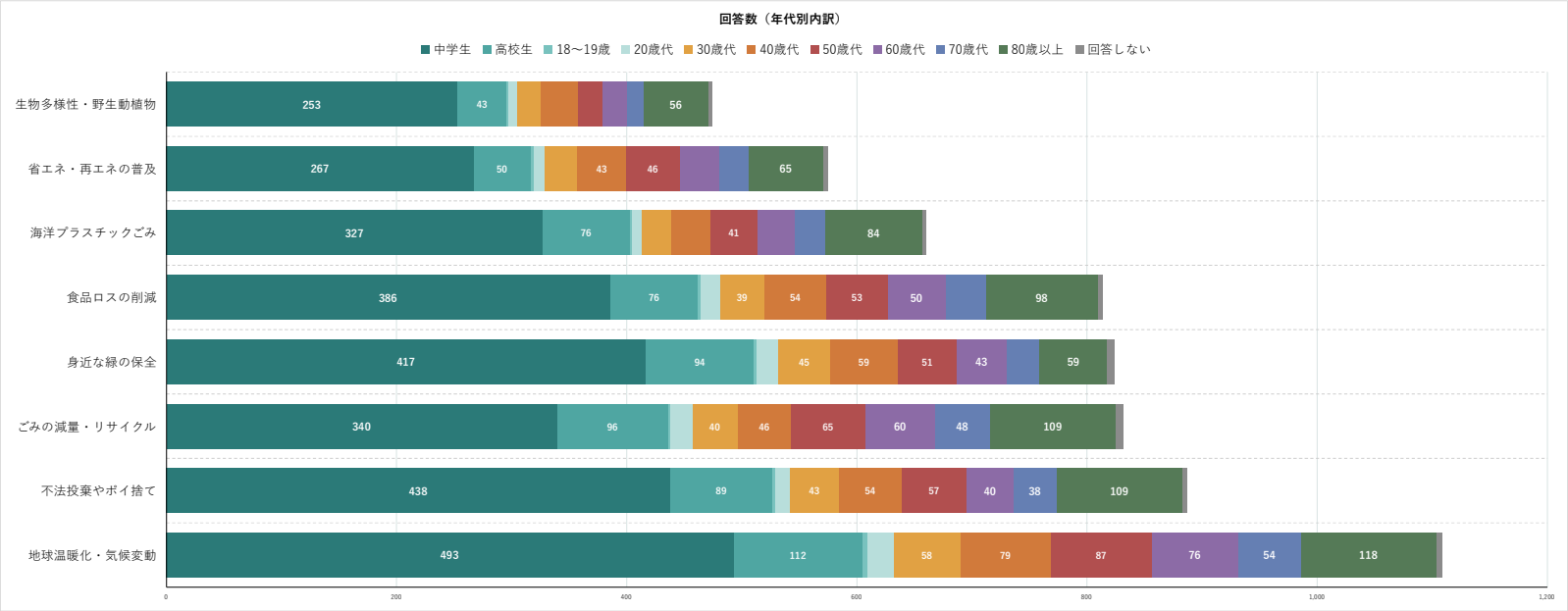
職業		
区分	人数	割合
中学生・高校生	870	60.1%
無職	230	15.9%
公務員・団体職員	96	6.6%
会社員などの正規職員・従業員	85	5.9%
パート・アルバイト等	72	5.0%
会社・団体役員	37	2.6%
家事専業	22	1.5%
自営業（農林漁業以外）	12	0.8%
その他	12	0.8%
学生	7	0.5%
農林漁業	5	0.3%

回答者総数	1,448	100.0%



市民アンケート　関心のある環境問題

項目	回答数	割合
地球温暖化・気候変動	1,109	76.6%
不法投棄やポイ捨て	887	61.3%
ごみの減量・リサイクル	831	57.4%
身近な緑の保全	824	56.9%
食品ロスの削減	814	56.2%
海洋プラスチックごみ	660	45.6%
省エネ・再エネの普及	575	39.7%
生物多様性の危機・野生動植物の減少	474	32.7%
回答者総数（分母）	1,448	



温暖化・気候変動への関心が高い。ごみ・美化、緑の保全、食品ロスにも関心が向けられている。

複数回答。地球規模、地域の生活環境、自然・快適環境の各分野の選択項目を集計。

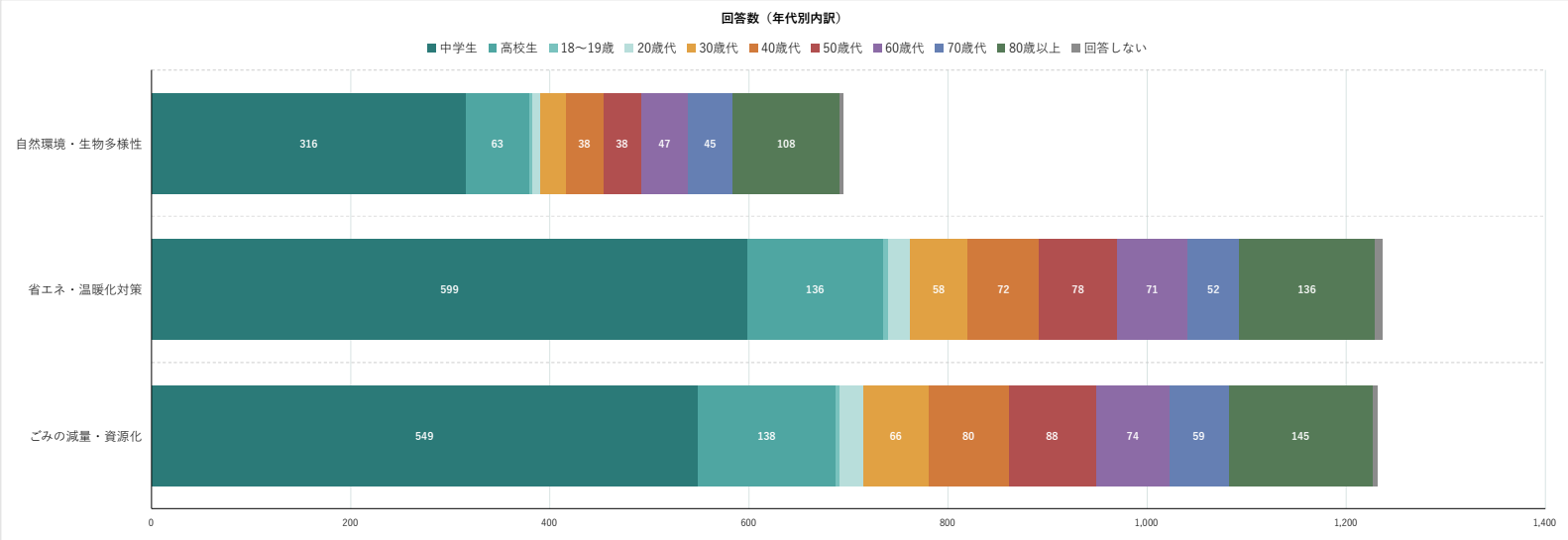
回答数（年代別内訳）

棒の長さは各項目の回答数（全回答者 1,448人）を示し、年代別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	中学生	高校生	18〜19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	回答しない
地球温暖化・気候変動	1,109	76.6%	493	112	4	23	58	79	87	76	54	118	5
不法投棄やポイ捨て	887	61.3%	438	89	2	13	43	54	57	40	38	109	4
ごみの減量・リサイクル	831	57.4%	340	96	2	19	40	46	65	60	48	109	6
身近な緑の保全	824	56.9%	417	94	2	19	45	59	51	43	29	59	6
食品ロスの削減	814	56.2%	386	76	2	17	39	54	53	50	35	98	4
海洋プラスチックごみ	660	45.6%	327	76	2	8	26	34	41	32	27	84	3
省エネ・再エネの普及	575	39.7%	267	50	2	10	28	43	46	35	25	65	4
生物多様性・野生動植物	474	32.7%	253	43	1	8	20	33	21	21	15	56	3

市民アンケート　日常生活の環境配慮行動

項目	該当人数	割合
ごみの減量・資源化	1,232	85.1%
省エネ・地球温暖化対策	1,236	85.4%
自然環境・生物多様性の保全	695	48.0%
回答者総数（分母）	1,448	



ごみの減量・資源化と省エネは８割以上。自然環境・生物多様性の保全につながる行動を促す取組が課題となる。

各分野の３項目のうち、いずれか１項目以上で「いつも行っている」と回答した方の割合。項目別割合の平均や、３項目すべてを実施する割合ではない。

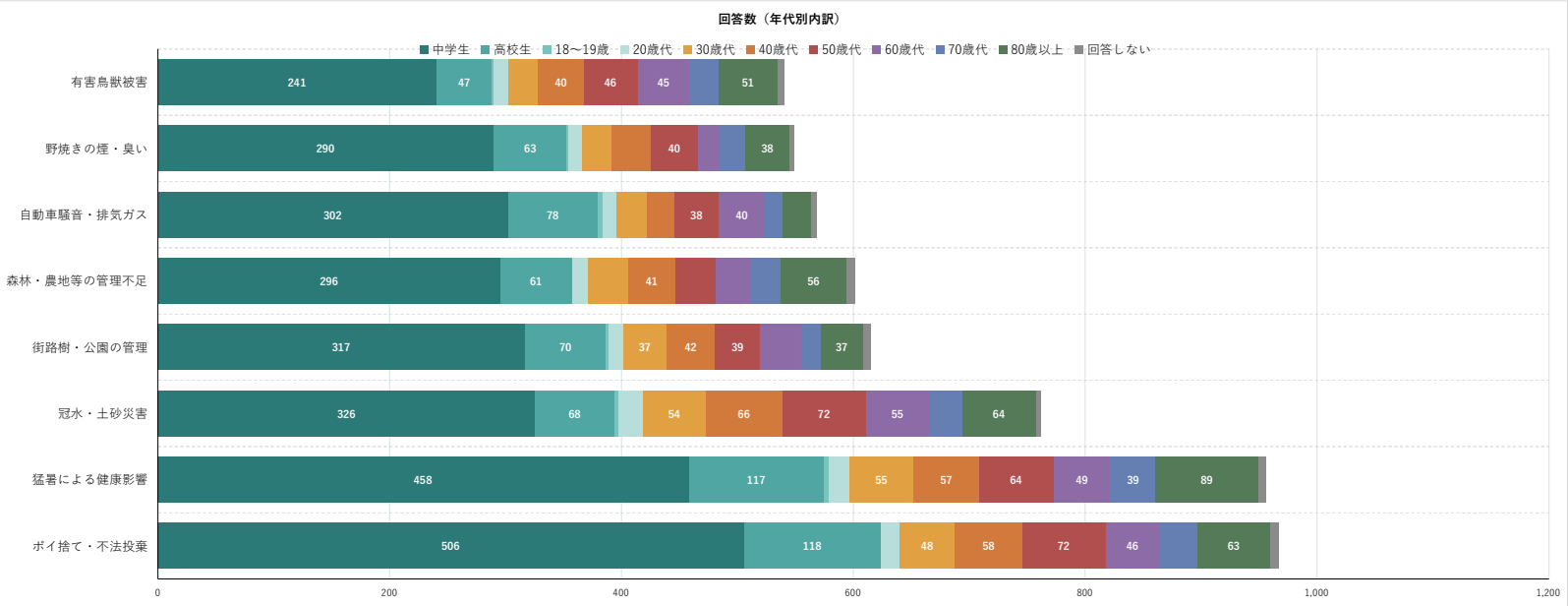
回答数（年代別内訳）

棒の長さは各項目の回答数（全回答者 1,448人）を示し、年代別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	中学生	高校生	18〜19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	回答しない
ごみの減量・資源化	1,232	85.1%	549	138	4	24	66	80	88	74	59	145	5
省エネ・温暖化対策	1,236	85.4%	599	136	5	22	58	72	78	71	52	136	7
自然環境・生物多様性	695	48.0%	316	63	4	8	25	38	38	47	45	108	3

市民アンケート　地域で感じる課題

項目	回答数	割合
ポイ捨て・不法投棄	967	66.8%
猛暑による健康への影響	956	66.0%
冠水・土砂災害への不安	762	52.6%
街路樹・公園の維持管理	615	42.5%
森林・農地・空き地の減少や管理不足	601	41.5%
自動車の騒音・排気ガス	569	39.3%
野焼きによる煙や臭い	549	37.9%
有害鳥獣による被害	540	37.3%
回答者総数（分母）	1,448	



ポイ捨て・不法投棄、猛暑の健康影響が多い。豪雨への不安や緑地等の維持管理も課題として挙がっている。

複数回答。ごみ・美化、公害・生活環境、自然・都市環境、気候変動・災害リスクの各分野から、原案掲載項目を一覧化。

回答数（年代別内訳）

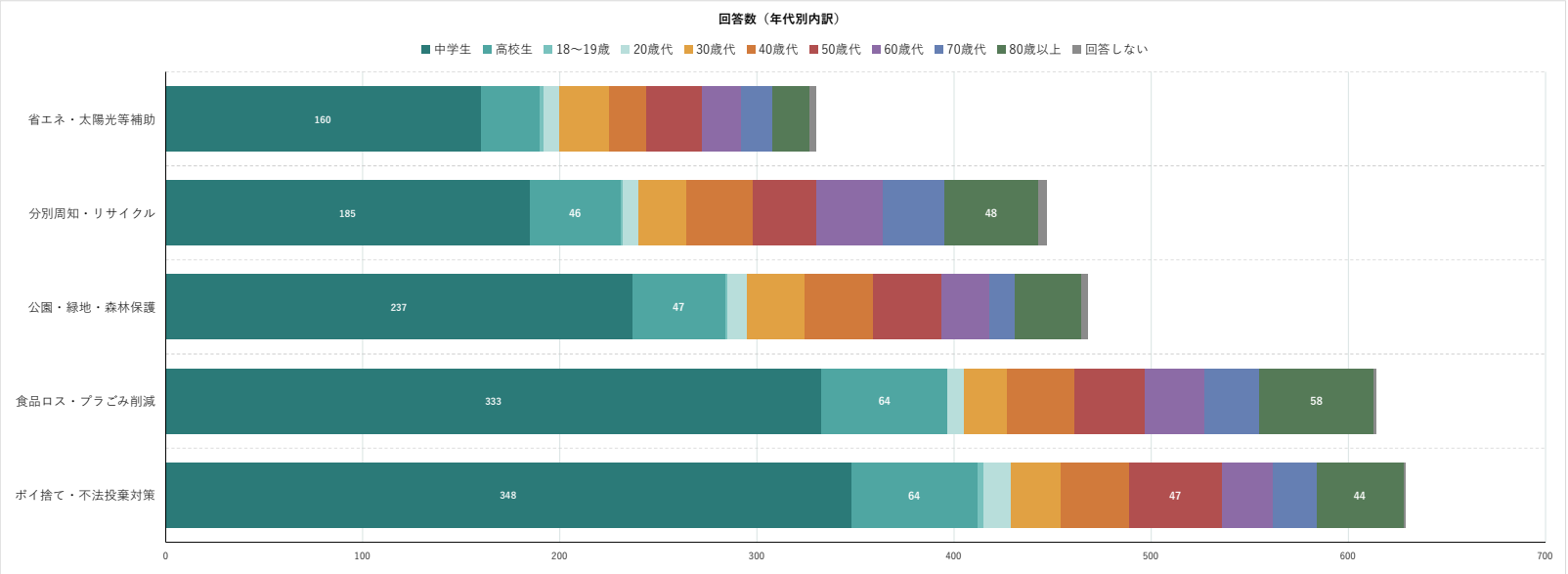
棒の長さは各項目の回答数（全回答者 1,448人）を示し、年代別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	中学生	高校生	18〜19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	回答しない
ポイ捨て・不法投棄	967	66.8%	506	118	0	16	48	58	72	46	33	63	7
猛暑による健康影響	956	66.0%	458	117	4	18	55	57	64	49	39	89	6
冠水・土砂災害	762	52.6%	326	68	3	22	54	66	72	55	28	64	4
街路樹・公園の管理	615	42.5%	317	70	2	13	37	42	39	35	17	37	6
森林・農地等の管理不足	601	41.5%	296	61	1	13	35	41	35	30	26	56	7
自動車騒音・排気ガス	569	39.3%	302	78	4	12	26	24	38	40	15	25	5
野焼きの煙・臭い	549	37.9%	290	63	1	12	26	34	40	18	23	38	4
有害鳥獣被害	540	37.3%	241	47	2	12	26	40	46	45	25	51	5

市民アンケート　市に期待する施策

項目	回答数	割合
ポイ捨て・不法投棄対策の強化	629	43.4%
食品ロス・プラごみ削減	614	42.4%
公園・緑地整備、里山・森林保護	468	32.3%
分別ルール周知・リサイクル推進	447	30.9%
省エネ家電・太陽光等の導入補助	330	22.8%

回答者総数（分母）　1,448



身近な環境課題への対応を求める回答が多い。ごみ・資源循環、自然環境の保全、導入支援を計画の各施策と関連付けて検討する。

複数回答。回答数の多い上位５施策を掲載。自由意見は248件で、ごみ、緑地管理、空き家、有害鳥獣、環境教育等に関する意見が寄せられた。

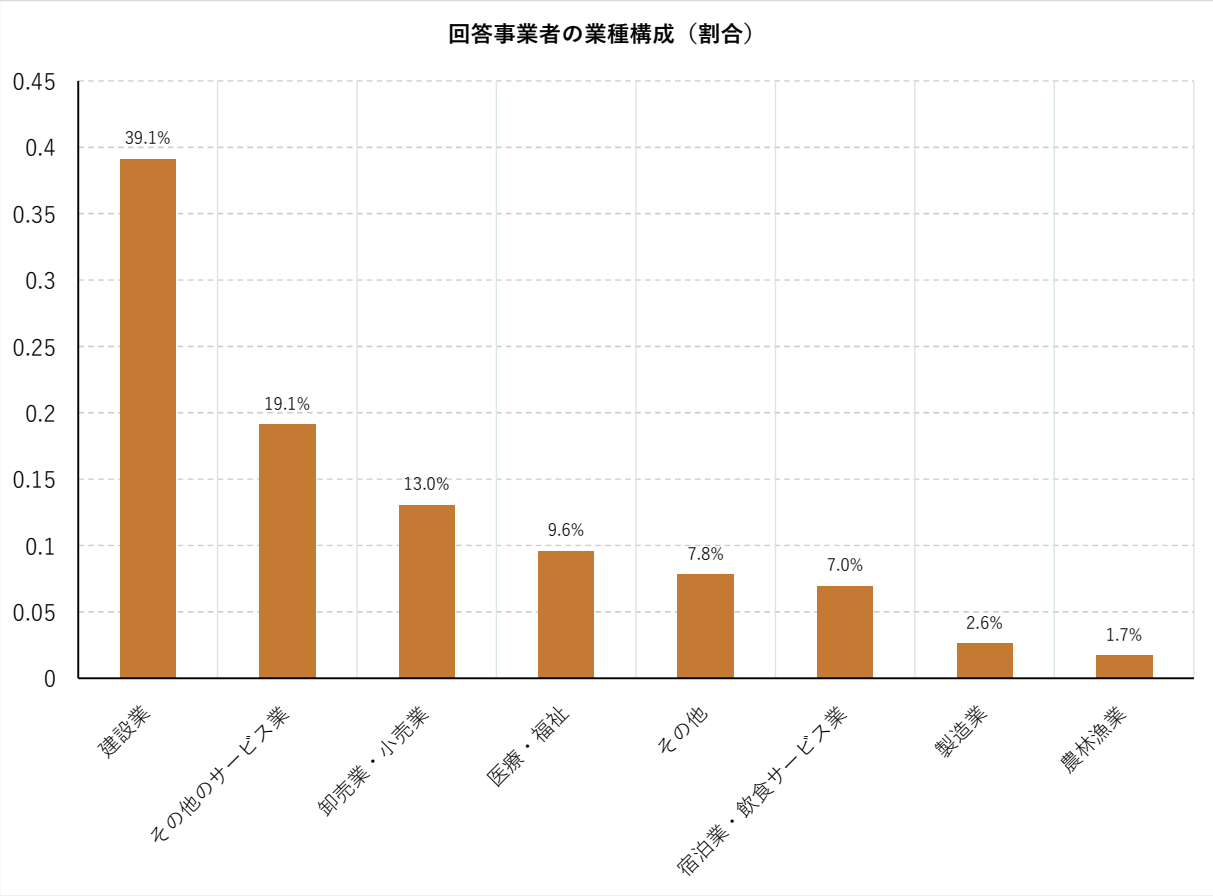
回答数（年代別内訳）

棒の長さは各項目の回答数（全回答者 1,448人）を示し、年代別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	中学生	高校生	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	回答しない
ポイ捨て・不法投棄対策	629	43.4%	348	64	3	14	25	35	47	26	22	44	1
食品ロス・プラごみ削減	614	42.4%	333	64	0	8	22	34	36	30	28	58	1
公園・緑地・森林保護	468	32.3%	237	47	1	10	29	35	35	24	13	34	3
分別周知・リサイクル	447	30.9%	185	46	1	8	24	34	32	34	31	48	4
省エネ・太陽光等補助	330	22.8%	160	30	2	8	25	19	28	20	16	19	3

事業者アンケート　回答事業者の業種

項目	事業者数	割合
建設業	45	39.1%
その他のサービス業	22	19.1%
卸売業・小売業	15	13.0%
医療・福祉	11	9.6%
その他	9	7.8%
宿泊業・飲食サービス業	8	7.0%
製造業	3	2.6%
農林漁業	2	1.7%



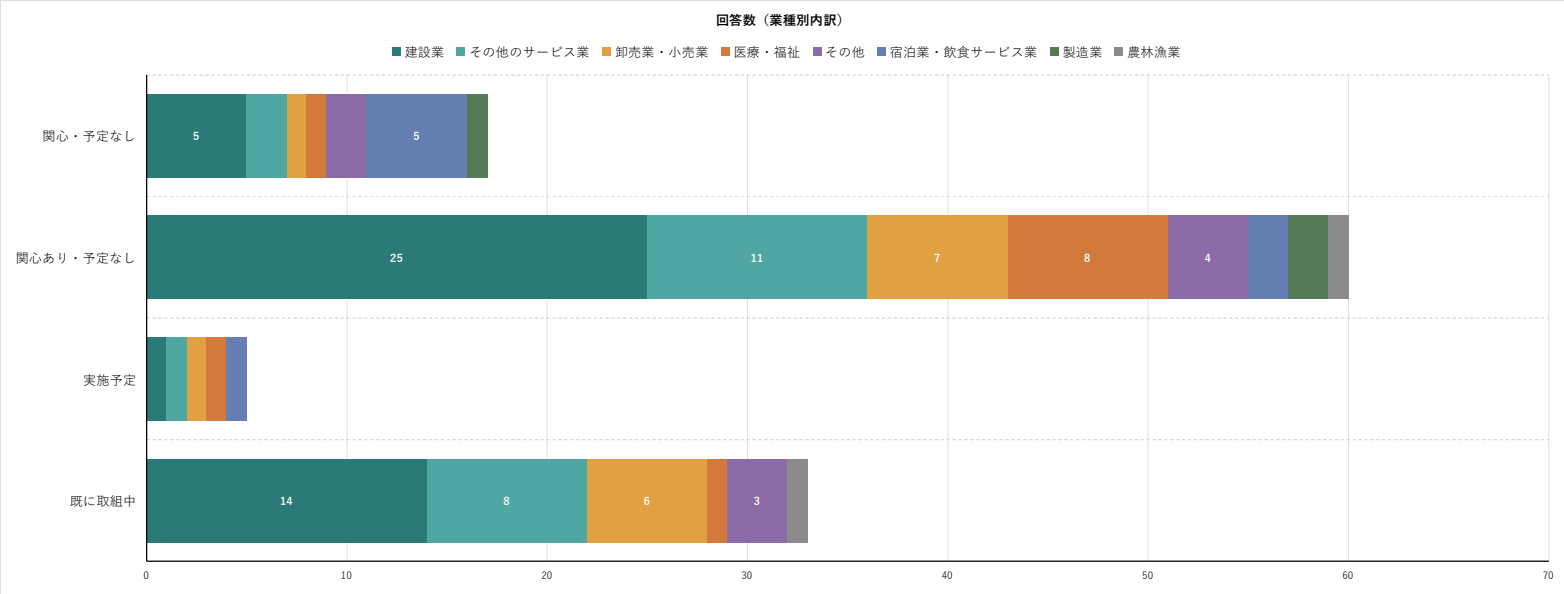
回答者総数（分母）　115

建設業が45者（39.1%）と最も多い。業種別の回答数には差があるため、回答事業者全体の傾向として取り扱う。

回答者の属性として調査した全８業種を掲載。棒グラフは全115者に占める割合を示す。

事業者アンケート　脱炭素・GXへの取組状況

項目	事業者数	割合
既に取組を進めている	33	28.7%
これから取り組む予定	5	4.3%
関心はあるが具体的な予定なし	60	52.2%
関心がない、又は取組予定なし	17	14.8%
回答者総数（分母）	115	



実施中又は実施予定は38者（33.0%）。関心があるが具体的な予定がない60者（52.2%）への情報提供や支援が検討課題となる。

４区分の合計は115者。割合は事業者総数を分母に算出。

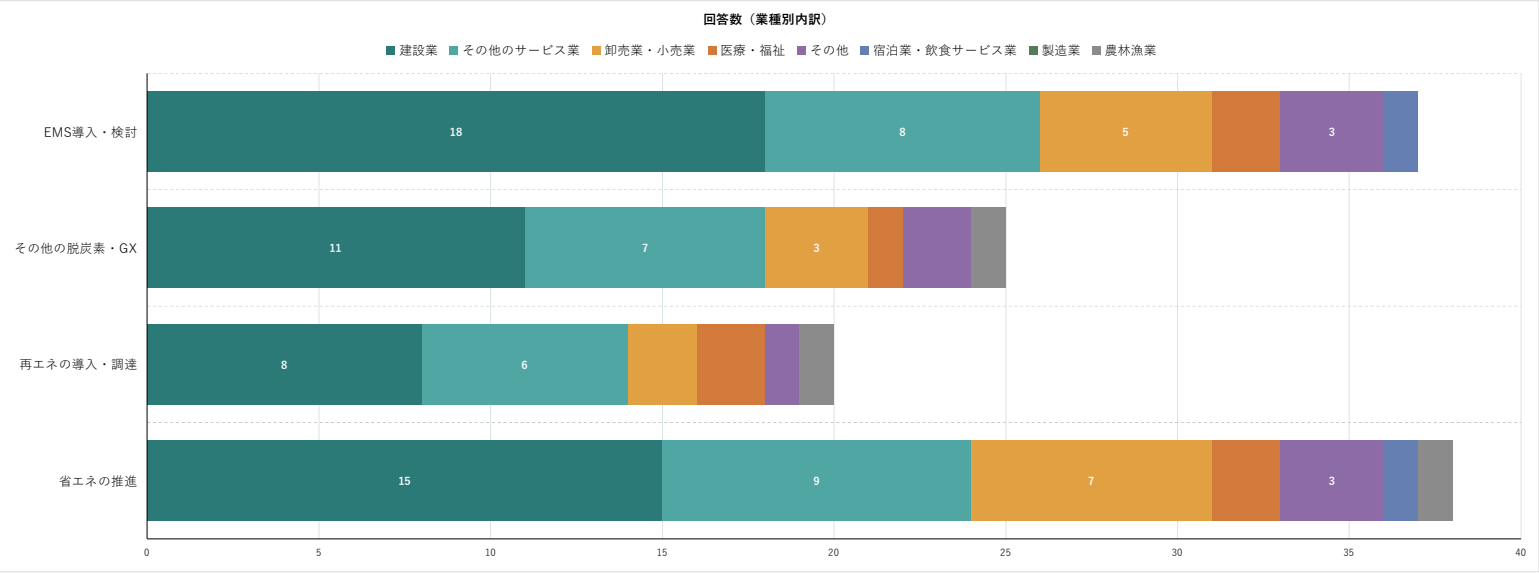
回答数（業種別内訳）

棒の長さは各項目の回答事業者数（全回答事業者 115者）を示し、業種別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	建設業	その他のサービス業	卸売業・小売業	医療・福祉	その他	宿泊業・飲食サービス	製造業	農林漁業
既に取組中	33	28.7%	14	8	6	1	3	0	0	1
実施予定	5	4.3%	1	1	1	1	0	1	0	0
関心あり・予定なし	60	52.2%	25	11	7	8	4	2	2	1
関心・予定なし	17	14.8%	5	2	1	1	2	5	1	0

事業者アンケート　分野別の取組状況

項目	該当事業者数	割合
省エネルギーの推進	38	33.0%
再エネの導入・調達	20	17.4%
その他の脱炭素・GX対応	25	21.7%
環境マネジメントシステムの導入・検討	37	32.2%
回答者総数（分母）	115	



省エネルギーの取組が比較的多い。再エネの導入・調達など、費用や専門知識が必要な取組への支援を検討する。

各分野でいずれか１項目以上を選択した事業者。EMSは導入又は検討を含む。実施済みだけの割合ではない。

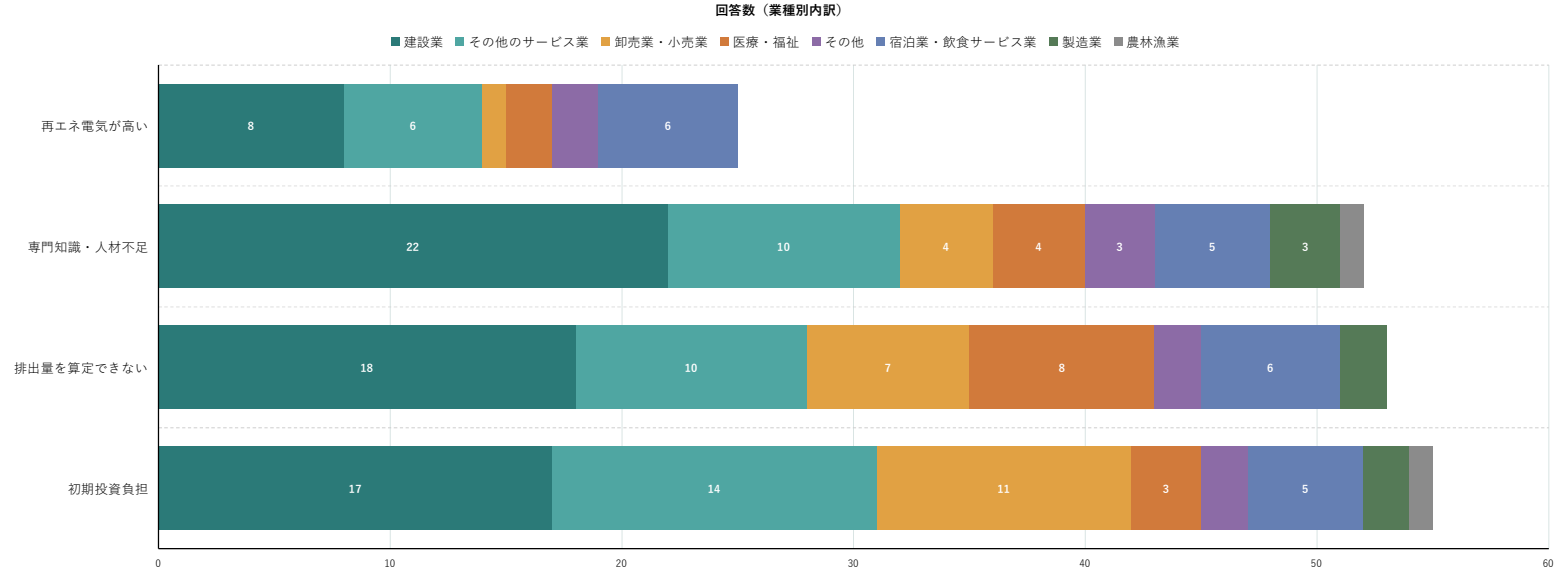
回答数（業種別内訳）

棒の長さは各項目の回答事業者数（全回答事業者 115者）を示し、業種別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	建設業	その他のサービス業	卸売業・小売業	医療・福祉	その他	宿泊業・飲食サービス	製造業	農林漁業
省エネの推進	38	33.0%	15	9	7	2	3	1	0	1
再エネの導入・調達	20	17.4%	8	6	2	2	1	0	0	1
その他の脱炭素・GX	25	21.7%	11	7	3	1	2	0	0	1
EMS導入・検討	37	32.2%	18	8	5	2	3	1	0	0

事業者アンケート　脱炭素・GXを進める上での課題

項目	事業者数	割合
初期投資の負担が大きい	55	47.8%
CO2排出量を計算・見える化できない	53	46.1%
専門知識・人材が不足	52	45.2%
再エネ由来電気の調達コストが高い	25	21.7%
回答者総数（分母）	115	



初期投資の負担に加え、排出量の把握方法や専門知識・人材の不足が障壁となっている。

複数回答。割合は全115者を分母に算出。

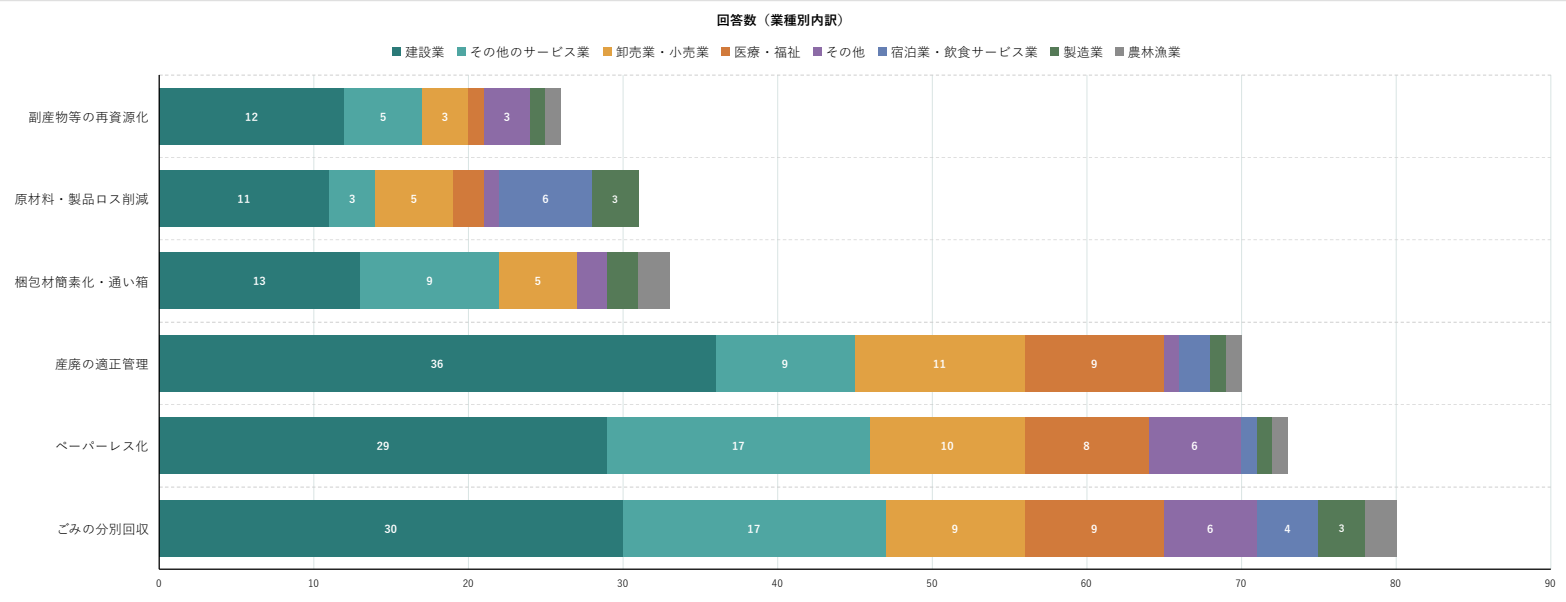
回答数（業種別内訳）

棒の長さは各項目の回答事業者数（全回答事業者 115者）を示し、業種別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	建設業	その他のサービス業	卸売業・小売業	医療・福祉	その他	宿泊業・飲食サービス	製造業	農林漁業
初期投資負担	55	47.8%	17	14	11	3	2	5	2	1
排出量を算定できない	53	46.1%	18	10	7	8	2	6	2	0
専門知識・人材不足	52	45.2%	22	10	4	4	3	5	3	1
再エネ電気が高い	25	21.7%	8	6	1	2	2	6	0	0

事業者アンケート　廃棄物削減・資源循環の取組

項目	事業者数	割合
オフィス内でのごみの分別回収	80	69.6%
ペーパーレス化	73	63.5%
産業廃棄物の適正な委託管理	70	60.9%
梱包材の簡素化・通い箱の使用	33	28.7%
原材料ロス・製品廃棄の削減	31	27.0%
副産物・廃棄物の再資源化	26	22.6%
回答者総数（分母）	115	



事務所内の分別やペーパーレス化は６割以上。事業工程・物流・再資源化の回答割合は、業種による該当性にも留意して読む必要がある。

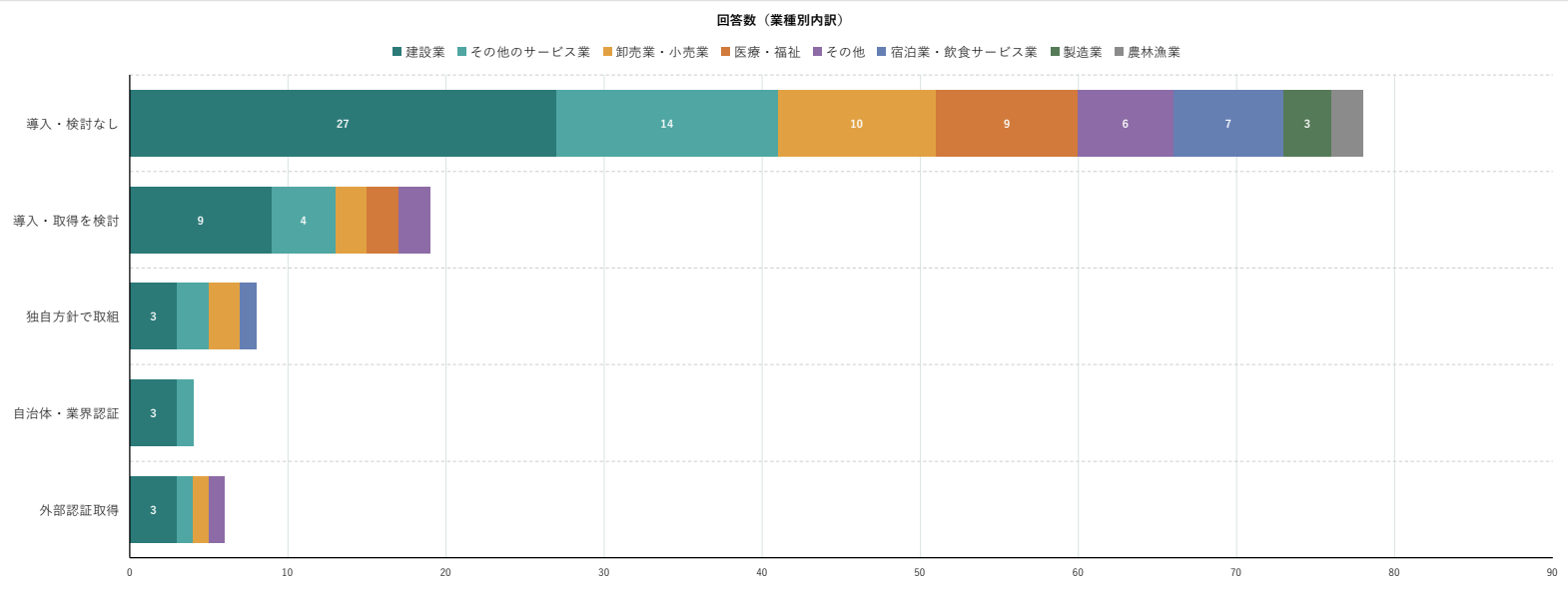
複数回答。原案に掲載された項目。各取組がすべての業種に当てはまるとは限らない。

回答数（業種別内訳）

棒の長さは各項目の回答事業者数（全回答事業者 115者）を示し、業種別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	建設業	その他のサービス業	卸売業・小売業	医療・福祉	その他	宿泊業・飲食サービス	製造業	農林漁業
ごみの分別回収	80	69.6%	30	17	9	9	6	4	3	2
ペーパーレス化	73	63.5%	29	17	10	8	6	1	1	1
産廃の適正管理	70	60.9%	36	9	11	9	1	2	1	1
梱包材簡素化・通い箱	33	28.7%	13	9	5	0	2	0	2	2
原材料・製品ロス削減	31	27.0%	11	3	5	2	1	6	3	0
副産物等の再資源化	26	22.6%	12	5	3	1	3	0	1	1

項目	事業者数	割合
ISO14001等の外部認証を取得	6	5.2%
自治体・業界独自の認証を取得	4	3.5%
独自の環境方針による自主的取組	8	7.0%
認証取得・自主的取組を検討	19	16.5%
導入せず、検討もしていない	78	67.8%
回答者総数（分母）	115	



導入又は検討は37者（32.2%）。認証制度だけでなく、自主的な環境方針や取組の普及も検討する。

未導入理由は、情報不足52者、人手不足35者、費用負担29者、必要性を感じない43者（複数回答）。

回答数（業種別内訳）

棒の長さは各項目の回答事業者数（全回答事業者 115者）を示し、業種別に色分けしています。

設問項目	回答数	回答割合	建設業	その他のサービス業	卸売業・小売業	医療・福祉	その他	宿泊業・飲食サービス	製造業	農林漁業
外部認証取得	6	5.2%	3	1	1	0	1	0	0	0
自治体・業界認証	4	3.5%	3	1	0	0	0	0	0	0
独自方針で取組	8	7.0%	3	2	2	0	0	1	0	0
導入・取得を検討	19	16.5%	9	4	2	2	2	0	0	0
導入・検討なし	78	67.8%	27	14	10	9	6	7	3	2

確定集計から見える傾向と計画への反映

１　市民の行動

ごみの減量・資源化や省エネは８割以上が日常的に何らかの取組を実施。自然環境・生物多様性の保全に関する行動への参加を促す。

２　身近な環境課題

ポイ捨て・不法投棄、猛暑、豪雨、緑地等の管理など、日常生活で感じる課題への対応を計画に位置付ける。

３　事業者のGX

関心を実行へつなげるため、補助制度、取組事例、排出量の見える化、相談先などの情報提供・支援を検討する。

４　調査結果の限界

市民は中高生、事業者は建設業の回答割合が高い。結果は市民全体・市内事業者全体の構成をそのまま表すものではなく、回答者の傾向として取り扱う。

５　自由意見

市民248件、事業者18件の自由意見が寄せられた。ごみ・資源循環、緑地等の管理、有害鳥獣、環境教育、設備導入支援、情報提供等に関する意見が多い。

（市民アンケートの主な内容）
・ポイ捨て、不法投棄、ペットのふん等に対する啓発や取締りを強化してほしい。
・ごみの分別方法を分かりやすく周知し、プラスチックや粗大ごみ等の回収場所・回収機会を増やしてほしい。
・生ごみ処理機やコンポストへの補助など、ごみの減量・資源化を支援してほしい。
・道路、公園、街路樹、河川等の除草や樹木管理を進め、安全性と景観を確保してほしい。
・空き家・空き地の適正管理を進め、倒壊、雑草、害虫等による周辺への影響を防いでほしい。
・サル、イノシシ、シカ、クマ等の有害鳥獣対策や、出没情報の提供を充実してほしい。
・野焼き、騒音、悪臭等について、相談しやすく、早期に対応できる体制を整えてほしい。
・森林、農地、里山等を保全するとともに、景観や自然環境に配慮した太陽光発電設備の設置を進めてほしい。
・子どもを含め、市民が環境問題を学び、清掃活動や自然保全活動に参加できる機会を増やしてほしい。
・猛暑や豪雨、河川の氾濫等への対策のほか、徒歩・自転車・公共交通を利用しやすい環境を整備してほしい。
（事業者アンケートの主な内容）
・LED照明、高効率空調その他の省エネ設備の更新に対する補助制度を充実してほしい。
・設備更新に多額の費用が必要となるため、事業者の規模や業種に応じた支援を行ってほしい。
・環境マネジメントシステムや二酸化炭素排出量の見える化について、情報提供や相談支援を行ってほしい。
・市が率先して公共施設の省エネルギー化等に取り組み、市民や事業者に見える形で発信してほしい。
・生ごみ処理機の導入、堆肥化、バイオマス利用等を進め、焼却・埋立処分するごみを削減してほしい。
・行政、地域住民及び専門事業者が連携し、短期・中期・長期に分けて計画的に環境施策を進めてほしい。
・不要な書類や手続を見直し、ペーパーレス化と事務負担の軽減を進めてほしい。

６　計画への反映

身近な環境課題への対応、自然環境・生物多様性に関する行動の促進、事業者の設備投資・見える化・専門知識への支援を施策及び成果指標の検討に反映する。

第３次倉吉市環境基本計画策定に係るアンケート実施要項 Ver1.1

１　目的

令和９年度を初年度とする第３次倉吉市環境基本計画の策定に当たり、市民、市内の学校に通学する生徒及び学生並びに市内事業者の環境に対する意識、取組状況、地域で感じている課題、市に期待する施策等を把握し、計画に掲げる施策及び成果指標を検討するための基礎資料とする。

特に、将来の環境を担う若い世代の意見を計画に反映するため、中学生、高校生、大学生等からも広く意見を聴取する。

あわせて、計画の中間見直し等において同様の調査を実施し、市民及び事業者の意識や行動の変化を把握するための基準値を設定する。

２　調査の名称

調査の名称は、次のとおりとする。

（１）　倉吉市環境基本計画市民アンケート

（２）　倉吉市環境基本計画事業者アンケート

３　実施主体　　倉吉市（市民生活部環境課）

４　調査対象

（１）　市民アンケート

ア　市内に居住する中学生以上の者

イ　市外に居住し、市内の事業所に通勤し、又は市内の中学校、高等学校、大学、短期大学、専門学校その他これらに類する教育機関に通学する者

（２）　事業者アンケート

市内に事業所を有する法人、団体及び個人事業者を対象とする。

５　実施期間　　令和８年９月 14 日（月）から令和８年 10 月 16 日（金）まで

６　調査方法

（１）　市民アンケート

市報、市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等にアンケートページのＵＲＬ及びＱＲコードを掲載し、鳥取県電子申請サービスを利用して回答を受け付ける。

中学生、高校生、大学生等については、市内の教育機関を通じて、調査への協力を依頼する。

必要に応じ、市役所その他の公共施設等でアンケートの案内を行う。

（２）　事業者アンケート

倉吉商工会議所その他の関係団体を通じて調査への協力を依頼し、鳥取県電子申請サービスを利用して回答を受け付ける。

７　回答方法

ア　回答者の氏名及び住所は取得しない。ただし、鳥取県電子申請サービスの利用に伴い、回答者のメールアドレスを取得することがある。

イ　回答者は、市民又は事業者の区分に応じ、鳥取県電子申請サービス上の設問に回答する。ただし、回答環境への配慮その他の理由により必要がある場合は、書面による回答を受け付けることができる。

ウ　回答は、１人又は１事業者につき１回とする。

8　調査項目

（1）　市民アンケート

ア　回答者の属性

性別、年代、居住地域、在学状況、市外居住者と倉吉市との関わりその他集計及び分析に必要な事項

イ　環境問題に対する関心

ウ　日常生活における環境配慮行動の実施状況

エ　居住地域又は通学地域で課題と感じている環境問題

オ　市が重点的に取り組むべき環境施策

カ　市の環境施策に対する意見及び提案

キ　その他計画の策定に必要な事項

※属性に関する設問には、必要に応じて「その他」又は「回答しない」の選択肢を設ける。また、居住地域は、市内13地区を基本として区分する。ただし、回答者が少数となる区分については、個人の特定を防止するため、公表時に他の区分と統合する場合がある。

（2）　事業者アンケート

ア　業種

イ　脱炭素及びGXに関する取組状況

ウ　省エネルギー設備及び再生可能エネルギーの導入状況

エ　廃棄物の削減、適正処理及びリサイクルの取組状況

オ　環境マネジメントシステムの導入状況

カ　環境に配慮した取組を進める上での課題

キ　その他計画の策定に必要な事項

9　若い世代からの意見聴取

中学生、高校生、大学生等の意見を把握するため、学校等を通じて積極的な周知を行う。

設問は、年代にかかわらず原則として共通のものを使用し、年代又は在学状況別に集計する。ただし、生徒及び学生が回答しやすいよう、専門用語には説明を付すなど、分かりやすい表現に配慮する。

学校等に対しては回答への協力を依頼するものとし、生徒及び学生の回答を義務付けない。

10　回答特典

市民アンケートへの回答を促進するため、回答者のうち希望する者の中から、抽選で50人にノベルティを贈呈する。

ノベルティは、指定ごみ袋（大・10枚入り）とする。ただし、市外に居住する当選者については、本人の希望により、指定ごみ袋に代えてくらすけくんグッズを贈呈することができる。

当選者には、応募時に登録されたメールアドレス宛てに通知する。ノベルティは、当選通知を確認したうえで、環境課窓口において交付する。

事業者アンケートは、回答特典の対象としない。

11　抽選への応募

抽選への応募を希望する者は、アンケート回答時に、回答特典への応募を希望する旨を選択する。

当選者への連絡には、鳥取県電子申請サービスの利用に伴い取得したメールアドレスを使用する。

当該メールアドレスは、アンケートの集計及び分析には使用しない。

12　抽選及び当選者への通知

抽選は、アンケート実施期間終了後、市が公正な方法により行う。当選者の発表は、当選者への通知をもって代える。

当選者は、市が指定する期限までにノベルティを受け取るものとする。

連絡先メールアドレスの誤り、メールの不達又は期限までに受け取らなかった場合は、当選を無効とする。この場合、次点者の繰上当選は行わない。

13　個人情報の取扱い

鳥取県電子申請サービスの利用に伴い取得したメールアドレスは、アンケートの受付及び回答特典に係る抽選、当選者への連絡以外の目的に使用しない。

当該メールアドレスは適切に管理し、ノベルティの交付期間の終了後、速やかに消去する。

14　集計及び分析

アンケートの回答は、市民及び事業者の区分ごとに集計する。

市民アンケートについては、必要に応じて性別、年代、居住地域、在学状況等の属性別に集計し、傾向を分析する。特に、中学生、高校生、大学生等の若い世代の回答については、他の年代との比較を行う。

事業者アンケートについては、必要に応じて業種別に集計し、傾向を分析する。

自由記載の回答については、個人又は事業者を特定できる情報を除いた上で、内容ごとに整理する。

なお、本調査は任意回答によるものであるため、集計結果の利用に当たっては、回答者の構成及び回答方法による偏りに留意する。

15　調査結果の活用

調査結果は、次に掲げる目的に活用する。

（1）　第３次倉吉市環境基本計画に掲げる課題及び施策の検討

（2）　計画に掲げる成果指標及び目標値の設定

（3）　倉吉市環境審議会における審議資料の作成

（4）　計画期間中における施策の進捗状況の点検及び評価

（5）　その他市の環境施策の検討

16　調査結果の公表

調査結果は、第３次倉吉市環境基本計画、倉吉市環境審議会資料、市公式ウェブサイトその他適切な方法により公表する。

公表に当たっては、個人又は特定の事業者を識別できないよう必要な措置を講じる。

属性別の回答者数が少なく、個人が推測されるおそれがある場合は、当該区分を他の区分と統合し、又は公表しないことができる。

17　事務局

アンケートの実施に関する事務は、市民生活部環境課が行う。学校等への協力依頼に当たっては、必要に応じて教育委員会その他の関係部署と連携する。

18　その他

この要項に定めるもののほか、アンケートの実施に必要な事項は、市民生活部環境課長が別に定める。

第３次倉吉市環境基本計画策定に係るアンケート項目について

第３次倉吉市環境基本計画策定に係るアンケート実施要項第８項による当該アンケートの調査項目は次のとおりとする。

１　市民アンケート

設問１　あなた自身のことについて

（１）　あなたの性別について

ア　男、イ　女、ウ　答えたくない

（２）　あなたの年代を教えてください。

ア　中学生、イ　高校生、ウ　18～19 歳、エ　20 歳代、オ　30 歳代、カ　40 歳代、キ　50 歳代、ク　60 歳代、ケ　70 歳代、コ　80 歳以上、サ　回答しない

（３）　あなたの職業について（中学生・高校生を除く）

ア　農林漁業、イ　自営業（農林漁業以外）、ウ　会社・団体役員、エ　公務員・団体職員、オ　会社員などの正規の職員・従業員、カ　パートタイム・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託、ク　学生、ケ　家事専業、コ　無職、サ　その他

（４）　あなたのお住まいの地域について

ア　上北条、イ　上井、ウ　西郷、エ　上灘、オ　成徳、カ　明倫、キ　灘手、ク　社、ケ　北谷、コ　高城、サ　小鴨、シ　上小鴨、ス　関金、セ　市外

（５）　市外にお住まいの方に伺います。倉吉市との関わりを教えてください。

ア　倉吉市内に通勤している。

イ　倉吉市内の中学校に通学している

ウ　倉吉市内の高校に通学している

エ　倉吉市内の大学、短期大学又は専門学校等に通学している

オ　その他

設問２　あなたは、次にあげる環境問題の中で、どのようなことに関心がありますか。

（複数回答可）

（１）　地球規模の環境問題について

ア　地球温暖化・気候変動（猛暑、豪雨災害など）

イ　海洋プラスチックごみ問題

ウ　生物多様性の危機・野生動植物の減少

（２）　地域の生活環境問題

ア　ごみの減量・リサイクルの推進

イ　大気汚染や水質汚濁

ウ　不法投棄やポイ捨て

エ　騒音・振動・悪臭

（３）　自然・快適環境の保全

ア　身近な緑（公園、森林、里山）の保全

イ　省エネルギー・再生可能エネルギーの普及

ウ　食品ロスの削減

（4）　その他（自由記載）

設問３　あなたは、日頃の生活の中で、次のような環境に配慮した取組を行っていますか。

（それぞれ１つずつ選択）

※選択肢：いつも行っている・ときどき行っている・あまり行っていない・全く行っていない。

（1）　ごみの減量・資源化

ア　ごみの分別を徹底し、リサイクルに協力している。

イ　マイバッグやマイボトルを持ち歩き、使い捨てプラスチックを減らしている。

ウ　食べ残しをしない、食材を使い切るなど「食品ロス」を減らしている。

（2）　省エネルギー・地球温暖化対策

ア　誰もいない部屋の電気を消す、エアコンの温度設定を適切にする。

イ　省エネ型の家電製品やＬＥＤ照明を選んで購入している。

ウ　近い距離は歩く、又は自転車や公共交通機関を利用している。

（3）　自然環境・生物多様性の保全

ア　地域の清掃活動や緑化活動に参加している。

イ　水や洗剤を使いすぎないよう、生活排水に気をつけている。

ウ　環境に優しいマーク（エコマーク等）のついた製品を選んでいる。

（4）　その他（自由記載）

設問４　あなたが住んでいる地域で、現在、課題だと感じている環境問題は何ですか。市外にお住まいの方は、倉吉市内の通勤先又は通学先やその周辺についてお答えください。

（複数回答可）

（1）　ごみ・美化に関する課題

ア　集積所（ごみステーション）の管理やマナー

イ　道路、公園、河川などへのポイ捨てや不法投棄

ウ　ペットのフンの放置や飼育マナー

（2）　公害・生活環境に関する課題

ア　自動車の騒音や排気ガス

イ　近隣の工場・事業所、飲食店などからの騒音・悪臭

ウ　野焼き（野外焼却）による煙や臭い

（3）　自然・都市環境に関する課題

ア　身近な緑（森林、農地、空き地）の減少や管理不足

イ　街路樹や公園の維持管理（雑草、害虫など）

ウ　カラスやイノシシ、シカなどの有害鳥獣による被害

（4）　気候変動・災害リスクに関する課題

ア　夏の猛暑による健康への影響

イ　大雨による道路の冠水や、土砂災害への不安

（5）　その他（自由記載）

設問５　これからの本市の環境づくりにおいて、倉吉市が特に力を入れて取り組むべきだと思うことは何ですか。（３つまで）

（１）　脱炭素・エネルギー対策

ア　家庭や事業者への省エネ家電・太陽光発電などの導入補助

イ　公共施設への再生可能エネルギー（太陽光など）の積極的な導入

（２）　循環型社会（ごみ対策）の推進

ア　ごみの分別ルールの周知とリサイクルの更なる推進

イ　食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けた取組

（３）　自然環境・生物多様性の保全

ア　公園や緑地の整備、里山・森林の保護

イ　地域の野生動植物や生態系の調査・保護活動への支援

（４）　快適な生活環境の維持（公害防止）

ア　工場や自動車などによる大気汚染、騒音、悪臭の監視・指導

イ　道路や河川、公園などのポイ捨て・不法投棄対策の強化

（５）　教育・パートナーシップ

ア　学校や地域における環境教育・学習機会の充実

イ　市民団体や事業者による環境活動への支援・連携強化

設問６　倉吉市の環境や今後の環境施策について、御意見や御提案がありましたら自由に記入してください。（自由記載）

その他の設問　回答特典への応募を希望しますか。

（１）　希望する、（２）　希望しない

※抽選で 50 名の方に指定ごみ袋（大・10 枚入り）を進呈します。受取は倉吉市環境課窓口で、令和８年 11 月以降になります。また、市外の方の場合は、くらすけくんグッズに変更することも可能です。

2　事業者アンケート

設問１　あなたの事業所の主な業種を教えてください。　（１つだけ選択）

複数の事業を行っている場合は、売上高又は従業員数が最も多い事業を選んでください。

（１）　農林漁業、（２）　建設業、（３）　製造業、（４）　卸売業・小売業、

（５）　宿泊業・飲食サービス業、（６）　医療・福祉、（７）　その他のサービス業

（８）　その他

設問２　あなたの事業所における、脱炭素・ＧＸに向けた取組状況について教えてください。

（１つだけ選択）

（１）　既に取組を進めている（計画的に実施中）

（２）　これから取り組む予定である（具体的に検討中）

（３）　関心はあるが、具体的な予定はない

（４）　関心がない、又は取り組む予定はない

設問３　前問で１又は２と答えた方に伺います。具体的にどのような取組を行っていますか、又は行う予定ですか。　（複数回答可）

（１）　省エネの推進

ア　ＬＥＤ照明や高効率エアコンなど、省エネ型設備への更新

イ　クールビズ・ウォームビズの実施や、こまめな消灯・温度管理

ウ　製造工程や配送ルートの見直しによるエネルギー削減

エ　その他（自由記載）

（２）　再エネの導入・調達

ア　自社ビル・工場への太陽光発電設備の設置

イ　電力会社からの再生可能エネルギー由来の電気（再エネ電気）の購入

ウ　その他（自由記載）

（３）　その他の脱炭素・ＧＸ対応

ア　社用車の電気自動車（ＥＶ）やハイブリッド車（ＨＶ）への切り替え

イ　サプライチェーン（取引先）からの温室効果ガス排出量の把握・削減要請への対応

ウ　カーボンクレジットの購入・活用

エ　カーボンクレジットの販売

オ　その他（自由記載）

設問４　脱炭素・ＧＸを進める上での課題や障壁は何ですか。　（複数回答可）

（１）　初期投資（設備導入費用）の負担が大きい

（２）　何から取り組めばよいか、専門知識や人材が不足している

（３）　再生可能エネルギー由来の電気の調達コストが高い

（４）　自社がどのくらい二酸化炭素（ＣＯ２）を排出しているか計算できない（見える化）

（５）　その他（自由記載）

設問５　あなたの事業所において、産業廃棄物や一般廃棄物の削減・リサイクルについて、どのような取組を行っていますか。　（複数回答可）

（１）　社内での資源循環

①ペーパーレス化（電子データ化、両面印刷の徹底）を推進している

②オフィス内でのごみの分別回収を徹底している

（２）　事業活動における削減

①製造工程や調理場での原材料のロス、製品の廃棄を削減している

②梱包材や輸送用パレットの簡素化、通い箱（リユース容器）を使用している

（３）　適正処理と付加価値

①産業廃棄物の委託処理状況を適切に管理（マニフェストの運用など）している

②自社で発生した副産物や廃棄物を原材料として再資源化（リサイクル）している

設問６　あなたの事業所における、「環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）」の導入状況について教えてください。　（１つだけ選択）

（１）　既に外部認証（ISO14001 など）を取得している

（２）　自治体や業界独自の認証（エコアクション 21、TEAS など）を取得している

（３）　認証は取得していないが、独自の環境方針を定め、自主的な取り組みを行っている

（４）　現在、認証の取得や自主的な取組を検討中である

（５）　特に導入しておらず、検討もしていない

設問７　前問で（１）～（３）と答えた方に伺います。環境マネジメントを導入したことで、どのような効果がありましたか。　（複数回答可）

（１）　経済的効果：電気代や燃料費などの経費（エネルギーコスト）が削減された

（２）　意識の変化：従業員の環境保全に対する意識やマナーが向上した

（３）　社会的信頼：取引先からの評価が上がった、又は受注や融資で有利になった

（４）　法令遵守：環境関連の法律（ごみ処理、公害防止など）の違反リスクが減った

（５）　その他（自由記載）

設問８　設問６で（４）又は（５）と答えた方に伺います。環境マネジメントシステムを導入していない理由は何ですか。　（複数回答可）

（１）　取得や維持にかかる費用（コスト）の負担が大きい

（２）　手続きや日々の運用に必要な書類作成の手間（人手）が足りない

（３）　自社の規模や業種には必要性を感じない

（４）　どのようなシステムや認証があるのか、情報が不足している

（５）　その他（自由記載）

設問９　倉吉市の環境や今後の環境施策について、御意見や御提案がありましたら自由に記入してください。　（自由記載）

資料２











第３次
倉吉市環境基本計画

２０２７－２０３６

令和９年３月　倉吉市

目　次

第１章　計画の概要

１　計画の趣旨・・・

基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（生活環境の安全・安心）
Ⅳ－１　大気を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
Ⅳ－２　水を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
Ⅳ－３　騒音・振動・悪臭の少ないまちをつくる・・・・・・・・・・・・・５１
Ⅳ－４　まちの清潔を保持する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
Ⅳ－５　伝統的景観と都市景観を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
Ⅳ－６　ペットを適正管理し、動物と共生する・・・・・・・・・・・・・・５６

基本目標Ⅴ 人と自然が共生するまちを実現する（自然の持つ多面的機能の保全）
Ⅴ－１　自然とのふれあいを進める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
Ⅴ－２　野生動植物の生息・生育環境を守る・・・・・・・・・・・・・・・５９
Ⅴ－３　豊かな農地を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
Ⅴ－４　健やかな森林を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１

第４章　計画の推進体制
１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

資　料
１　市民・事業者アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・６５

２　倉吉市の概要　環境の現状と課題
１　市の概況
　人口の将来見通しとまちづくりの主要課題・・・・・・・・・・・・・・７１
　これまでと将来の気候・気象の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・７６

３　これまでの取組
１　第１次、第２次基本計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・８２
２　第２次倉吉市環境基本計画の環境指標・・・・・・・・・・・・・・・・８２
３　第２次倉吉市環境基本計画　取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・８９

４　倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
１　温室効果ガス排出量の推計・要因分析・・・・・・・・・・・・・・・・９２
２　温室効果ガス排出量の将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

５　その他
倉吉市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
倉吉市環境審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

第１章　計画の概要

改定部分の要点を赤字表記

1　計画の趣旨

▎はじめに

令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画において、私たちは気候変動、生物多様性の損失及び汚染という３つの危機に直面しており、持続可能な社会への転換に向けた社会変革が必要であることが強い「危機感」とともに示されました。これらへの対応として、国際的にはSDGs（持続可能な開発目標）の取組、国の環境施策においては、「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現する、「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）を目指した取組が進められています。

同計画では、「全員参加型」のパートナーシップの下、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、持続可能な社会を実現する方向での相互作用、すなわち共進化することを目指すこととされており、本市としてもこうした環境問題や社会情勢の変化に対応し、本市の環境をより良いものとするため、協調した取組を進めていく必要があります。

▎これまでの取組

本市では2005(平成17)年に第１次、2017（平成29）年に第２次の倉吉市環境基本計画を策定し、第２次計画では、2022（令和４）年度から2026（令和８）年度までの後期計画を策定し、「快適に暮らすことができるまち倉吉」の実現に向けて取り組んできました。

第２次計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包し、2050（令和32）年に温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会実現に向けた取組を進めてきました。

また、2026（令和8）年３月に策定した、『元気なまち、くらよし、未来へ!』を将来像とする「第 12 次倉吉市総合計画-後期基本計画」において、「廃棄物の減量と適正処理」、「再生可能エネルギーの活用と自然環境の保全」などを、環境保全に関する施策として位置付け、持続可能な地域づくりを目指すSDGs の考え方を各施策に関連付けしています。

▎気候変動への緩和策と適応策

衆・参両議院において2020 年に「私たちは『もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている』との認識を世界と共有する」旨の「気候非常事態宣言」が決議され、2023 年７月には、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。

気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は平成 30 年 11 月に策定した「気候変動適応計画」を令和 3 年 10 月に変更し、気候変動適応に関する分野別施策（防災、安全保障、農業、健康等）の幅広い分野で適応策を拡充しています。

鳥取県においては、2020（令和２）年３月に地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包した、環境の保全や創造に関する施策等の総合的な推進に向けた計画（環境基本計画）「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。

深刻化する気候変動の対策には、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」に加え、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の取組を行うことが世界全体で求められています。このたびの改定では、本市においても、市域の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に加えて、地域気候変動適応計画を策定し、倉吉市環境基本計画（第３次）に内包します。

▎生活環境、社会経済状況の変化に伴う課題

◇人口減少社会　（コミュニティ活動）

・地域コミュニティの担い手不足と弱体化により、里地里山や森林の管理、水資源の保全活動（草刈りや水源管理など）の担い手が不足し、自然環境や景観の維持が困難になります。
・生物多様性の低下や、獣害（イノシシ、シカなど）の深刻化、不法投棄の監視体制が弱まるリスクも懸念されています。
・限られた地域資源や人材を活かし、環境・経済・社会の課題を同時に解決する自立・分散型の地域づくりを進めることが望まれています。

◇循環型社会の形成　（市民一人あたりのごみの排出量、プラスチックリサイクル）

・「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行が国家戦略として進められています。
・　国際的な資源需要の増大や供給の不安定化に伴い資源の安定確保が急務となっています。
・市民一人あたりのごみの排出量は減少傾向にあるものの、プラスチック資源循環などの取り組みやライフサイクル全体での資源制約への対応が引き続き重要となっています。
・　プラスチック製買物袋の有料化や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ循環法）」に基づく取り組みが進められていますが、さらなるリサイクルの高度化や排出抑制（リデュース）が課題です

◇汚染への対応　（不法投棄、野焼き）

・経済成長に伴うライフスタイルの変化により廃棄物が多様化・複雑化し、最終処分場の容量ひっ迫や、処理コストを免れるための不適正処理が後を絶ちません。
・リサイクル法制の強化や廃棄物処理費用の高騰に伴い、悪質な事業者や個人による産業廃棄物・一般廃棄物の不法投棄が依然として発生しています。
・従来地域で行われていたごみの屋外焼却（野焼き）に対する悪臭、大気汚染（ダイオキシン類の発生）、火災リスクへの懸念や公害苦情が急増しています。

◇森林保全、生物多様性　（野生鳥獣被害）

・野生鳥獣による被害は、農林業の担い手不足や耕作放棄地の増加、狩猟者の高齢化・減少を背景に深刻化し、森林の荒廃や生物多様性の損失（下層植生の食害や土壌流出など）を引き起こしています。

・担い手不足により、間伐や再造林といった森林の適切な維持管理が困難になり、生態系のバランスが崩れるリスクが生じています。

◇温室効果ガスの削減　（排出量削減が鈍化、適切な再生可能エネルギー設置）

・脱炭素社会への移行が進む一方で、足元では温室効果ガスの排出量削減のスピードが鈍化傾向にあります。

・太陽光や風力などの再生可能エネルギーを導入する際、環境破壊や地域社会との摩擦を防ぎ、適切な立地と合意形成を行うことが重要です。

・再生可能エネルギーの活用と省エネルギーを組み合わせることで、持続可能な脱炭素化を推進する必要があります。

◇気候変動　（高温化、災害の激甚化、農産物への影響）

・年々最高気温が更新され、夏季の熱中症搬送者数や死亡者数が高止まりしています。特に高齢者のリスク管理が急務です。

・ヒートアイランド現象と地球温暖化が相乗効果を起こし、夜間の最低気温が下がらない「超熱帯夜」の増加や、冷房需要の急増によるエネルギー負荷が課題となっています。

・線状降水帯による大雨、超大型台風の襲来など、従来の想定を超える規模の災害が毎年のように発生しています。

・既存の治水インフラ（ダムや堤防）だけでは防ぎきれない洪水リスクに対し、流域全体で治水を行う「流域治水」への転換や、避難体制などのソフト面の強化（気候変動適応策）が求められています。

・米の白未熟粒（白く濁る現象）や果実の着色不良、生育障害など、高温による品質低下が全国で顕在化しています。

・従来その土地の名産だった作物が作れなくなる一方、南方系の作物の栽培北上が進むなど、農業構造そのものの変革（高温耐性品種への転換など）が迫られています。

2　計画の目的

倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施することにより、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次世代へ継承していくための目標、施策の方向を示すことにより、人と自然が共生する循環型社会の構築をめざすことを目的とします。

3　計画の役割

本計画は、次のような役割を担います。

（1）倉吉市のめざす健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境像を示します。

（2）各分野の基本目標を設定し具体的な環境施策を示します。

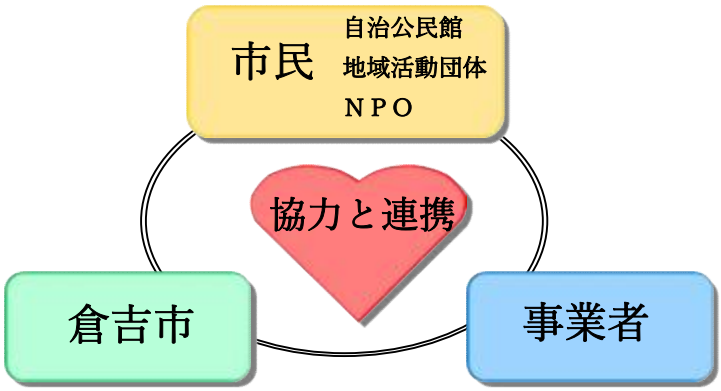
（3）倉吉市・事業者・市民等の基本的な実践化できる取組を示します。

4　計画の推進主体（役割分担と連携）

この計画を推進する主体は、市内で活動するすべての事業者・市民等と倉吉市です。

これらの各主体は、それぞれの役割を認識し、自治公民館、地域活動団体、ＮＰＯ、事業活動等を通じて、各主体と倉吉市による自主的・積極的な取り組みとお互いに協力・協調して良好な環境像の実現に向け推進していきます。

自治公民館等との連携を図り一体となってこの計画を推進していくとともに、この計画の趣旨や内容について市民・事業者等への周知を図るため、学習会をはじめ関係機関への周知やホームページ等の媒体を活用して普及啓発を行います。

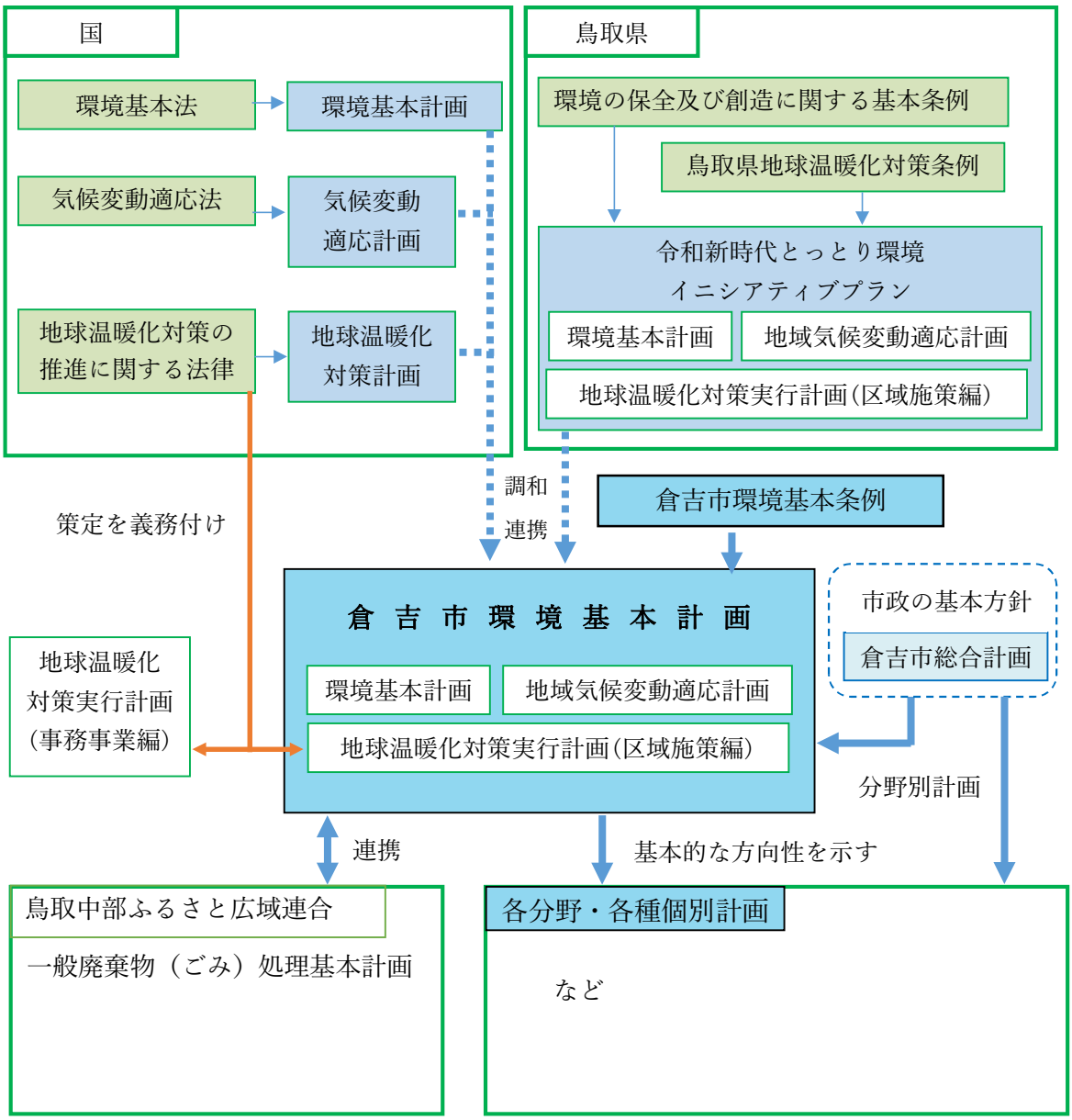


5　計画の位置付け

本計画は、国・鳥取県の環境基本計画と整合性を保ちながら、第 12 次倉吉市総合計画に掲げる環境関連事項について、倉吉市環境基本条例に基づき、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

また、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に規定される「地域気候変動適応計画」を内包するとともに、本計画に基づく取組は、本市のＳＤＧs の取組に貢献するものとなっています。

倉吉市環境基本計画の位置付け



6　計画の期間

計画の期間：2027（令和９）年度から 2036（令和 18）年度まで（10 年間）

前期計画の期間：2027（令和 9）年度から 2031（令和 13）年度まで（５年間）

後期計画の期間：2032（令和 14）年度から 2036（令和 18）年度まで（５年間）

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度、目標年度、計画期間

○ 計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合性を図り、2013（平成 25）年度とします。

○ 計画の目標年度は、国の目標年度である 2030 年度、2035 年度を設定し、合わせて、2040 年度及び 2050 年度を長期目標として設定します。

○ 計画期間は、2027（令和 9）年度から第３次倉吉市環境基本計画の最終年度 2036（令和 18）年度までの 10 年間とします。

※排出量の推計には環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。

計画の現状年度は、令和８年３月に公表された、令和５年度とします。

<table>
<tr><td>平成
25 年</td><td></td><td>令和
4 年</td><td>令和
7 年</td><td>令和
8 年</td><td>令和
9 年</td><td>令和
13 年</td><td>令和
14 年</td><td>令和
18 年</td><td>令和
22 年</td><td>令和
32 年</td></tr>
<tr><td>2013</td><td>…</td><td>2022</td><td>2024</td><td>2026</td><td>2027</td><td>2031</td><td>2032</td><td>2036</td><td>2040</td><td>2050</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基準
年度</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2" colspan="3">第２次後期計画期間</td><td colspan="4">⇐　計　画　期　間　⇒</td><td rowspan="2">長期
目標</td><td rowspan="2">長期
目標</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期計画</td><td colspan="2">後期計画</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="9">地球温暖化対策計画（国）計画期間
2016.5 閣議決定、2021.10 閣議決定（改定）、2025.2 閣議決定（改定）</td><td></td></tr>
</table>

7　計画の対象範囲

本計画は、倉吉市全域を対象とし、地球環境問題への取組をはじめ公害の防止、生活環境の保全、自然環境の保全、循環型環境等、鳥取県や近隣自治体等の関係機関との連携を図る必要がある事項については、必要に応じて対象の範囲とします。

本計画の対象とする環境の範囲
対象分野は、倉吉市環境基本条例を踏まえて次のとおりです。

環境の分類	対象（環境の要素）
地 球 環 境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー等
生 活 環 境	大気・水、公害、緑化、まちの景観と環境美化等
自 然 環 境	農地・森林、河川、野生動植物等
循環型環境	ごみの減量、ごみの適正処理、ごみの資源化・リサイクル等
環 境 意 識	環境教育・学習、人材育成・活用、環境情報、市民参画・協働等

▎地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の対象範囲

○ 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

※地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項において規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類の温室効果ガスのうち、本計画の温室効果ガス総排出量の算定対象となるのは、三ふっ化窒素を除く 6 種類の物質となりますが、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO2）のみとします。

○ 計画の対象とする範囲
対象とする範囲は、市内全域とします。

○ 計画の対象とする分野
対象とする分野は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門です。

対象部門	対　象
エネルギー起源 CO2（燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用に伴って排出されるもの）	
産業部門	第１次産業 農林業 ・第２次産業 製造業、建設業、鉱業 （製品の輸送など 運輸に関するものは除く）
業務その他部門	産業部門に属さない第３次産業 （卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など）
家庭部門	家庭内 （自動車など運輸に関するものは除く）
運輸部門	人の移動や物資輸送にかかわるもの （輸送形態は自動車、鉄道に区分）
非エネルギー起源 CO2（廃棄物の焼却で発生・排出されるもの）	
廃棄物部門	一般廃棄物 （廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分））

改定部分を赤字表記

第２章 快適に暮らすことができるまち倉吉をつくる

1　計画のめざす環境像

倉吉市環境基本条例等を踏まえ、この計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿をめざす環境像を次のように示します。

「快適に暮らすことができるまち倉吉」

私たちは、美しい日本の歴史風土 100 選に選ばれた伯耆国の国庁跡、国分寺跡、陣屋町、倉吉の町なみがあり、中でも重要伝統的建造物群保存地区や酒と醤油の香るスポットとして「かおり風景 100 選」に認定されている白壁土蔵群・赤瓦周辺の町なみのほか、「森林浴の森日本 100 選」「日本の都市公園 100 選」「さくら名所 100 選」に選定された打吹山・打吹公園等、豊かな自然と調和した古い歴史のある城下町を大切にしていきます。

「快適に暮らすことができるまち倉吉」は、市民、事業者、行政が一体となり、豊かな自然環境と調和した持続可能なまちを目指す第３次倉吉市環境基本計画のめざす環境像です

市民がふるさと倉吉に強い愛着と誇りを持ち、歴史と文化の薫る美しい自然や文化環境を大切に守り育てることを基盤としています。計画では、将来にわたる「自然との共生」と「循環型社会の構築」を掲げ、誰もがいつまでも住み続けたい、暮らしてみたいと思える魅力とうるおいに満ちた環境づくりを追求します。

さらに、地球規模の課題への対応として「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取り組みも内包し、地球にやさしく、ごみの少ない、安全・安心で健康に暮らせる良好な環境を確保し、次世代へ確実に継承していくことがこの環境像の核心です。

2　基本目標

５つの基本目標とＳＤＧｓとの関連を以下のとおり整理します。

基本目標　Ⅰ　環境意識が高いまちを実現する（行動変容と環境意識の形成）

「基本目標」領域・ＳＤＧｓ





私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することは困難になっています。

市民・事業者・行政が一体となって環境問題への理解を深め、日々の行動を主体的に変容させることです。環境教育や情報発信を通じて「学びを行動へ」とつなげ、持続可能なまちを支える人づくりを目指します。

基本目標　Ⅱ　ごみの少ないまちを実現する（循環型社会の形成）

「基本目標」領域・ＳＤＧｓ







私たちは、『混ぜればごみ、分ければ資源“もったいない”』を合言葉に、ごみとなるものを持ち込まない「リフューズ（Refuse）；断る」を起点に、ごみを抑制する「リデュース（Reduce）；ごみを減らす」、繰り返し使う「リユース（Reuse）；再使用する」、資源として再生利用する「リサイクル（Recycle）；再生利用する」の取り組みによる４つの「R」から始まる行動を、倉吉市全体で活発に展開し、資源として活かす持続可能な循環型社会の構築されたまちづくりをめざします。

基本目標　Ⅲ　人と地球にやさしいまちを実現する（気候変動の緩和策、適応策）

「基本目標」領域・ＳＤＧｓ





私たち自身の日常生活や事業活動が環境へ負荷を与えることを認識し、気候変動の「緩和」と「適応」の取り組みを市民・事業者・行政が一体となって進めることで、地球環境の保全に貢献するとともに、誰もが安全・安心に、豊かに暮らし続けられる「人と地球にやさしい持続可能なまち」を実現するのまちづくりをめざします。

基本目標 Ⅳ　安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（生活環境の安全・安心）



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ





私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、清らかでおいしい水を飲み続けられ、騒音・振動・悪臭が少なく、公害や有害物質等の影響がない、人が健康で安心して暮らすことのできる良好な生活環境や都市環境が確保されたまちづくりをめざします。

基本目標 Ⅴ　人と自然が共生するまちを実現する（自然の持つ多面的機能の保全）



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ



私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解し生態系を守るため、清らかな水と緑のあふれる自然環境を保全する取り組みを実践するとともに、農地・森林保全を進め自然の循環が保たれた人と自然が調和したまちづくりをめざします。

3　主要な環境指標

◆基本目標Ⅰ　環境意識が高いまちを実現する（行動変容と環境意識の形成）

指標名	指標の説明	現状値	目標値 （目標年度）
日頃生活の中で環境に配慮した取組を実施している割合	①ごみの減量・資源化 ②省エネ・地球温暖化対策 ③自然環境・生物多様性の保全 ※【いつも行っている】の割合	①85.17% ②85.4% ③48.0% （R８年度）	100% （R12 年度）
脱炭素・ＧＸに向けた取組の実施または実施を予定している事業者の割合	①省エネの推進 ②再エネの導入・調達 ③その他の脱炭素・ＧＸ対応 ④環境マネジメントシステム	①33.0% ②17.4% ③21.7% ④32.2% （R８年度）	100% （R12 年度）

◆基本目標Ⅱ　ごみの少ないまちを実現する（循環型社会の形成）

指標名	指標の説明	現状値	目標値 （目標年度）
１世帯あたりの年間総排出量 総合計画の目標値	家庭系のごみ排出量 （家庭系ごみ総収集量＋団体回収量）÷世帯数	425kg （R７年度）	376 kg （R12 年度）
事業所の年間総排出量 総合計画の目標値	事業系ごみの年間収集量＋年間直接搬入量	7,489,042kg （R７年度）	6,921,987 kg （R12 年度）
１人１日あたりのごみ排出量	家庭系・事業系のごみ排出量 （ごみ総収集量+団体回収量）÷人口÷年間日数	1,038 g/人日 （R7 年度）	950g/人日 （R12 年度）
ごみのリサイクル率 総合計画の目標値	（資源化量+団体資源ごみ回収量）÷（ごみ総収集量＋ 団体資源ごみ回収量）	22.83% （R7 年度）	34% （R12 年度）
不法投棄の対応件数	不法投棄の通報・苦情・相談に関する対応件数	28 件 （R7 年度）	0 件 （R12 年度）

◆基本目標Ⅲ 人と地球にやさしいまちを実現する（気候変動の緩和策、適応策）

指標名	指標の説明	現状値	目標値 （目標年度）
温室効果ガスの総排出量の削減率 総合計画の目標値	H25 年度を基準年度とする温室効果ガスの総排出量（市域の CO_2 排出量－市域の森林による CO_2 吸収量）の削減率	30.5% （R5 年度）	60.3% （R12 年度）
市内公共施設の CO2 排出量削減率 総合計画の目標値	H25 年度を基準年度とする市の事務事業に伴うＣＯ２排出量の削減率	47.2% （R7 年度）	60.0% （R12 年度）
路線バス年間利用回数 総合計画の目標値	年間輸送人員／地域人口（中部地域）	9.7 回 （R７年度）	9.2 回 （R12 年度）
10kW 未満の太陽光発電導入件数（住宅へのみなし導入件数）	FIT・FIP 制度で認定された市内の 10kW 未満の太陽光発電設備件数	1,222 件 （R６年度）	1,700 件 （R12 年度）
間伐面積 総合計画の目標値	直近５年間の合計間伐面積	589ha （R２～６年度の合計）	1,050ha （R8～12 までの合計）

◆基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（生活環境の安全・安心）

指標名	指標の説明	現状値	目標値 （目標年度）
大気環境汚染の状況 総合計画の目標値	微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値	9.8μg/㎥ （R5 年度）	9.8μg/㎥ （R12 年度）
対象河川の BOD 総合計画の目標値	鉢屋川福吉町地点の BOD（生物化学的酸素要求量）	0.5mg/ℓ （R7 年度）	0.5mg/ℓ （R12 年度）
生活排水処理人口普及率	行政人口のうち下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用している割合	96.2 % （R7 年度末）	98.0% （R12 年度末）
下水道路の耐震化率 総合計画の目標値	避難所等の重要施設から下水処理場直前の最終合流地点までの耐震化率	1.3% （R6 年度）	11.0% （R12 年度）
野焼きの対応件数	野焼きに関する苦情・相談の対応件数	4 件 （R 7 年度）	0 件 （R12年度）

◆基本目標 Ⅲ　人と自然が共生するまちを実現する（自然の持つ多面的機能の保全）

指標名	指標の説明	現状値	目標値 （目標年度）
放置竹林の整備面積 総合計画の目標値	直近 5 年間の合計整備面積	12.9ha （R8 ～ 12 までの合計）	13.6ha （R8 ～ 12 までの合計）
素材生産量 総合計画の目標値	山林で木を伐採して丸太（素材）にしたものの総体積	30,300 ㎥ （R7 年度）	26,780 ㎥ （R12 年度）

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

指標項目	基準 （2025 年度）	目標 （2030 年度）	CO2 削減量 （2030 年度）
FIT・FIP 認定件数、導入容量			
10kW 未満の太陽光発電設備 （主に住宅で導入される容量）	1,293 件 6,190kW	1,668 件 8,252kW	+973 t-CO2/年 （+2062MWh/年）
10kW 以上の太陽光発電設備	225 件 46,708kW	250 件 51,708kW	+2,360 t-CO2/年 （+5,000MWh/年）
水力発電設備	1 件 90kW	2 件 190kW	248 t-CO2/年 （+525MWh/年）
非 FIT・FIP 認定件数、導入容量	0 件 0kW	40 件 2,000kW	+944 t-CO2/年 （+2,000MWh/年）

指標項目	基準 （2024 年度）	目標 （2030 年度）	CO2 削減量 （2030 年度）
使用電力の再エネ比率	16.3% （21.4%）	20.3%	15,112t-CO2/年 （-32,017MWh）
電気使用量	324,036MWh	300,000MWh	11,345 t-CO2/年 （-24,036MWh）
発電電力量	52,978MWh （69,214MWh）	60,959MWh	3,767 t-CO2/年 （+7,981MWh/年）
太陽光発電設備（10kW 未満）	5,797MWh （6,957MWh）	8,252MWh	1,159t-CO2/年 （+2,455MWh/年）
太陽光発電設備（10kW 以上）	46,708MWh （61,783MWh）	51,708MWh	2360 t-CO2/年 （+5,000MWh/年）
水力発電設備	473MWh	999MWh	248 t-CO2/年 （+525MWh/年）

※電気使用量は、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計。ただし、統計資料の公表年度の違いから最新年度の区域の電気使用量は、その 1 年度前の値を用いる。

※排出係数：0.472kg-CO2/kWh（電気事業者別排出係数一覧中国電力令和 8 年度提出用）

4　ゼロカーボンシティ宣言

○ 本市では、脱炭素社会の実現に向けて、2050（令和 32）年までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します。

○ これは、2015（平成 27）年にパリ協定で合意された「世界の平均気温の上昇を 2 ℃未満、できるだけ 1.5℃に抑える」という世界共通目標の達成に向け、本市においても取り組む姿勢を示すものです。

ゼロカーボンシティとは

令和 2 年 10 月に国は「2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを宣言しました。

環境省では、2050（令和 32）年に二酸化炭素実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしています。

令和 8 年 5 月 31 日現在、1,215 自治体（1,788 自治体中、46 都道府県、1,169 市区町村）が「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

実質ゼロとは

二酸化炭素排出量と森林などによる吸収量を均衡させる（差し引きゼロにする）ことです。

温室効果ガスの総排出量ゼロ達成《ゼロカーボンシティ》

＝　市域の二酸化炭素排出量（推計値）　－　市域の森林の二酸化炭素吸収量（推計値）

今後の取組

近年、地球温暖化に伴う気候変動により、国内外で猛暑や激甚化する風水害など、かつてない甚大な被害が発生しています。次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、私たちが直面する気候危機に真摯に向き合わなければなりません。

国が掲げる「2050 年カーボンニュートラル」の目標に向け、当市においても、市民、事業者、行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に推進します。

｜市域の二酸化炭素総排出量の削減目標

○ 本計画では、市域の二酸化炭素排出量（推計値）から市域の森林による二酸化炭素の吸収量（推計値）を差引いたものを「温室効果ガスの総排出量」とします。

○ そのうえで、基準年度 2013（平成 25）年度比で、2050（令和 32）年度までの温室効果ガスの総排出量の削減目標を設定します。

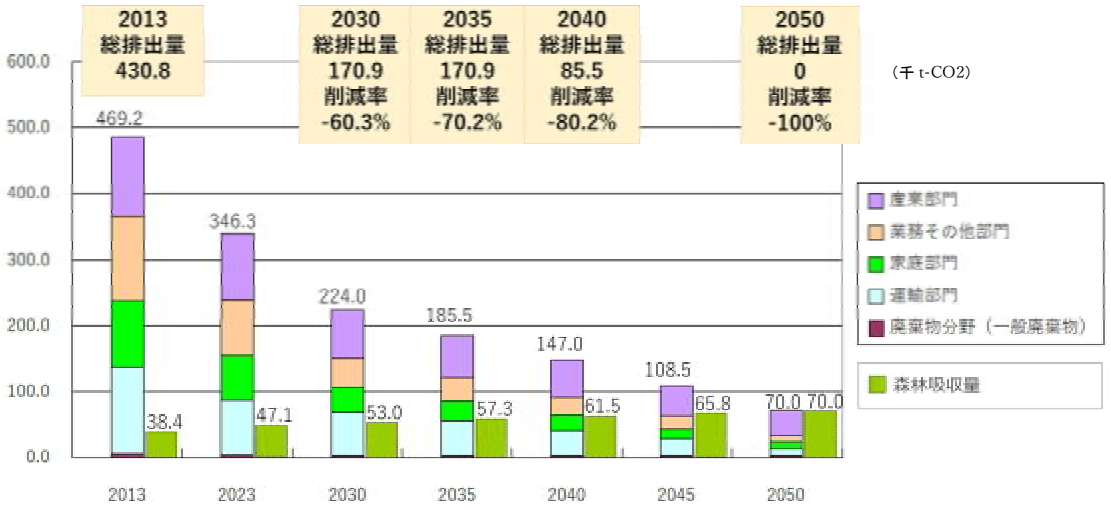


表 xx　部門別 CO2 排出量の将来推計（対策ケース）

（千 t-CO2）

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：千t-CO2）	2013年度（基準年度）	2030年度（目標年度）	削減率	2040年度（目標年度）	削減率	2050年度（目標年度）	削減率
排出量	**469.2**	**224.0**	**-52.3%**	**147.0**	**-68.7%**	**70.0**	**-85.1%**
産業部門	**120.6**	**85.2**	**-29.3%**	**55.6**	**-53.9%**	**37.0**	**-69.3%**
製造業	101.1	52.0	-48.5%	36.0	-64.4%	20.0	-80.2%
建設業・鉱業	4.2	3.4	-19.7%	2.7	-36.1%	2.0	-52.5%
農林水産業	15.3	18.7	22.5%	16.9	10.2%	15.0	-2.0%
業務その他部門	**129.7**	**44.8**	-65.5%	**27.4**	-78.9%	**10.0**	-92.3%
家庭部門	**100.8**	**37.4**	-62.9%	**23.7**	-76.5%	**10.0**	-90.1%
運輸部門	**112.2**	**64.6**	**-42.4%**	**37.8**	**-66.3%**	**11.0**	**-90.2%**
自動車	108.4	62.5	**-42.4%**	36.2	**-66.6%**	10.0	**-90.8%**
旅客	53.8	31.9	-40.7%	18.5	-65.7%	5.0	-90.7%
貨物	54.6	30.6	-44.0%	17.8	-67.4%	5.0	-90.8%
鉄道	3.8	2.2	-44.0%	1.6	-59.0%	1.0	-74.0%
船舶	0.0	0.0		0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	**5.9**	**3.0**	**-48.8%**	**2.5**	**-57.4%**	**2.0**	**-66.0%**
森林吸収量	**38.4**	**53.0**	**138.0%**	**61.5**	**160.1%**	**70.0**	**182.2%**
総排出量（オフセット含む）	**430.8**	**170.9**	**-60.3%**	**85.5**	**-80.2%**	**0.0**	**-100.0%**

第３章　基本目標に向けて推進する施策

施策の体系

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉			
基本目標　Ⅰ　環境意識が高いまちを実現する（行動変容と環境意識の形成）			
	推進する施策	Ⅰ－１	環境意識を醸成する
		Ⅰ－２	環境活動を支援する
		Ⅰ－３	参加と協働を推進し活動を活性化する
基本目標　Ⅱ　ごみの少ないまちを実現する（循環型社会の形成）			
			《倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》
	推進する施策	Ⅱ－１	ごみの発生、排出量を抑制する
		Ⅱ－２	リサイクル、再利用を推進する
		Ⅱ－３	廃棄物を適正に処理する
基本目標　Ⅲ　人と地球にやさしいまちを実現する（気候変動の緩和策、適応策）			
			《倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》 **《地域気候変動適応計画》**
	推進する施策	Ⅲ－１	地域脱炭素を目指したまちづくり
		Ⅲ－２	エネルギーの消費量を削減する
		Ⅲ－３	再生可能エネルギーを使用する
		Ⅲ－４	エネルギー起源 CO２以外の温室効果ガスの排出削減対策と森林等の吸収源対策
		Ⅲ－５	気候変動に伴う影響やリスクに対応する
基本目標　Ⅳ　安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（生活環境の安全・安心）			
	推進する施策	Ⅳ－１	大気を守る
		Ⅳ－２	水を守る
		Ⅳ－３	騒音・振動・悪臭の少ないまちをつくる
		Ⅳ－４	まちの清潔を保持する
		Ⅳ－５	伝統的景観と都市景観を守る
		Ⅳ－６	ペットを適正管理し、動物と共生する
基本目標　Ⅴ　人と自然が共生するまちを実現する（自然の持つ多面的機能の保全）			
	推進する施策	Ⅴ－１	自然とのふれあいを進める
		Ⅴ－２	野生動植物の生息・生育環境を守る
		Ⅴ－３	豊かな農地を守る
		Ⅴ－４	健やかな森林を守る

記載内容を全面修正

基本目標　Ⅰ　環境意識が高いまちを実現する



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ



Ⅰ－１　環境意識を醸成する

▎現状と課題

○ 地球温暖化に起因する対する危機感は、近年の猛暑や災害の頻発によりかつてないほど高まっていますが、効果が見えにくいため「総論賛成・各論不行動」になりがちな点が課題となっています。物価高によるコストや手間の壁、環境活動に参加する層の固定化・高齢化も、行動変容を阻む要因となっています。

○ ごみの分別、マイバッグの持参、節電・節水など、個人の負担が少なく習慣化しやすい取り組みは広く定着しています。事業者においても ESG 経営や、EV（電気自動車）、太陽光パネルなどの導入が徐々に進みつつあります。

○ 市民一人ひとりが環境問題を自らの課題として捉え、日常生活の中で省エネやごみの減量など、できることから主体的に取り組み、地域の環境活動や学習機会へ積極的に参加し、家庭や地域コミュニティにおいて環境配慮の輪を広げていく役割を担う意識の醸成が必要です。

市民アンケート結果（令和８年９月）における【いつも行っている 】の割合

設問	割合
（１）　ごみの減量・資源化	
ア　ごみの分別を徹底し、リサイクルに協力している。	53.4%
イ　マイバッグやマイボトルで使い捨てプラスチックを減らしている。	56.4%
ウ　食べ残しをしない、食材を使い切るなど「食品ロス」を減らしている。	67.0%
（２）　省エネルギー・地球温暖化対策	
ア　誰もいない部屋の電気を消す、エアコンの温度設定を適切にする。	68.0%
イ　省エネ型の家電製品やＬＥＤ照明を選んで購入している。	41.0%
ウ　近い距離は歩く、又は自転車や公共交通機関を利用している。	51.8%
（３）　自然環境・生物多様性の保全	
ア　地域の清掃活動や緑化活動に参加している。	18.9%
イ　水や洗剤を使いすぎないよう、生活排水に気をつけている。	38.1%
ウ　環境に優しいマーク（エコマーク等）のついた製品を選んでいる。	17.5%

倉吉市の取組

（1）保育所、認定こども園・児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。
（2）関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。
（3）国、鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施する「こどもエコクラブ活動」等の取組を支援します。
（4）行政自らが太陽光パネルの設置や EV 公用車の導入、ごみ減量を徹底し、地域のモデルとなります。

事業者の取組

（1）消費者が意識せずとも環境に良い行動がとれるよう、省エネ製品、脱プラ製品などの商品を通じた情報発信により、消費者の「当たり前」を環境配慮型にシフトする後押しをしましょう。
（2）製品の回収・リサイクル仕組みを構築し、廃棄物をゼロに近づけるビジネスモデルへ転換しましょう。
（3）まずは自社の従業員に対して環境教育やエコ通勤の推奨を行い、環境意識の高い市民（家庭・地域での実践者）を育て、さらに、自社が持つ環境技術や知見を活かし、地域の環境学習の講師を引き受けるなど、次世代育成を支えましょう。

市民の取組

（1）「受益者（サービスを受ける側)」ではなく、日常生活の中で環境負荷を減らし、地域社会を動かしていく「主役（実践者)」の役割としての意識を醸成しましょう。
（2）行政や地域が開催する環境講座、イベントなどに積極的に参加し、地球温暖化やごみ問題への理解を深めましょう。
（3）自分の住む地域の自然環境や、ごみ出しのルール・現状に目を向けましょう。
（4）学んだ知識を、日々の暮らしの中で具体的な「エコアクション」として継続しましょう。
（5）個人の取り組みを地域コミュニティへと広げ、まち全体の意識を底上げしましょう。

Ⅰ－２　環境活動を支援する

◇◆現状と課題◆◇

SDGs の浸透で市民の環境への関心は高まり、地域活動も定着しています。しかし、活動主体の高齢化や後継者不足が深刻です。今後は若年層を巻き込む工夫や、資金・情報面での持続的な支援体制の強化が課題です。

倉吉市の取組

（1）こどもエコクラブなど市民、事業者の活動への補助金の交付、活動資材（ゴミ袋やトングなど）の支給・貸出などにより活動を後押ししします。
（2）広報紙や SNS を活用し、市民団体や事業者の活動を広く市民に周知します。

事業者の取組

（1）自社の持つ経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を活かして、地域の活動をバックアップに努めましょう。
（2）団体が主催する環境イベントへの協賛や、社員のボランティア参加を促します。
（3）環境技術や専門知識を活かし、市民向けの出前講座や環境学習をサポートしましょう。

市民の取組

（1）行政や事業者の支援を活用し、地域の美化活動や自然保護活動を自ら実践・継続しましょう。
（2）活動を通じて得た気づきやノウハウを、家庭・学校・職場など身近なコミュニティに広げましょう
（3）日常生活の中で気づいた地域の環境課題を、行政や事業者へ提案し、協働での解決を図りましょう。

Ⅰ－３　参加と協働を推進し活動を活性化する

◇◆現状と課題◆◇

SDGs への関心から地域活動への参加はみられますが、参加層が固定化し、若年層等の多様な主体の参画が進んでいません。三者が対等につながる場が不足しており、互いの強みを活かした協働の活性化が課題です。。

倉吉市の取組

（１）環境意識の醸成や協働の基盤づくりに直結する自治公民館の活動を支援します。
（２）「活動の手が足りない市民団体」と「地域貢献したい事業者」を仲介し、パートナーシップを結びつけます。
（３）若者や子育て世代、仕事を持つ現役世代が、短時間のボランティアなどで「気軽に、小さく参加できる」仕組みの企画に努めます。

事業者の取組

（１）ボランティア休暇制度の導入や、企業の社会的責任（CSR）活動の一環として、地域の環境活動に組織的に参加しましょう。
（２）自社の顧客や取引先に向けて、地域の環境活動の情報を発信し、参加者の裾野を広げましょう。

市民の取組

（１）友人、家族、地域のサークルなどを誘い合い、環境活動への参加を楽しく広げましょう。
（２）事業者や行政、他の団体と積極的に情報交換し、新しい協力関係を築きましょう。

改定部分を赤字表記

基本目標 Ⅱ　ごみの少ないまちを実現する

【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ





Ⅳ－１　ごみの排出量を抑制する

▎現状と課題

○ 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。

○ こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生を抑制（Ｒefuse：リフューズ）、ごみを減らす（Reduce：リデュース）、使える物は繰り返し使用する（Ｒeuse：リユース）、ごみを資源として再利用する（Recycle：リサイクル）、いわゆる４Ｒの取組を引き続き推進します。

○ また、家庭や地域内の排出量が多い生ごみを減らす３キリ（水キリ、食べキリ、使いキリ）を徹底するとともに、食べ残し等の食品ロス[1]を削減する等可燃ごみの減量化に努めます。

○ プラスチック資源循環促進法等により、プラスチック資源のさらなる循環利用が求められています。鳥取中部ふるさと広域連合が策定した「新たな一般廃棄物処理システム基本構想」に基づき、令和 12 年度までのプラスチック資源の分別回収の実施に向けた取組を進めます。

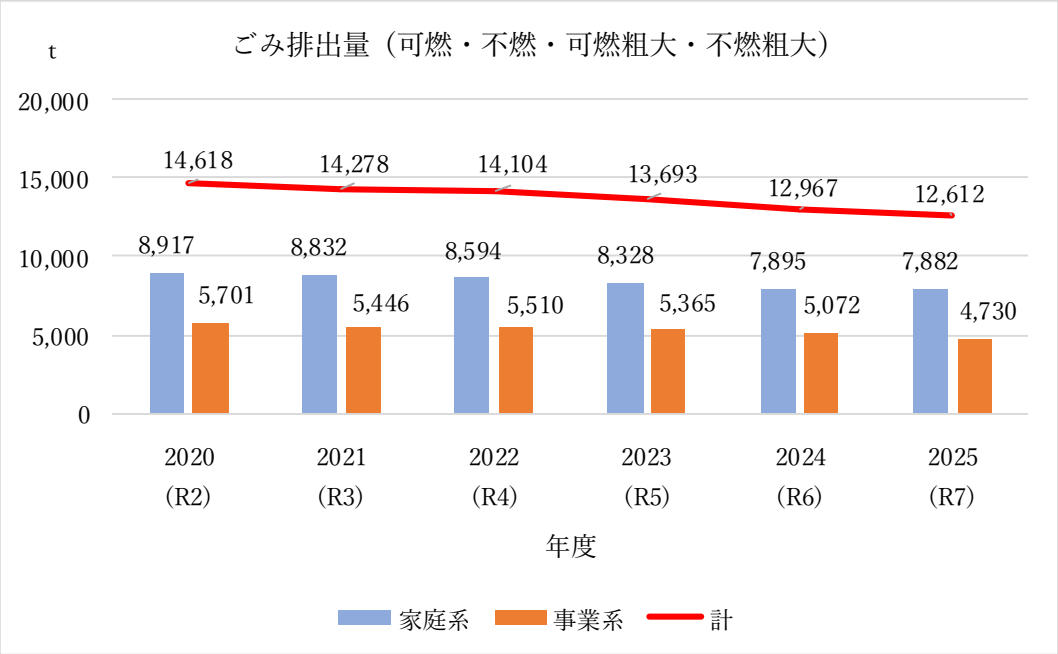
○ 本市では、可燃ごみの排出量の削減対策として、一人ひとりが可燃ごみの処理に費用がかかることを認識し、ライフスタイルを見つめ直していただくため、2005（平成 17）年度から従来のごみ袋の無料配布を廃止し、１枚目から有料とすることとしています。
近年のごみ処理経費の増加や物価上昇を踏まえ、ごみの減量化と適正な処理を図るため、令和８年 11 月から指定ごみ袋の料金を改定しました。

【４Ｒの実践を！　分別による資源化とごみの減量化】

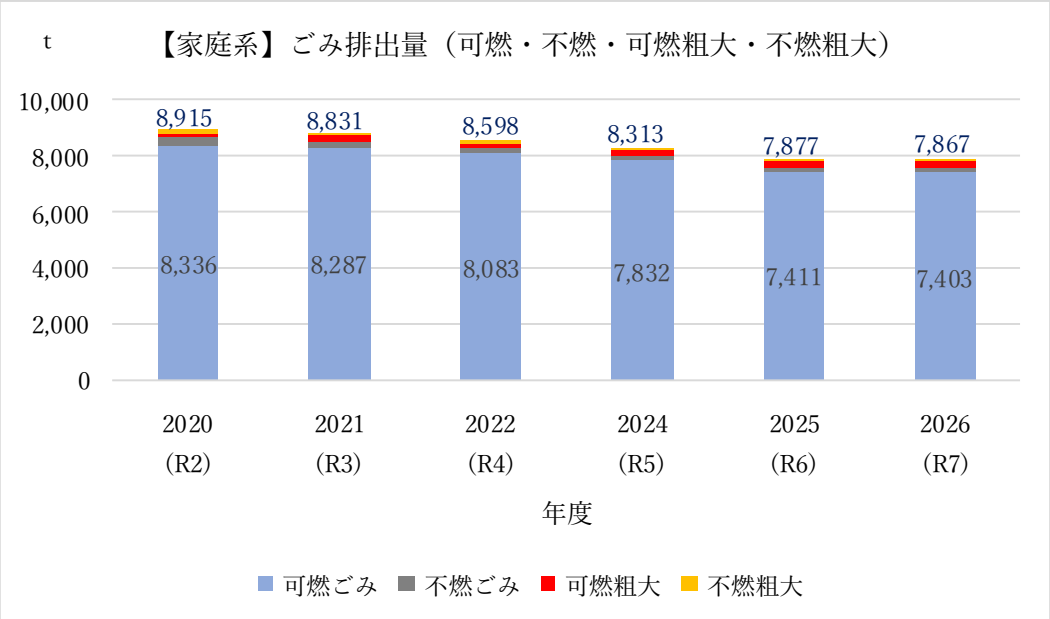
❖リフューズ（Ｒefuse）：不要な物は断りごみを出さないようにすることです。（発生抑制）
❖リデュース（Ｒeduce）：物を大切に使い、ごみを減らすことです。（減量）
❖リユース　（Ｒeuse）：使える物は、繰り返し使うことです。（再使用）
❖リサイクル（Ｒecycle）：ごみを資源として、再び利用することです。（再生利用）

[1] 売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることです。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生します。

○　本市の 2025（令和 7）年度におけるごみ排出量[2]は 12,612 トンで、前年度と比較すると 355 トン減少しました。

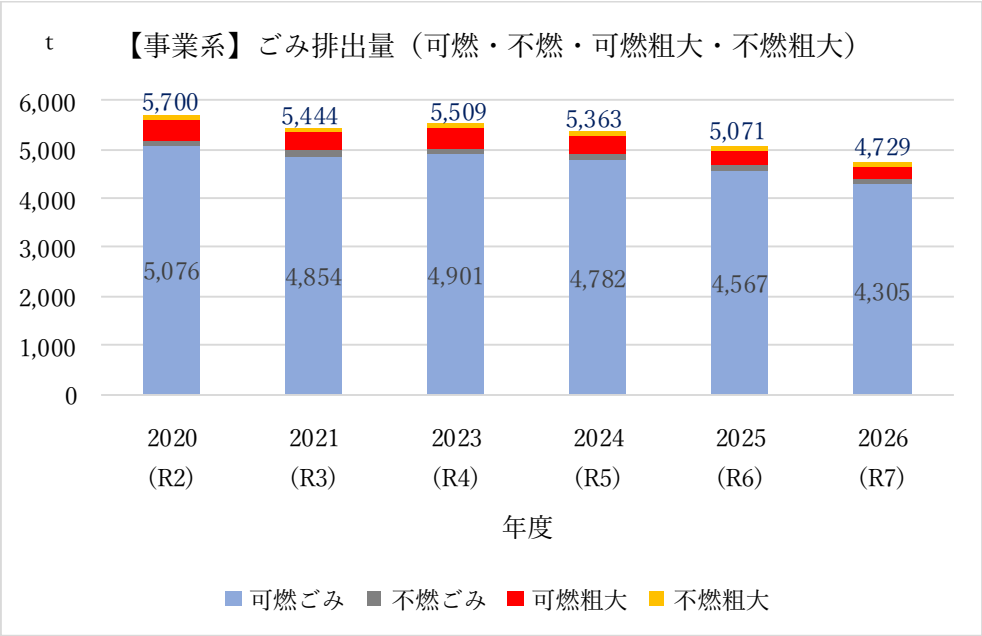


資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）



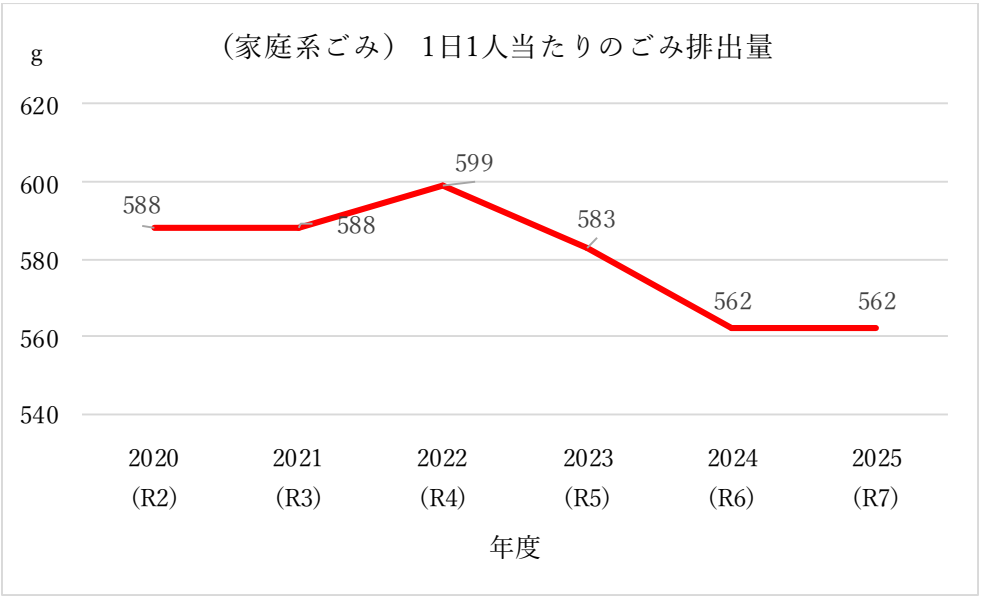
資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

[2] 家庭系及び事業系の一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ）の合計



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

○ 「家庭系ごみの１日１人当たりのごみ排出量」は、平成 28 年度の鳥取県中部地震の影響を受けて大きく増加しましたが、平成 29 年度以降は増減を繰り返しながら推移し、近年は緩やかな減少傾向にあります。



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）（人口：住民記録人口集計９月末の数値を抽出）

倉吉市の取組

（1）2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化について、鳥取中部ふるさと広域連合及び中部４町と検討を進めます。
（2）ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。
（3）市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努めます。
（4）生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発を推進します。
（5）エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。
（6）家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。
（7）2036（令和 18）年度の１人あたりのごみの排出量を 2026（令和 8）年度の３％減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。
（8）令和 8 年 10 月から市内 6 か所でプラスチック資源の拠点回収を実施しており、拠点回収を通じて分別の定着と資源循環の促進を図り、令和 12 年度のプラスチック資源の分別回収の実施に向けた取組を進めます。

事業者の取組

（1）使い捨て商品の製造を自粛し、ごみになりにくい製品、ごみの発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めましょう。
（2）使い捨て容器等、廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。
（3）包装は必要最小限にしましょう。
（4）ごみの資源化を図り減量化に努めましょう。
（5）環境に配慮した製品の製造、環境負荷の少ない商品の販売に努めましょう。
（6）食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスを削減しましょう。

市民の取組

（1）ごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量化に努めましょう。
（2）リサイクル商品、詰替え商品、リターナブルびん等や環境負荷の少ない物品等の優先的な購入（グリーン購入）に努めましょう。
（3）不用になったものでもまだ使用可能なものは譲ったり、バザーやフリーマーケットに出す等長期間使用しましょう。
（4）過剰包装は断りましょう。
（5）マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。
（6）自治公民館や地域活動団体、倉吉市の資源ごみ回収の推進に協力しましょう。
（7）外食時の適量注文に努め、食べ残しをなくしましょう。
（8）令和 12 年度からのプラスチック資源の分別回収に向けて、分別方法を理解し、拠点回収を積極的に利用するなど適正な分別に取り組みましょう。

Ⅳ－２　リサイクルを推進する

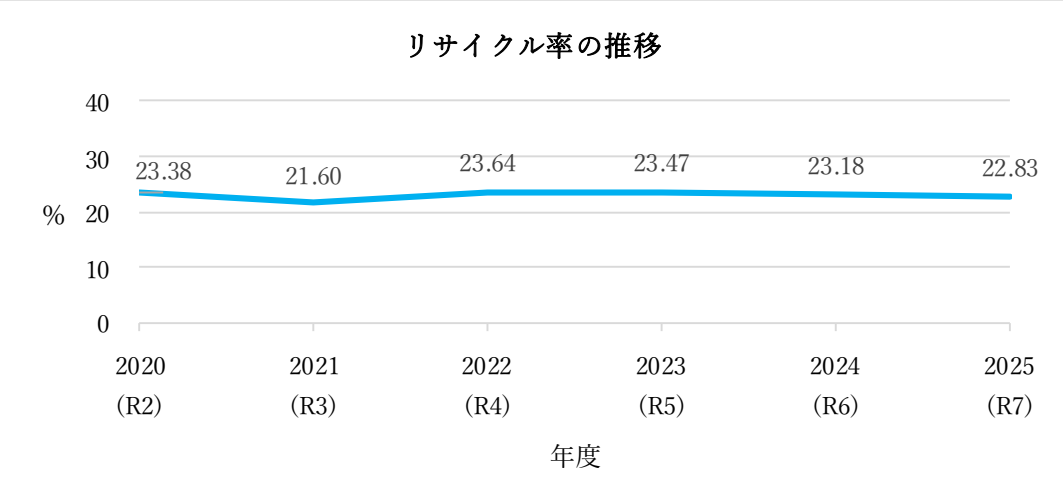
▎現状と課題

○ 廃棄物の中には適正な処理を行わないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれがあるものがあり、ペットボトルや小型家電などは、法律によりリサイクル（再生利用）が努力義務とされています。

○ 本市では、資源ごみとして回収したごみの資源化を図るとともに、地域の団体等の自主的な資源回収を推進しています。環境負荷を抑え、効率的・効果的なリサイクル（再生利用）を進めるためには、ごみ出し時の適正な分別のさらなる推進が求められます。

○ ごみ減量・リサイクルへの関心を高めるためには、ごみ減量化や分別の徹底のほかにも、エコマーク商品[3]・グリーン購入法適合品[4]等の再生商品の普及啓発が必要です。

○ 高齢化の進展により使用済紙おむつの排出量増加など、今後の情勢の変化を捉えた、資源の有効活用と廃棄物の減量化の取組が必要です。



資料：一般廃棄物処理事業実態調査報告書（倉吉市）

[3] 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品として(公財)日本環境協会が認定した商品です。

[4] 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の特定調達品目およびその判断基準に適合する商品です。

倉吉市の取組

（1）廃棄物処理法をはじめ各種リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に啓発します。
（2）ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。
（3）資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。
（4）公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。
（5）アップサイクル[5]の普及啓発に努めます。
（6）生活の知恵を取り入れたリサイクル行動の普及啓発に努めます。
（7）廃食用油のリサイクルの支援に取り組みます。
（8）エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。
（9）小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。
(10) ミックスペーパー[6]の分別徹底や普及啓発に努めます。
(11) 自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取組の拡大を進めます。

事業者の取組

（1）ごみを出さないシステムづくりに努めましょう。
（2）ごみを分別排出し、適正処理しましょう。
（3）使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替えましょう。
（4）各種リサイクル法の対象事業者は、ごみの減量化・リサイクルに取り組みましょう。

市民の取組

（1）倉吉市が定める方法によりごみの分別排出し、減量化・リサイクルに協力しましょう。
（2）集団回収等、リサイクル活動に積極的に参加しましょう。
（3）積極的な再生商品の購入に努めましょう。
（4）容器包装、家電、パソコン、自動車、その他今後リサイクル対象となるもののリサイクルに努めましょう。
（5）使わなくなった衣類などは、アップサイクルで再利用するなど長く使用しましょう。
（6）古新聞の再利用（例：ゴミ箱・エコバッグ等）など、ごみの削減の工夫をしましょう。

---

[5] 本来であれば捨てられるはずの廃棄物にデザインやアイディアといった新たな付加価値を持たせることで、新しい製品にアップデートして生まれからせる取組です。

[6] 新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らない物で、従来可燃ごみとして焼却されることが多かった紙ごみ（例：菓子などの紙箱、包装紙、封筒、パンフレット等）のことです。

Ⅳ－３　廃棄物を適正に処理する

▎現状と課題

○ 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、法及び政令で品目が定められています。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされています。

○ 一般廃棄物の処理は市町村の自治事務です。本市は、一般廃棄物処理計画[7]に基づき、委託業者と許可業者により一般廃棄物の収集運搬を行っています。産業廃棄物は、事業活動から生じる廃棄物です。事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

○ 廃棄物の不法投棄等、廃棄物の不適正な処理が後を絶ちません。
鳥取県をはじめ倉吉警察署や関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施する等、廃棄物の不用品や使用済物品の処理の監視を徹底する取組が求められています。

○ 近年、充電式電池（リチウムイオン電池等）を使用した製品の普及に伴い、不適切な排出によるごみ収集車や廃棄物処理施設での火災事故が全国的に発生しています。火災事故の防止に向け、充電式電池（リチウムイオン電池等）の適正排出に関する周知啓発を強化する必要があります。

○ 豪雨や地震などの災害発生時には、多量の災害廃棄物が発生します。生活環境の保全と早期復旧のため、処理体制の整備や関係機関との連携強化が必要となっています。

7　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が区域内の処理処理計画を策定するものです。

倉吉市の取組

（１）一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。
（２）鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。
（３）鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。
（４）市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。
（５）充電式電池（リチウムイオン電池等）による火災事故を防止するため、適正な分別・排出方法について周知・啓発を行います。
（６）倉吉市地域防災計画や鳥取県中部地区内一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と連携し、地震や風水害等の自然災害を対象とした災害廃棄物の具体的な処理方針を定めます。

事業者の取組

（１）排出者責任を意識し、廃棄物の適正処理を行いましょう。
（２）環境美化活動や資源回収等、地域活動団体等へ積極的に協力しましょう。
（３）事業活動から発生する充電式電池（リチウムイオン電池等）を適正に処理しましょう。
（４）市や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理に協力しましょう。

市民の取組

（１）環境教育・学習や環境美化活動等への参加・協力をしましょう。
（２）不法投棄（ポイ捨て）防止、不適正処理防止の実践に努めましょう。
（３）市民一人ひとりが監視員の役割を果たしましょう。
（４）充電式電池（リチウムイオン電池等）を適正に分別し排出しましょう。
（５）災害時のごみの出し方について理解を深めましょう。

記載内容を全面修正

基本目標 Ⅲ　人と地球にやさしいまちを実現する

【倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】【地域気候変動適応計画】



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ



Ⅲ－１　地域脱炭素を目指したまちづくり

▎現状と課題

○ 地域脱炭素とは、地域が主体となって温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、同時に地域課題の解決や地方創生を実現する取り組みです。

○ 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも 1.5℃に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、国においても 2020 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを宣言しています。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、気候変動による影響は深刻化しています。温室効果ガスの排出量は順調な減少傾向が継続しているものの、国の掲げる中期的目標である 2030 年度 46%削減目標は野心的なものであり、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠となっています。

○ 当市は令和 7 年 5 月に脱炭素先行地域[8]に選定され、営農型太陽光発電を軸とした地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指した事業を推進しています。

○ 再エネ導入に伴う地域トラブルの増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要となっています。

○ 系統負荷軽減の観点から、再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消がますます重要となっています。

○ 脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進める必要があります。

---

[8] 脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。。

○政策の方向性と具体的な取組

地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会　環境省地域脱炭素推進審議官グループ令和 6 年 12 月 13 日

①公共施設等の脱炭素化（率先行動・レジリエンス（回復力・復元力）強化）

・複数地方公共団体による公共施設への再エネの共同調達・設置等によりスケールメリットを活かした公共施設等の脱炭素化を加速。

・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再エネ・蓄電池の導入を加速。

・廃棄物処理施設及び上下水道施設も含めた公共施設について、地方公共団体による率先的な取組を加速。

②住宅・建築物等の脱炭素化（くらしの質の向上・地元企業育成）

・太陽光発電設備設置義務化条例等の先進地方公共団体における知見の横展開を図るとともに、建築物省エネ法において、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。

・建築物省エネ法に基づく省エネ基準が ZEH・ZEB（エネルギー収支が実質ゼロの建築物）水準まで引き上げられることを念頭に工務店を始めとする関係者の理解醸成・能力向上等の取組を進めるとともに、断熱窓や高効率給湯器の導入等の省エネ改修の支援を実施。

③循環経済への移行を通じた脱炭素化

・フードドライブを始めとした食品ロス削減に向けた取組、プラスチック資源循環促進法に基づく取組や、再資源化事業等高度化法に基づく取組等により循環経済への移行を進める。

・廃棄物処理施設の広域化・集約化を促進するとともに、廃棄物発電を促進し、地域エネルギーセンターとしての役割発揮を推進する。

・2030 年代後半に大量排出が懸念されている使用済太陽光パネルについて、適正なリユース・リサイクル・廃棄の制度を検討。

④脱炭素型まちづくり

・立地適正化計画の実行性向上によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるとともに、改正都市緑地法に基づき緑地確保を促進し、空港・港湾・ダム・道路等のインフラ空間の脱炭素化を促進。

・電動車の導入や公共交通への利用転換を通じ、モビリティの脱炭素化を促進。

・データセンター等のエネルギー需要の大きい施設を再エネポテンシャルの高いエリアに誘導する施策を推進

・コージェネレーションシステム(熱電併給)、水素等の熱の脱炭素化による都市 GX を促進。

⑤食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

・みどりの食料システム法に基づく認定の拡大や、クロスコンプライアンス（環境負荷低減の取り組みチェック)の本格実施等の取組により農林水産業の脱炭素化を図る。

・農林水産分野の J-クレジットの創出拡大を推進。

⑥脱炭素型ライフスタイルへの転換（見える化・行動変容）

・カーボンフットプリント表示の共通化に向けた取組により温室効果ガス排出量の見える化や消費者の行動変容を推進するとともに、「デコ活」を推進。

・住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラムを地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

出典：環境省ウェブサイト　https://www.env.go.jp/content/000271658.pdf

倉吉市の取組

（1）2050 年頃の CO2 排出量正味ゼロに向け、国・鳥取県・関係機関と協力して、脱炭素の取組が地域にとってメリットとなる地域脱炭素の実現に取り組みます。

（2）(株)鳥取みらい電力などの地域の事業者や近隣自治体との連携により地域脱炭素を推進する体制を構築します。

（3）脱炭素先行地域に選定された耕作維持困難農地を活用した営農型太陽光発電の設置等の実現に向け共同提案者等と連携して事業を推進します。

（4）ライフスタイルに起因する温室効果ガスの削減に向けた意識変革や行動変容を促す国民運動「デコ活[9]」、県の実施する「トットリボーン！[10]」の取組と連携した普及啓発に努めます。

（5）クレジット創出者及び金融機関と連携して、CO2 などの排出削減量や吸収量を取引する J-クレジット制度[11]の活用を促進し、事業者の脱炭素経営[12]を支援します。

（6）倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[13]を実践します。

＊倉吉市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは別に定めています。

①省エネ行動の推進

②公共施設の省エネルギー対策の推進

③公共施設への再生可能エネルギーの導入

④移動の脱炭素化の推進

⑤ごみの減量・リサイクルの推進

---

[9] 環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。 二酸化炭素（CO_2）を減らす「デ（Decarbonization＝脱炭素）」と、環境に良い「コ（Eco）」、そして「活動・生活」を組み合わせた言葉で、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて 2022 年に開始されました。

[10] 鳥取県が推進する「とっとりエコライフ構想」の愛称です。 鳥取県が 2050 年までの脱炭素社会の実現へ向けて重視する考え方とその視点に基づく取組です。脱炭素社会の実現のためには、従来の我慢を強いるような省エネ施策ではなく、環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換が必要であり、また、エネルギーの地産地消と新技術開発などによって地域経済の活性化が目指せると示しています。

[11] 省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入によって生まれた CO2 などの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。認証されたクレジットは、CO2 排出量を削減した者と、CO2 を削減したい者の間で取引（売買）でき、企業のカーボン・オフセット 6 など様々な用途に活用することができます。

※令和 4 年度にクレジット創出者の鳥取県中部森林組合、クレジット販売仲介を担う株式会社鳥取銀行、クレジットの普及啓発を推進する倉吉市が連携協定を締結しました。

[12] 気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営。近年では、気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が大企業を中心に増加している。

[13] 地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地方公共団体が実施する事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むための計画です。

事業者の取組

（1）自社の温室効果ガス排出量の削減（脱炭素経営）に加え、再生可能エネルギーの導入や地域ビジネスへの参画を通じて地域経済の活性化に貢献しましょう。

（2）仕事や生活の中でデコ活を実践するとともに、脱炭素に資する取り組みや製品・サービスの展開を通じて社会全体の意識変革をリードしましょう。

①国・鳥取県・倉吉市等の取組と連携して、消費者の脱炭素につながる行動変容やライフスタイル変革を後押しましょう。

②脱炭素につながる、環境にやさしい素材を採用した製品や、新たなライフスタイルを支えるサービスを提供・提案しましょう。

③デジタルを活用したテレワークや地方移住、ワーケーションなど、多様で快適な働き方や暮らし方を推進しましょう。

（3）Ｊ－クレジットを活用し、脱炭素経営に取り組みましょう。

市民の取組

（1）国民運動「デコ活」、県の実施する「トットリボーン！」等の取組に参画しましょう。

（2）「我慢する環境活動」ではなく、自分の暮らしをより豊かで快適にしながら、日常生活の選択を「脱炭素型」へと変えていきましょう（行動変容）。

① 住まいを快適・省エネにする

・窓や壁の断熱リフォームを行うことで、冷暖房費を抑えながら年中快適な家にする。

・LED 照明や、統一省エネラベルの基準を満たした高効率な家電、給湯器などを選ぶ。

・自宅への太陽光発電設備の設置などを検討する。

② 日々の購買や移動の「選び方」を変える

・日常の買い物で環境に配慮した製品やエコグッズを積極的に選ぶ。

・公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけ、車を使う際は電気自動車（EV）の選択やエコドライブを実践する。

・宅配ボックスの活用により再配達を減らすことで、トラックから排出される CO2 を削減する。

③ 食やライフスタイルを見直す

・食材を買いすぎず、料理を美味しく食べきる。

・地元で採れた食材を消費することで、輸送にかかるエネルギーを減らす。

・服を大切に長く着る、リサイクルを活用する。

・ テレワークなどを取り入れ、移動に伴う負担や CO2 を削減する。

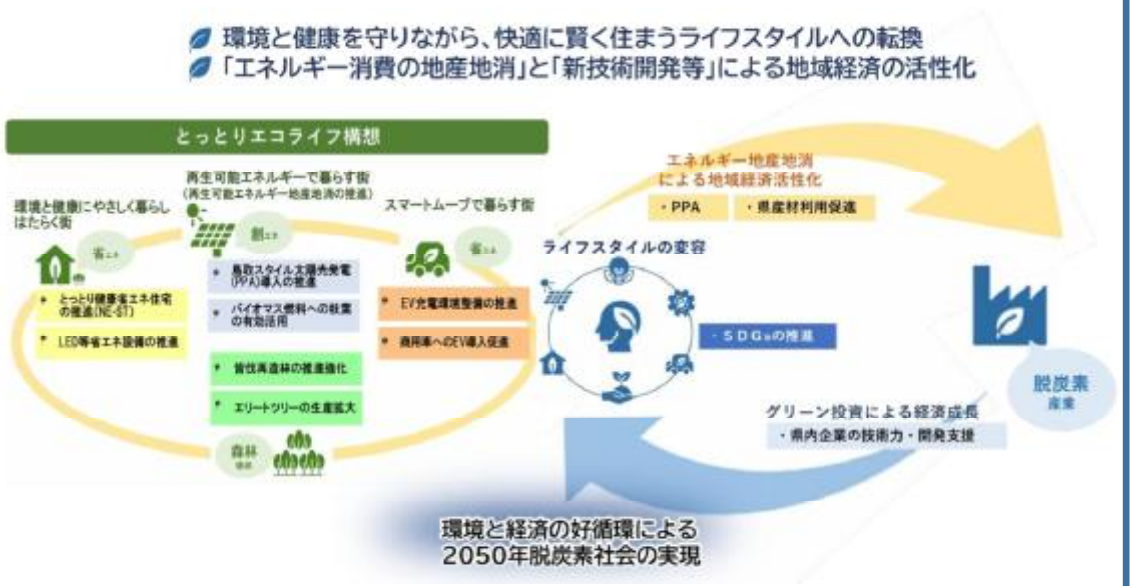
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動



出典：環境省ウェブサイト

https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/common/file/20260904_decokatsu_overview.pdf

とっとりエコライフ構想



出典：環境省ウェブサイト　　https://www.pref.tottori.lg.jp/tottori-ecolife/

脱炭素先行地域選定事業の概要（倉吉市、琴浦町、北栄町共同提案）

計画の柱と目指す未来

柱① エネルギーの地産地消
- 耕作放棄地等を活用した営農型太陽光などの導入
- 戸建住宅、公共施設への発電設備の導入
- 地域住民の地域新電力への契約切替による地域の電力消費

など…

柱② 農業の強化
- 農業収入に加えて売電収入を確保するモデルを構築
- 営農型太陽光発電による"どくだみ"以外の遮光環境下で栽培可能な農作物の開発
- 農業大学校、農業高等学校との連携による担い手人材の育成

柱③ 地域コミュニティの強化
- 太陽光発電による売電収入を地域に還元
- 営農型太陽光下での作業を担う高齢者等への作業料を還元
- 公民館の電力無償化によるクールスポット等の機能

など…

脱炭素を「手段」とした
地域課題の解決による
【持続可能な中山間地域】
を実現

KPI

脱炭素先行地域における域外へのエネルギー代金流出抑制
農家数の減少率の低減
荒廃農地（遊休農地）の増加率の低減

倉吉市：グリーンエネルギーがつむぐ東大山(だいせん)コミュニティ
～地域内経済循環システムによる集落・農業の強靭化～

脱炭素先行地域の対象：**東大山中山間地域集落エリア、農業コスト改善・高付加価値化エリア、再エネ電気供給エリア**
主なエネルギー需要家：戸建住宅2,496戸(倉吉市1,449戸、琴浦町648戸、北栄町399戸)、民間施設(118施設)、公共施設(23施設)
共同提案者：北栄町、琴浦町、鳥取県、(株)鳥取みらい電力、(株)鳥取銀行、東急ガスエナジーソリューション(株)、鳥取中央農業協同組合、鳥取県中部森林組合、大山乳業農業協同組合、大倉土地改良区、大栄町土地改良区、倉吉商工会議所、琴浦町商工会、北栄町商工会、(株)ゼンヤクノー、(株)エナテクス、(株)ハヤブサ

取組の全体像

維持存続が危ぶまれる中山間地域の集落において、**耕作放棄地を解消**するため、遮光の影響を受けにくいどくだみを栽培する**営農型太陽光発電を大規模に展開**し、**健康茶等を製造**する地元県内事業者との全量取引を行うことで、**農地の維持と地域経済の活性化**を図るとともに、継続的な新規就農者の確保・育成に取り組むためのスキームを構築。また、**県やJA、鳥取大学農学部、県立農業大学校、県立倉吉農業高等学校と連携**し、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)の研究**や**人材育成**にも取り組むとともに、**営農型太陽光発電を展開**する。さらに、スケールメリットを生かした発電事業等に取り組むために**1市2町主導で設立する非営利型一般社団法人**と地域新電力「鳥取みらい電力」が両輪となって事業を推進する。

1．民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

① **1市2町主導で非営利型一般社団法人を設立**。地域新電力と連携し、**耕作放棄地**を活用したどくだみを栽培する**営農型太陽光発電設備**(約3,000kW)を導入して発電した再エネ電力を集会施設や住民へ供給
② かつて稼働していた小水力発電を再興させ、新たに**小水力発電設備**(約100kW)を導入
③ 遊休地や公園の駐車場を活用し、オフサイト太陽光発電設備（野立て、カーポート型：約1,750kW)を導入
④ 地域の防災拠点等のオンサイト太陽光発電設備(屋根、カーポート型：約550kW)を導入


営農型太陽光発電下でのどくだみ収穫の様子

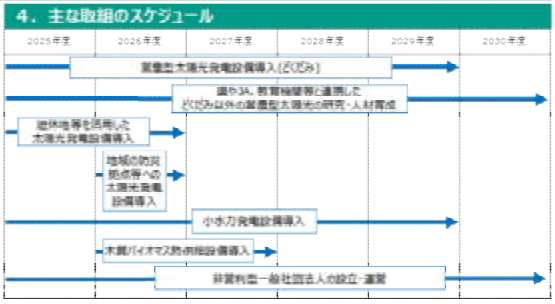
2．民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

① **県やJA、鳥取大学、農業大学校、倉吉農業高校と連携**し、垂直型と組み合わせた営農型太陽光発電設備(約150kW)の導入や、どくだみ以外の**栽培可能な地場産品(サツマイモ等)の研究・人材育成**に取り組む
② 1市2町と地元の森林組合が連携し、地域の間伐材等を活用した**木質バイオマス熱供給設備**を導入し、どくだみの乾燥等に活用
③ 一般社団法人と1市2町の商工会議所が連携し、電気保安人材の育成、資格取得支援を実施

3．取組により期待される主な効果

① 集落規模に応じた営農型太陽光発電の展開により、**耕作放棄地の解消**と**売電・地場産品販売に伴う収益増加**を実現し、**地域経済の活性化**を図る
② 営農型太陽光で**栽培可能な新しい地場産品の研究**や**人材育成**により、地域の基幹産業である**農業の維持**に貢献
③ 官民連携により**中山間地域に不足する電気保安人材を確保**
④ **県が関係者と連携**して**営農型太陽光発電を県内に展開**し、農産品の収入に加え、新たに売電収入を生み出すことで**農家の安定的な経営に寄与**

4．主な取組のスケジュール



◆◇ information ◇◆　倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【概要】

◆計画の基本的事項

｜計画期間：2021（令和３）年度から 2030（令和 12）年度まで

｜実行計画の対象範囲：市が行う事務事業

｜対象温室効果ガス　：二酸化炭素（CO_2）

｜対象温室効果ガスの削減目標

国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）の削減目標に準じて、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 60％削減を目指す。

◆ 温室効果ガスの削減に向けた取組

（１）省エネ行動の推進

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

（２）公共施設の省エネルギー対策の推進

倉吉市公共施設等総合管理計画及び倉吉市公共施設等脱炭素化推進計画に基づき、市有施設の省エネ性能の向上を図るとともに、既存の施設への LED 照明への切り替えなどに取り組みます。

（３）公共施設への再生可能エネルギーの導入

ゼロカーボンシティを目指すためには、省エネルギー化の取組に加え、使用する電力のゼロカーボン化（CO2 排出量ゼロ）や未利用エネルギーの更なる有効活用に取り組む必要があります。市の事務事業における使用するエネルギーの脱炭素化を進めるため、CO2 を排出しない再生可能エネルギーの利用を推進します。

（４）移動の脱炭素化の推進

公用車を新たに所有又は使用する際は、原則として次世代自動車を導入することとし、中でも乗用車については、走行時に化石燃料を使用しないゼロエミッションビークル（ZEV）である電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV、EV モード走行時）・燃料電池自動車（FCV）（以下「EV 等」という。）の導入を原則とするなど、自動車からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。

また、公用車の使用にあたっては、エコドライブの実践や適切な点検・整備を実施し、燃料使用量を抑制します。

（５）ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの焼却は広域連合で実施しているため、４Ｒ運動の温室効果ガスの削減量を直接的に把握することはできませんが、ごみの減量・リサイクルの取組の推進によりごみ焼却量を減らすためことは、温室効果ガスの排出削減に必要な取り組みであることから、倉吉市事務事業編の取組として４Ｒ運動を推進します。

Ⅲ－２　エネルギーの消費量を削減する

┃現状と課題

○ 電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信などもすべてエネルギーを利用しています。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐ省エネルギーの取組は、地球温暖化防止に加えて、エネルギーの安定供給確保の意義をもっています。

○ 省エネ機器への買換えや建物の断熱化はエネルギー消費量を減らしながら生活・業務環境も向上することから、住民・事業者がまず取り組みやすい課題として、国による高い省エネ基準の設定と並行して様々な支援が行われています。

○ 交通、運輸部門も多くの温室効果ガスを排出することから、エコカーの導入支援補助や公共交通機関の利用促進に向けたキャッシュレス決済の導入、運行情報アプリなど利便性の向上が図られています。

倉吉市の取組

（１）倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。

①省エネ行動の推進

②公共施設の省エネルギー対策の推進

④移動の脱炭素化の推進

（２）事業者、市民のエネルギー消費を抑えるための支援や意識啓発を行います。

（３）公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。

事業者の取組

（１）自社の温室効果ガス排出量の削減（脱炭素経営）に取り組みましょう。

（２）エコカー[14]等の導入を図りましょう。

（３）通勤時の公共交通機関や自転車利用など、マイカー通勤の見直しを推進しましょう。

市民の取組

（１）効率的で経済的な家電や自動車の使い方の工夫をしましょう。

（２）省エネ家電やリフォームで住まいを快適で省エネにしましょう。

（３）日々の購買や移動の「選び方」を変えましょう。

・日常の買い物で環境に配慮した製品やエコグッズを積極的に選びましょう。

・電気自動車、プラグインハイブリッド車等、エコカーの車両も検討してみましょう。

・クルマを利用している身近な場面を公共交通機関や自転車利用へ転換を図りましょう。

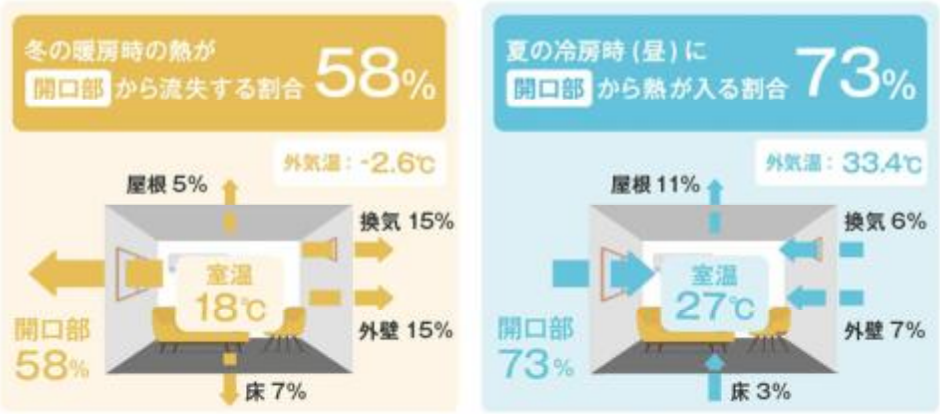
---

[14] 二酸化炭素（CO_2）や窒素酸化物（NOx）などの排出量が少ない環境に優しい自動車で、同時に燃費性能にも優れた自動車のことです。

One Point　**建築物と家電の省エネ基準**

住宅における熱の流失入割合

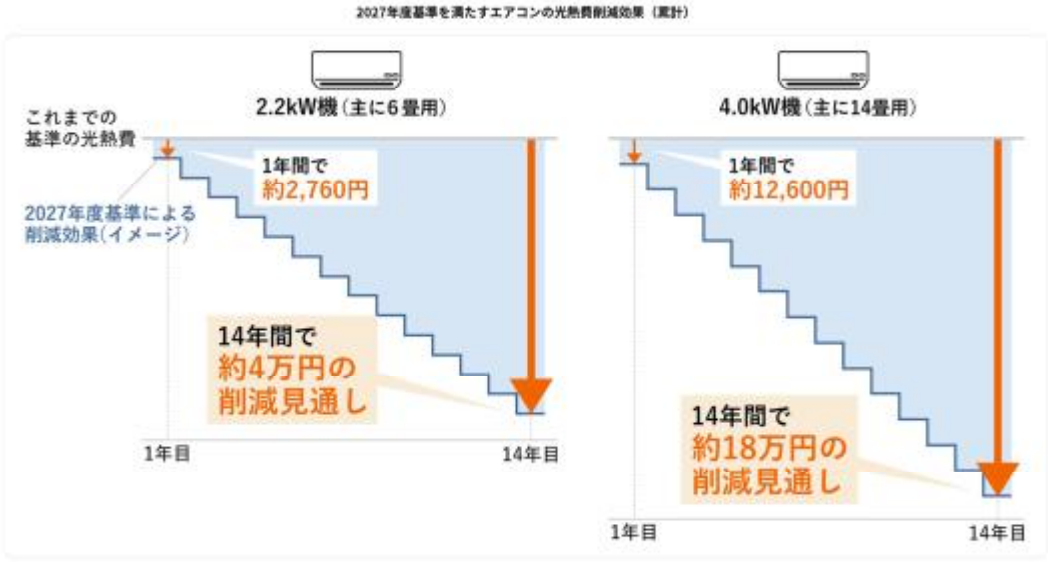
建築物は国土交通省の建築物省エネ法に基づき、原則すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準の適合が義務化されています。冷暖房による CO2 の排出削減には、住宅の断熱性能を高め、暖房時は、家の中の暖めた空気と熱を外に逃がさない、冷房時は、外の熱い空気や熱を家の中に入れないことが有効です。



参照：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 / 平成 11 年省エネ基準レベルの断熱性能の住宅での試算例

27 年 4 月からエアコンの新たな省エネ基準がスタート！エアコンについて知っておくべきポイントは？

省エネ・非化石転換法に基づく「トップランナー制度」により、2027 年 4 月からエアコンの新たな省エネ基準（2027 年度基準）が開始され、その基準が引き上げられます。省エネ性能の向上により、ご家庭の光熱費の削減や脱炭素への貢献が期待されます。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/air_conditioner_2026.htm

Ⅲ－３　再生可能エネルギーを使用する

▎現状と課題

○ 再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力などの地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーです。資源が枯渇することなく、繰り返し使うことができ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない環境にやさしいことが大きな特徴です。

○ 市域での再生可能エネルギーの導入はほとんどが太陽光発電となっています。近年では大規模な設備設置は少なくなっていますが、家庭での太陽光発電の導入が進んでいます。

○ また、災害時の備えにもなる蓄電池を設置する家庭も増えてきており、太陽光発電を利用した分散型エネルギー[15]システムによる自家消費の拡大も進んでいます。

倉吉市の取組

（１）倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。

③公共施設への再生可能エネルギーの導入

・調達電力の再生可能エネルギー比率の段階的向上をめざします。

・自家消費型の再生可能エネルギー電力の発電設備を導入します。

（２）再生可能エネルギー設備が導入されるよう、普及啓発等を行います。

（３）分散型エネルギーシステムの普及を図ります。

（４）小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。

事業者の取組

（１）調達電力の再生可能エネルギー比率の段階的向上をめざしましょう。

（２）自家消費型の再生可能エネルギー電力の発電設備を導入しましょう。

（３）分散型エネルギー社会実現への理解を深めましょう。

市民の取組

（１）太陽光発電等、再生可能エネルギーの利活用に努めましょう。

（２）分散型エネルギー社会実現への理解を深めましょう。

---

[15] 家庭用蓄電池やV2H（電気自動車等充給電設備）など比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念です。分散型エネルギーには、地域の特性や需要の形態等に合わせて様々な分散型エネルギーシステムが構成され、「非常時のエネルギー供給の確保」、「エネルギーの効率的活用」、「地域活性化」、「エネルギー供給への参画」、「系統負荷の軽減」等の意義があると考えられています。

One Point　再生可能エネルギー

再生可能エネルギー　（2027 年版くらしよし環境カレンダーから抜粋）

「再生可能エネルギー」ってなに?

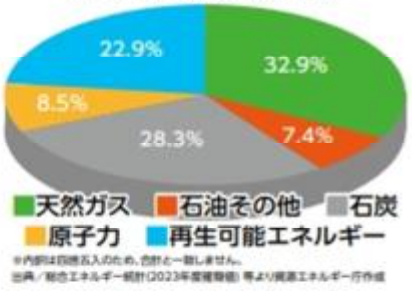
再生可能エネルギーは、資源がなくならず繰り返し使えて、発電時や熱を利用する時に、地球温暖化の原因となるCO_2（二酸化炭素）をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

日本の年間の発電電力量のうち再生可能エネルギーの割合は22.9%と2割を超えていますが、4割を超える欧州主要国や3割近い中国よりも低い水準です。日本では化石燃料に大きく依存しているため、再生可能エネルギーをもっと増やしていく必要があります。

主な再生可能エネルギーの発電方法



日本の再生可能エネルギー電力比率は2023年度で22.9%です。



※内訳は四捨五入のため、合計と一致しません。
出典／総合エネルギー統計（2023年度確報値）等より資源エネルギー庁作成

太陽光発電で自然エネルギーを上手に使う



太陽光発電は昼間、晴れていればたくさんの電力を生み出せますが、夜間や雨が降ると発電できません。変動が激しいのが欠点で、発電できない時間帯は、火力発電などに頼ることになります。家庭用蓄電池に大量に電力を貯めておくことができれば、変動は抑えられ、使うことができる再生可能エネルギーを増やすことができます。

■太陽光発電と電気自動車を一緒に使う

◆太陽光発電でためたエネルギーを電気自動車で使う

自宅の太陽光発電で発電した電気を使って電気自動車の充電をすることで、燃料代がかかりません。

◆電気自動車が家庭用蓄電池の代わりになる

電気自動車があれば、電気自動車に搭載されている大容量バッテリーを家庭用蓄電池の代わりとして活用することもできます。しかも、電気自動車のバッテリーは、家庭用蓄電池の容量の数倍です。

■家庭用蓄電池のメリットは主に2つ

◆電気代の節約につながる

昼に発電した電気を家庭用蓄電池に貯めて夜に使うことで、無駄なく電気を使うことができます。さらに、電力会社から買う電気を減らすことができます。

◆災害などによる停電時にも電気機器が使える

停電時でも照明やエアコン、冷蔵庫などを使えます。



Ⅲ－４　エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出抑制と吸収を促進する

▎現状と課題

○ 省エネと再生可能エネルギーの使用以外にも資源循環（リサイクル・フードロス削減）、植林・森林管理、代替フロンの削減、低炭素な原料・製品への転換（素材の変更）、農業・畜産業の対策など温室効果ガスを抑制・削減する方法があります。

・資源の循環と廃棄物削減

プラスチックなどの廃棄物の徹底したリサイクル・リデュースによる焼却量自体の削減、食品ロスの削減や、プラスチック・衣類の再利用、リサイクルを進めることで、製造や焼却処分時に出る CO2 などの排出を抑えます。

また、処分場におけるメタンガスの回収とエネルギー利用などの対策も進められています。

・森林の保全と植林

森林は CO2 を吸収・固定する重要な役割を持ちます。適切な間伐や植林を行うことで、大気中の温室効果ガスを減らします。

・製造プロセスの変更・低炭素素材の活用

鉄鋼生産で石炭の代わりに水素を使う「水素還元製鉄」や、コンクリートに CO2 を吸い込ませて固定化する技術など、素材や作り方自体の脱炭素化があります。

・ウッドチェンジ（Wood Change）

樹木は成長過程で大気中の CO2 を吸収し、炭素として体内に蓄えます。木材を燃やさずに家具や建築として使い続ける限り、その炭素は製品の中に固定され、大気中に戻りません。街の中に「第二の森林」を作るような効果があります。

「植える → 育てる → 使う（ウッドチェンジ） → 植える」というサイクルを回し、若い木に植え替えることで、森林全体の CO2 吸収力を高めることができます。

・代替フロン（HFC など）の排出抑制・転換

エアコンや冷蔵庫に使われる代替フロンは強い温室効果を持ちます。漏洩（ろうえい）の防止や、環境負荷の低い冷媒への切り替えが進められています。

・農業・畜産業の対策

水田からのメタン発生を抑える水管理や、家畜ふん尿の適切な処理・低炭素化などの取組が行われています。

○ 自動車の排気ガスに含まれる二酸化炭素も地球温暖化の原因となります。エコドライブの実践や公共交通機関・共助交通の積極的な利用を促し、自動車の排出ガスの減少に向けた取組を推進する必要があります。

倉吉市の取組

（1）地域の特性に応じた総合的な施策を推進します。
（2）住民・事業者に行動変容を促します。
・市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発。
・事業者の脱炭素経営を支援。
・ウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進。
・エコドライブの実践や公共交通機関・共助交通の積極的な利用を促進。
（3）間伐等の森林整備を推進など温室効果ガスの吸収源対策を促進します。
（4）鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化及び新たな廃棄物処分場におけるエネルギー利用などを検討します。
（5）代替フロンの漏洩の防止や、環境負荷の低い冷媒への切り替えを働きかけます。

事業者の取組

（1）物流・サプライチェーンの効率化を図りましょう。
・トラックによる輸送を、CO2 排出量がより少ない鉄道や船舶による輸送へ切り替え。
・AI などを活用して渋滞や無駄な走行を無くし、配送効率を最大化しましょう。
（2）資源循環（サーキュラーエコノミー）を推進しましょう。
・壊れにくく、修理しやすい設計にすることで、製造・廃棄の頻度を削減。
・自社が販売した製品を顧客から回収し、再び新しい製品の原料として循環。
・原材料や食品廃棄物の削減（ロス削減）
・精緻な需要予測により、過剰生産や食品の廃棄（フードロス）を根本から防止。
（3）原材料の脱炭素化（グリーン調達）に努めましょう。
・製品のパッケージや部材に、石油依存度の低いプラスチックや再生素材を採用。
・製造時に CO2 排出の少ない鉄鋼（水素還元製鉄など）や、CO2 を吸収・固定する環境配慮型コンクリート（建材）を調達・使用。
・事業活動に木材利用を取り入れましょう。
（4）フロン類の厳格な管理（非フロン化）を徹底しましょう。
・商業用冷蔵庫や冷凍空調設備などの買い替え時に、代替フロンではなく自然冷媒（CO2 やアンモニアなど）を使用する機器を選択。
・使用中の設備からフロンが漏れ出さないよう、法律に基づいた厳格な保守点検を実施。
（5）農業・食品産業からでるメタン、一酸化二窒素の削減に取組ましょう。
・水田の「中干し期間」延長等によるメタン発生の抑制
・家畜排せつ物処理のバイオガス化や、低メタン飼料の導入
・適切な肥効調整型肥料の採用による一酸化二窒素削減
（6）空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。

市民の取組

（1）「買い物（消費）」「ゴミ（廃棄）」「食事」の選び方を工夫しましょう。

・「使い切り・食べ切り」を意識してゴミを削減。

・スーパーなどで買い物をするとき手前取り。

・マイバッグやマイボトルの持参、詰め替え用商品を選択。

・プラスチックや紙、缶・ビン等を正しく分別。

・地産地消、木材の利用などサステナブルなお買い物を実践。

（2）家庭で使用しているエアコン、冷蔵庫等を更新、廃棄等するときは、家電リサイクル法等の制度に従い適正に処分しましょう。

（3）空ぶかしやアイドリングを止める等、エコドライブに努めましょう。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動



出典：環境省ウェブサイト　　https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

新設項目

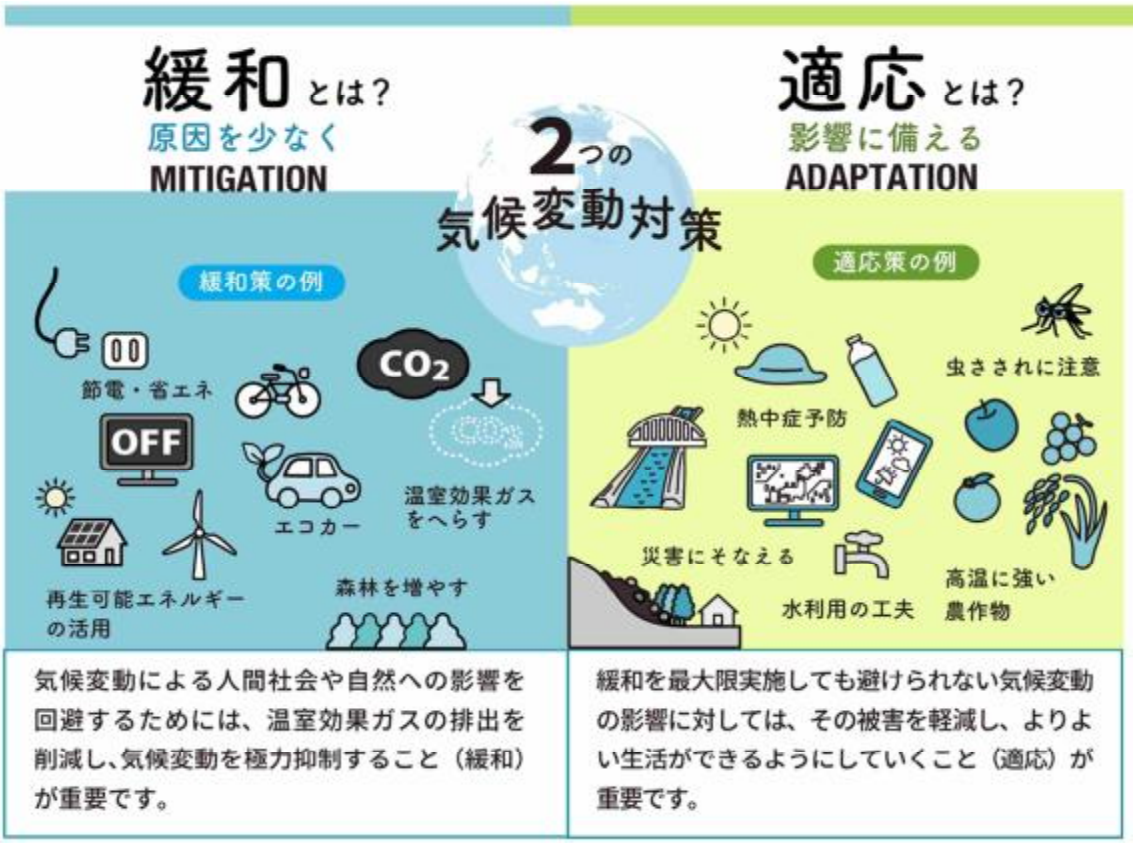
Ⅲ－５　気候変動に伴う影響やリスクに対応する

▎現状と課題

○ 近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は倉吉市にも現れています。さらに今後、これら影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、既に発生している気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

「緩和」と「適応」は気候変動対策の両輪と位置づけられており、人為的な気候変動の要因をできる限り抑制しつつ、避けられない環境変化に対して柔軟かつ戦略的に適応することによって、持続可能な地域づくりに繋げていかなければなりません。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

┃気候変動への適応策

■市民の役割

気候変動の影響への理解を深め、影響に関する情報を自ら収集するなどして、その影響に対処できるように取組を進めることが期待されます。

■事業者の役割

事業活動における気候変動影響やその適応策に関する理解を深めるとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開を実施することが期待されます。

■行政の役割

市民や事業者の適応に関する取組を促進するため、気候変動影響についての情報を収集し、その情報を積極的に発信していきます。

また、倉吉市における政策に適応の視点を組み込み、現在及び将来における気候変動影響へ対応していきます。

○農林水産業の生産基盤に対する対策

気候変動による高温、大雨、渇水、強風、積雪など自然災害による農作物や農業用施設への被害が頻発しており、生産現場の環境整備が求められています。また、高温耐性品種への改良など早期対応が求められています。特に猛暑となる夏期においては、生産者の熱中症や高温・渇水による農作物の被害対策が必要となっています。

畜産業では、高温による乳用牛の乳量や繁殖成績の低下、肥育牛・豚の増体率の低下、鶏の産卵率や卵重の低下等が発生しています。

倉吉市の取組

（1）高温耐性品種への改良など早期対応の支援します。
（2）生産者の労働環境改善、災害リスク軽減のための機械導入等を支援します。
（3）自然災害による農作物や農業用施設の被害に対する復旧支援します。

○災害に強いまちづくり

短時間強雨や大雨の発生により、甚大な水害が発生する可能性が指摘されています。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天神川流域において「流域治水プロジェクト」を策定し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策を検討しています。

倉吉市の取組

（1）ハザードマップを作成し、要配慮者を含めた避難支援活動を円滑に行うための、住民主体の支え愛活動を支援します。
（2）避難施設への非常用電源の設置や防災訓練により災害レジリエンスを強化します。
（3）多面的機能支払交付金により水田の雨水貯留機能強化（田んぼダム）を推進します。

○暑熱環境・熱中症対策

気候変動による気温上昇で、極端な高温や猛暑日が増加しており、熱中症による救急搬送される患者数が増加しており、真夏日・猛暑日が増えることによって死亡・重症化リスクも増大することが懸念されます。

各保育施設、小中学校においても近年の記録的な猛暑に対し、熱中症予防の具体的な対策や活動制限などを行っており、今後も気候変動を注視し、備える必要があります。また、エアコンが未設置の施設への整備が必要です。

農作業など屋外での活動中の熱中症を予防するため、市報等で注意を呼びかけています。

市の図書館などの施設をクーリングシェルター指定施設とし、適切な室温調整を行い、利用者に快適な環境を提供しています。しかし、空調設備の老朽化によりしばしば不調を起こすことがあり、クーリングシェルターとして利用者に適切な環境を提供し続けることが難しくなってきています。暑熱環境が厳しくなる中、誰でも自由に涼むことができる場所を提供し、熱中症の回避・低減に務める必要があります。

倉吉市の取組

（1）熱中症警戒アラート発表時には防災無線により注意喚起します。
（2）各種広報媒体を活用した熱中症の予防方法や対処方法を情報発信します。
（3）地域の保健活動時に熱中症予防チラシ等を配布して幅広な情報提供に努めます。
（4）クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定、周知及び安心して利用できる快適な環境を確保するため計画的な維持管理に努めます。
（5）クールシェア・スポットの活用などの暑熱対策を周知します。
（6）住宅へのエアコン設置や断熱性の高い健康省エネ住宅の設置を支援します。
（7）保育施設、小中学校等へのエアコンの整備を進めます。

事業者の取組

（1）屋外での活動など作業員等の熱中症対策を実施しましょう。
（2）熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの一般開放に協力しましょう。

市民の取組

（1）屋内でも高温時にはエアコンを適切に利用して温度を調整しましょう。
（2）屋外では日傘の使用や帽子の着用、日陰を利用するなど日差し対策をしましょう。
（3）高温時にはこまめに水分を補給し、 通気性、吸湿性、速乾性のある衣類の着用などにより熱中症対策を心がけましょう。

改定部分を赤字表記

基本目標 Ⅳ　安全・安心して暮らすことができるまちを実現する



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ





Ⅱ－１　大気を守る

▎現状と課題

○ 大気中の微粒子や有害な気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらすことを大気汚染といいます。県内の大気環境は、光化学オキシダント[16]を除き、環境基準を達成しており、おおむね清浄です。

○微小粒子状物質（PM2.5）[17]は、県内４地点で測定をされています。

○ 汚染物質の発生源となるおそれのある施設等には、大気汚染防止法や鳥取県公害防止条例で排出基準が定められています。大気汚染による人の健康や生活環境への悪影響を防止するためには、今後も建築物等の解体、改造、補修作業に伴う大気環境中へのアスベスト[18]飛散防止対策や鳥取県と連携した大気の監視体制の継続が必要です。

○ 倉吉市では、良好な大気環境のもと、美しい星空が維持されています。一方で、屋外照明の増加や不適切な光の利用による光害（ひかりがい）が懸念されています。美しい星空を次世代へ継承するため、光害防止への理解促進と適切な光環境づくりが求められています。

※ 鳥取県では、条例に基づき美しい星空環境を保全する「星空保全地域」を指定しています。倉吉市では関金町が指定されており、年２回、夜空の明るさを調査しています。

16　自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のことです。。

17　工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じんなどの大気汚染の原因となる粒子状の物質のことです。

18　天然に採取される鉱物の一種で、石でありながら軽い綿状の性質を持つことから、石綿（せきめん／いしわた）とも呼ばれる物質です。アスベストを吸入すると、肺がんや悪性中皮腫などの悪性疾患をはじめとした健康被害を引き起こすことも知られており、現在、日本では使用が制限されています。

倉吉市の取組

（1）中国大陸から運ばれて来る PM2.5 などの大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます。

（2）アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。

（3）美しい星空や良好な生活環境を守るため、光害の防止や適切な照明の使用について周知・啓発を行います。

事業者の取組

（1）大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、事業活動に伴う大気汚染物質の排出を抑制し、施設の適正管理に努めましょう。

（2）屋外照明や広告照明は、明るさや使用時間、光漏れに配慮し適切な使用に努めましょう。

市民の取組

（1）野焼きを行わずごみの減量化に努めるとともに、分別等による排出を行いましょう。

（2）屋外照明の明るさや点灯時間に配慮し、不要な照明を控えるなど、照明の適切な使用に努めましょう。

Ⅱ－２　水を守る

▎現状と課題

○ 公共下水道や集落排水施設[19]の整備が進み、生活排水が公共用水域（河川・湖沼などの公共利用のための水域や水路）に流れ出ることが少なくなりました。

○ 公共用水域の水の汚れを測る指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）[20]では、天神川、国府川、小鴨川、絵下谷川は清浄な状態が保たれています。

○ 公共用水域における良好な水環境を継続的に実現するためには、公共下水道・集落排水施設への接続や単独処理浄化槽[21]から合併処理浄化槽[22]への転換を推進する必要があります。

○ PFAS[23]は環境中に残留しやすく、水環境への影響が懸念されることから、国の基準等を踏まえた情報収集や水質監視、市民への適切な情報提供により、安全・安心な生活環境の確保が求められています。

◇◆市内の水洗化率◆◇

水洗化率とは、市内の世帯の中で、実際に公共下水道や集落排水施設に接続又は合併処理浄化槽を設置して汚水処理をしている世帯の割合のことです。

水洗化率［2025（令和７）年度末］

水洗化済の世帯数				水洗化済の世帯数 ①	市内の世帯数 ②	水洗化率 ①／② 【%】
公共下水道	農業集落排水	林業集落排水	合併処理浄化槽			
14,836	2,022	8	383	17,249	20,465	84.3%

19　農山村地域において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や汚水を処理するための汚水処理施設です。

20　水中の有機物などの量をその酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般的な水質指標のひとつです。BOD の値が大きいほど、その水質は悪いということになります。

21　し尿のみを処理する浄化槽で、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）は処理されていないため、河川、湖沼等の公共用水域にそのまま流されています。

22　し尿だけでなく、生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。

23　PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）などの有機フッ素化合物の総称。PFOS や PFOA は、自然界で分解されにくい（難分解性）ため、環境中に蓄積されやすく（高蓄積性）、また風や水などに乗って長距離を移動するという性質（長距離移動性）があるため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）に基づき、PFOS は 2009 年に「制限」、PFOA は 2019 年に「廃絶」とそれぞれ対象物質に分類されました。また、PFOS の一代替物質である PFHxS も 2022 年に「廃絶」として対象物質に分類されました。PFNA を含めた長鎖 PFCA も 2025 年に「廃絶」として分類されました。

倉吉市の取組

（1）水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。
（2）工場・事業場からの排水測定を行います。
（3）公共下水道及び集落排水施設への接続と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進します。
（4）良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。
（5）化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質（ダイオキシン類[24]、環境ホルモン[25]等）について情報提供に努めます。
（6）PFAS について、国や県等の動向を踏まえた情報収集を行い、市民への適切な情報提供に努めます。

事業者の取組

（1）水質汚濁防止法等を遵守するとともに、法規制外であっても水環境保全を考え、自主的な水質保全対策を実施しましょう。
（2）公共下水道及び集落排水施設への接続や合併処理浄化槽等を設置し、排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。
（3）農地への過剰な肥料や農薬の使用を避け、水田の濁水流出防止等の水管理等、環境にやさしい農業を推進しましょう。
（4）PFAS の保有在庫の適切な管理と新たな汚染を出さないための管理を徹底しましょう。

市民の取組

（1）公共下水道及び集落排水施設への接続や合併処理浄化槽を設置し、生活排水を直接公共用水域に流さないようにしましょう。
（2）排水に油・生ごみ等を直接流さないようにしましょう。
（3）河川の美化等の環境保全活動に参加しましょう。

---

[24] 環境中に広く存在し、その量は非常に微量です。微量でも強い毒性を持つと考えられています。ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという３種類物質群の総称で、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしています。

[25] 生体の複雑な機能を調節するために重要な役割を果たしている内分泌系の働きに影響を与え（内分泌かく乱作用）、生体に障害や有害な影響を引き起こす作用を持つ物質のことです。

Ⅱ－３　騒音・振動・悪臭の少ないまちをつくる

▎現状と課題

○ 騒音規制法では、工場、事業場等の施設から発生する騒音や建設作業で発生する騒音や自動車、鉄道等の交通機関から発生する騒音を規制しています。また、鳥取県公害防止条例では、深夜の騒音や拡声器の使用に伴う騒音が規制されています。

○ 振動規制法では、工場、事業場等の施設や建設作業で発生する振動が規制しています。

○ 快適な生活環境を維持するためには、環境に配慮した行動の実施を広く呼び掛けることが必要です。

○ 悪臭の原因物質は数十万種類にのぼるといわれており、複数の原因物質による複合された悪臭の問題が多く、人によって感じる不快感に違いがあるため、解決が困難な問題です。悪臭防止法に基づいて、悪臭を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域（市街地）については指定がされ、その地域については悪臭が規制されています。

○ 悪臭の発生を防止するためには、廃棄物の適正管理の徹底、適正な家畜やペットの飼養、農業用堆肥の抑制、生活排水等の下水道（浄化槽）処理の促進、野焼きの禁止（特例は縮減）等の周知が必要です。

○ 適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。
一般家庭でのごみの焼却行為は、ほとんど野焼きに該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律[26]（以下、「廃棄物処理法」といいます。）では、特例を除いて禁止されています。

○ プラスチックやビニール等を焼却するとダイオキシン類の発生や環境汚染の原因になります。家庭から出たごみは、市の収集日に出すほか再利用に努め、事業活動から出たごみは収集運搬許可業者に委託する等、適切な排出処理を徹底することが求められます。

○ 住宅地付近で野焼きを行うと、煙が家の中に入る、洗濯物に煙が付着するなど、周辺の生活環境にも悪影響を及ぼします。

---

[26] 廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

倉吉市の取組

（1）騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。
（2）法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。
（3）鳥取県公害防止条例に基づき、深夜（午後 10 時から翌朝午前 6 時まで）の事業活動による騒音について測定・規制を行います。
（4）悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。
（5）悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。
（6）法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。
（7）廃棄物処理法に基づき、野焼きの原則禁止を周知します。

事業者の取組

（1）騒音規制法・振動規制法を遵守し、騒音・振動の発生を抑制しましょう。
（2）鳥取県公害防止条例を遵守し、深夜（午後 10 時から翌朝午前 6 時まで）の事業活動による騒音が発生しないようにしましょう。
（3）事業用自動車での、エコカーの導入促進、運転マナーの良い運転に努めましょう。
（4）法的規制区域外であっても、事業活動における悪臭の発生を抑制しましょう。
（5）事業活動において、大気汚染物質の排出基準を守りましょう。

市民の取組

（1）公共交通機関・共助交通や自転車を利用する等、マイカー使用の抑制に努めましょう。
（2）近い場所に行く場合には、自転車利用や徒歩に努めましょう。
（3）近隣に、騒音被害が出ないように努めましょう。
（4）屋外での野焼きはやめましょう。
（5）生ごみ等の適正処理やペット等を適正管理し、悪臭の発生を防止しましょう。

Ⅱ－４　まちの清潔を保持する

▎現状と課題◆

○ 1997（平成９）年７月に鳥取県環境美化の促進に関する条例が施行され、鳥取県全域でのごみのポイ捨てが禁止されました。その後、倉吉市においても 2008（平成 20）年８月に倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例を施行し、ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置が禁止されました。

環境美化促進地区として、倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区と倉吉市関金町清流遊ＹＯＵ村地区を指定し、ごみのポイ捨て等を特に禁止しています。

○ 2005（平成 17）年 11 月に倉吉市落書きの防止に関する条例を施行し、市民と倉吉市との協働により市内各所にされていた落書きを消去するとともに、発見した場合は適切に対応しています。2015（平成 27）年４月に倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を施行し、公共施設等への自動車の放置を禁止しました。

○ 毎年１回全市一斉清掃を実施し、市民一人ひとりの協力のもと清潔で快適な生活環境を守るため、自治公民館や各地域で清掃活動を行い、散乱したごみを一掃しています。

しかし、河川、道路、空き地等にごみの散乱が見られます。

散乱ごみや落書き等のないまちをめざし、ごみ等の適正処理や落書き防止の啓発活動が必要です。

○ 各自治公民館や地域活動団体において、年数回、自分たちが暮らしている町内や地域で美化活動が行われています。また、玉川や鉢屋川等、ボランティアによって美化活動が行われ、美しく快適な生活環境づくりが進められています。

○ 市では、自治公民館やボランティア団体等による地域の清掃活動について、生活排水溝の清掃や草刈り清掃に必要な土砂運搬車やコンテナ車を配車する等の支援を行っています。

○ 地域の環境保全を図るため、今後も地域の清掃活動の支援が必要です。

○ 廃棄物処理法では、土地や建物の管理者等は、その管理する土地や建物の清潔を保つように努めなければならないこととされています。最近、山林や中山間地の谷あい等に、人の目にふれないこともあり不法投棄[27]が後を絶ちません。このため、環境の保全や生態系の保全の観点から、不法投棄撲滅をめざす取組が必要です。

○ また、自分の土地や建物だからといってごみや木くず、がれき等の廃棄物を捨てた場合でも不法投棄行為にあたります。土地や建物を清潔に維持しておかないと不法投棄の温床となったり、他の人や近所の迷惑になることがあります。土地の所有者や管理者は、不法にごみを持ち込まれないようフェンスや看板を設置するとともに、定期的に除草や掃除をするなど、普段から不法投棄をされにくい環境をつくる必要があります。

---

[27] 不法投棄の違反者には、５年以下の懲役若しくは 1,000 万円（法人の場合は３億円）以下の罰金、又はその両方が科せられます。

倉吉市の取組

（1）生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施し、清潔で快適な生活環境を守ることに努めます。
（2）公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。
（3）公共の場所における飼い犬等のふんの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。
（4）鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。
（5）いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。
（6）公共施設におけるバイク、自動車等の放置の禁止を周知します。
（7）清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。
（8）自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。
（9）不法投棄に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。
(10) 土地や建物で適切に管理されていないものがあれば、その所有者や管理者等に清掃や原状回復等、適正管理をお願いするよう努めます。

事業者の取組

（1）河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。
（2）自治公民館や地域ごとの環境美化活動に協力しましょう。
（3）事業者として、土地や建物は適正に管理しましょう。
（4）ごみの不法投棄をせず、倉吉市一般廃棄物処理許可業者（収集運搬等）や鳥取県産業廃棄物処理許可業者（収集運搬等）に委託し適正処理しましょう。

市民の取組

（1）河川や道路、排水路、公園等の環境美化活動に協力しましょう。
（2）家庭から出るごみやタバコ等のポイ捨てはしないようにしましょう。
（3）犬の飼い主は、マナーを守りふん等を適正に処理しましょう。
（4）自治公民館や地域での清掃活動に協力しましょう。
（5）自分が所有する土地や建物は、きちんときれいに維持管理しましょう。
（6）自分が所有する土地であっても、不用物等を放置しないようにしましょう。
（7）市民一人ひとりが監視員の役割を務めましょう。

Ⅱ－５　伝統的景観と都市景観を守る

┃現状と課題

○ 本市の中心市街地(打吹玉川伝統的建造物群保存地区)は、江戸時代末期～昭和初期の商家の町並みを現在に残していますが、歴史的・文化的な町並みや建造物を守るだけではなく、自然環境と調和した魅力ある町なみの整備を進める必要があります。
また、公園・緑地を次世代に引き渡していくため、適正な管理に努めながら、大切な樹木や森林を保護していくことも必要です。

○ 今後も、良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民や事業者等の理解と参加意識を高めていく必要があります。

倉吉市の取組

（１）所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。
（２）周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。
（３）屋外広告物の適切な指導を行います。
（４）公園・緑地、街路樹の保全に努めます。
（５）良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。

事業者の取組

（１）伝統的な木造建築物の維持・保全を行う伝統技術継承者の育成に努めましょう。
（２）公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
（３）地域における景観形成活動に積極的な役割を果たすよう努めましょう。
（４）景観形成基準や屋外広告物の設置基準等を遵守し、景観形成に配慮した事業を推進しましょう。

市民の取組

（１）公園管理に協力するとともに、緑化に努めましょう。
（２）地域における景観形成活動に積極的に参加し、景観形成施策に協力しましょう。
（３）景観まちづくり活動に参画し、地域の景観を創り・守ることを次世代に伝えましょう。
（４）歴史的景観を守ることで倉吉市固有の文化を次世代に継承していきましょう。

Ⅱ－10　ペットを適正管理し、動物と共生する

▎現状と課題

○ 近所の方が飼っている猫が自分の家の敷地でフン・尿をしたり、いたずらして困っている、犬の鳴き声がうるさい、犬の散歩中にしたフンを飼い主が放置しているといった苦情が寄せられることがあります。

○ また、飼い主のいない猫が家の敷地でフン・尿をして困っている、空き家等に棲みつく、猫が増えているという苦情や、道路で自動車にひかれて小さい命が失われる等、人にとっても猫とっても不幸な事件が起こっています。

○ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成制度を啓発し、虐待や遺棄されることがなく、不幸な命をなくするために、市民や飼い主への終生飼育の徹底を図る必要があります。

倉吉市の取組

（1）鳥取県と連携し、ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。
（2）飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取り組みを支援します。
（3）動物が空き家等に棲みつかないよう市民へ注意喚起に努めます。

事業者の取組

自らの責任や義務を自覚し事業者が終生飼養を行うとともに、適正なペットの販売や譲渡に努めましょう。

市民の取組

（1）ペットはきちんとしつけを行ってマナーを守り、虐待や遺棄をしたりせず、他の人に迷惑をかけないよう適切な終生飼養に努めましょう。
（2）飼い猫や飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせましょう。
（3）飼い主のいない猫に対して、無責任な餌のやり方をしないようにしましょう。

改定部分を赤字表記

基本目標　Ⅴ　人と自然が共生するまちを実現する



「基本目標」領域・ＳＤＧｓ



Ⅴ－１　自然とのふれあいを進める

▎現状と課題

○ 自然と共生した潤いのある社会づくりのために、自然と親しむ公園、自然学習の場の充実が必要です。公園・緑地の管理は地域の利用者である近隣住民団体と協働で行い、地域に密接した管理をおこなっていますが、近年は高齢化の担い手不足により協働管理を辞退される団体が増えています。

○ 市民の緑化意識の醸成を図るため、自然観察会等の啓発事業を実施するとともに、地域主体の緑化推進活動に対する助成を行っています。近年、過疎化や高齢化等による受入規模の縮小もあり、参加者数及び助成制度の活用実績が減少傾向にあります。

○ 特に若年層の関心を喚起する事業の魅力向上を図るとともに、地域のニーズに即した利便性の高い助成制度へと充実させる必要があります。

○ 環境教育・学習の質をさらに高めるには、鳥取県等をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、情報提供や知識の普及、自主的な環境配慮活動に対して適切な指導・助言を行う指導者の育成が重要です。また、こどもエコクラブへの支援などにより[28]、環境問題の解決に自ら考えて行動する人を育てることが大切です。

倉吉市の取組

（１）市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。

（２）地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の充実・支援に努めます。

（３）地域の特色ある自然環境の保護や普及啓発に努めます。

（４）立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

（５）鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。

（６）環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ活動に必要な支援に努めます。

---

[28] こどもエコクラブとは、幼児（3 歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。こどもの環境に対する理解や心を育み、地域とともに環境活動を行うことにより、地域の環境力を高めていきます。

事業者の取組

（１）自然保護活動への積極的な参加・協力に努めましょう。
（２）所有・管理する土地や建物の活用した市民や従業員が自然と触れ合える空間の提供と「環境学習ツアー」や「田植え・稲刈り体験」などの体験の機会を提供しましょう
（３）企業の社会的責任（CSR/CSV 活動）の一環として、自治体や NPO が主催する里山保全活動や河川の清掃活動に従業員が勤務時間内に参加することを後押ししましょう。

市民の取組

（１）身近な自然環境や地域の環境資源とのふれあいを通じ自然への理解を深めましょう。
（２）多くの人が自然と触れ合う中で環境を壊さないためのマナーや配慮を実践しましょう。
（３）自然とのふれあいの場の提供や維持管理、魅力の発信に参画しましょう。

***One Point*　自然共生サイト**



Ⅴ－２　野生動植物の生息・生育環境を守る

┃現状と課題

○ 野生動植物の多様性を保全することは、私たちの生活や文化の基盤を守ることにつながります。これらを次世代に引き継いでいくことは私たちの役割であり責務です。

○ 中山間地域の過疎化・高齢化等により耕作放棄地や手入れがなされない森林が増加しています。この結果、①野生動植物の生息・生育環境の質の低下、②人と野生鳥獣の軋轢の深刻化、③景観や国土保全機能の低下、④森林管理の担い手の活力低下、⑤イノシシ・シカ等による食害被害の深刻化等の問題が発生しています。

○ 野生鳥獣の保護と適切な個体数管理を推進するとともに、地域における自然環境意識の醸成、集落周辺森林の継続的な維持管理や里山林の再生等の地域特有の生物多様性を保全する取組を進め、「人と自然が共存する地域」をめざすしていくことが大切です。

倉吉市の取組

（１）公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。

（２）特定外来生物に関する情報を提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。

（３）原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。

（４）近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組みます。

事業者の取組

（１）野生動植物や生態系保全活動への参加・協力・支援に努めましょう。

（２）土地改変等の開発や事業活動を行う際に野生動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。

市民の取組

（１）特定外来生物[29]の放逐抑制とペットの責任ある終生飼養に努めましょう。

（２）生物多様性[30]保全活動への参加・協力に努めましょう。

---

[29] 外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があるとされる生物のことです。特定外来生物被害防止法に基づき指定されます。

[30] 生きものの多様さ、複雑な生態系に存在する全ての生きものの命のつながりの豊かさのことです。

Ⅴ－３　豊かな農地を守る

▎現状と課題

○ 農地は単に食料を生産するだけでなく、生物多様性の確保、景観の保全、自然災害の防止（水源涵養や洪水防止など）といった多面的な機能（公益的機能）を担っています。

○ 本市では農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、それに伴い中山間地載を中心に耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害が拡大しています。

○ 担い手の中心である認定農業者数は横ばいで推移していますが、新規就農者は増加しており、担い手の育成が進んでいます。

○ こうした課題を解決するため、農作業の省力化や高品質生産を可能にするスマート農業を推進するとともに、認定農業者や新規就農者といった担い手への農地集積を進め、本市の農業と農村を次世代につなぐ取組が必要です。

○ 農業・農村の持つ多面的機能の維持や、環境負荷の低減を図るため日本型直接支払制度により地域活動・営農継続を支援しています。

○ 農林水産省は、調達・生産・流通・消費各段階の環境負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた取り組みを進めています。特に環境保全型農業直接支払交付金の見直しが行われており、2027 年度を目標に、より持続的な生産体系への転換を促す新たな環境直接支払交付金の創設に向けた検討が進められています。

倉吉市の取組

（１）遊休農地・耕作放棄地の増加を抑制するため日本型直接支払制度による地域活動・営農継続を支援します。

（２）「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減に取り組む生産者を支援します。

（３）遊休農地の解消に向けたマッチングや活用を支援します。

事業者の取組

（１）農地や適正管理するとともに、環境にやさしい農業を実践し消費者への情報発信に努めましょう。

（２）企業の強み（IT 技術や資金力、効率的なマネジメント）を活かして自ら農業に参入し、耕作放棄地の解消や持続可能な農業を実践しましょう。

（３）地元産の農産物を積極的に導入して地産地消を推進しましょう。

市民の取組

（１）食生活における地産地消を実践しましょう。

（２）地域の農地や水路の清掃活動、畦畔（あぜ）の草刈りボランティアなどに参加し、農村の多面的機能を支えましょう。

Ⅴ－４　健やかな森林を守る

▎現状と課題

○ 本市には、県全体の約４割を占める広大な森林があり、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止や水源の保全、生物多様性の保全といった重要な役割を担っています。しかし、市内の森林は、所有者不明や担い手不足、さらには高齢化といった複合的な要因により、手入れが行き届いていない状況が広がっています。

○ これは、森林の持つ多面的な機能の低下を招き、豪雨災害リスクの増大や、山林から恩恵を受ける市民生活への悪影響が懸念されます。また、適切な手入れがなされない人工林は、健全な成長が阻害され、森林資源としての価値も失われていく可能性があります。

○ これらの課題を解決し市民の安全・安心な生活を守るためには、林業経営の安定化と次世代の担い手を育成し森林資源の循環利用を促していくことが、今後の重要な課題です。

○ 本市では、豊かな森づくり協働税及び森林環境譲与税の事業内容等のＰＲに努め、森林保全に取り組み、木材生産に要する経費の低コスト化を目的にした支援や集約化による効率性の向上、機械の導入や作業道の整備を進めつつ、間伐等の森林整備を推進しています。

○ 竹林が里山の人工林や天然林や耕作放棄地等に拡大しているため、竹林整備の推進が課題となっています。



出典：鳥取県ウェブサイト https://www.pref.tottori.lg.jp/309149.htm

倉吉市の取組

（1）森林資源を未来に継承するため、計画的な保全・活用を推進するとともに、森林所有者への具体的な助言や支援を行います。
（2）林業の担い手を育成・確保し林業事業体が安定して事業活動を行えるよう支援することで、森林の健全な循環を促します。
（3）地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。
（4）森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、森林環境譲与税等を活用し、森林の適正管理のための支援を行います。
（5）豊かな森林づくり協働税を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。
（6）造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。
（7）公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。
（8）立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。
（9）美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

事業者の取組

（1）森林を適正管理するとともに、森林保全活動を推進しましょう。
（2）事業所や建築資材に県産材を使用しましょう。

市民の取組

（1）山林所有者等は、森林の適正な管理に努めましょう。
（2）環境にやさしい森林保全の取組を理解し、森林の保全活動に協力しましょう。
（3）住宅等への県産材の利用を増やしましょう。

第４章　計画の推進体制

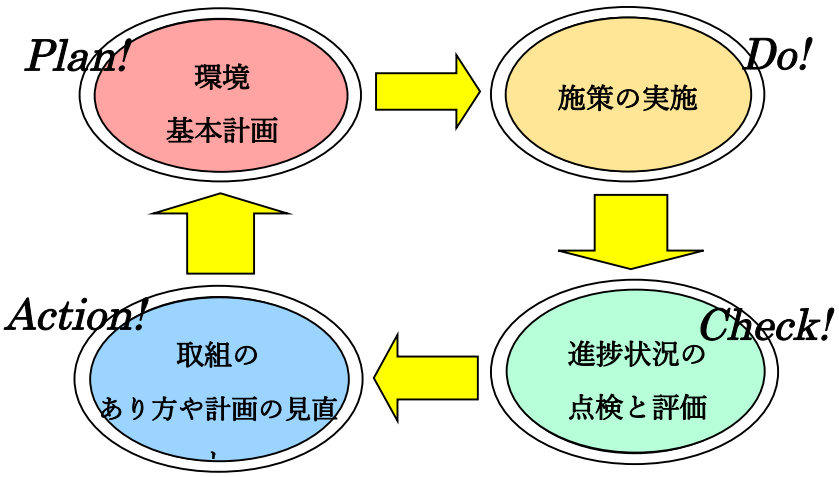
1　計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、倉吉市環境基本条例に基づき組織された「倉吉市環境審議会」が、この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書について点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

2　計画の進行管理

計画の推進管理

この計画に掲げる環境施策を着実に推進することはもとより、取組のあり方やこの計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。この計画の進行管理は、第 12 次倉吉市総合計画と連動させ、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改革・改善（Action）」のＰＤＣＡサイクルを基本に、継続的改善を図り実施していきます。



計画の進捗状況の点検

この計画の目標達成状況、施策の実施状況結果等を整理し進捗状況を年次的に把握するとともに、その実施した施策・事業の成果を評価・検証し、効果的な施策の推進について検討します。

計画の見直し

この計画は、2026（令和 8）年度までを計画期間としますが、計画の進捗状況や社会情勢に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1　市民・事業者アンケート調査の概要

1　調査の目的

第３次倉吉市環境基本計画の策定に当たり、市民及び市内事業者の環境に対する意識、日常生活や事業活動における取組状況、地域で感じている環境上の課題等を把握し、計画に掲げる施策及び成果指標を検討するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施した。

2　調査の実施概要

区分	市民アンケート	事業者アンケート
調査対象	市内に居住する中学生以上の者及び市外に居住し、市内へ通勤・通学する者	市内で事業を営む法人、団体及び個人事業者
調査期間	令和８年９月14日から10月16日まで	同左
調査方法	とっとり電子申請サービスによるインターネット調査及び高齢者を対象とした紙の調査票	とっとり電子申請サービスによるインターネット調査
周知方法	市報、市公式ウェブサイト・SNS・LINE、学校、公共施設、地域組織等を通じて周知	商工会議所、業界団体、医師会、農業関係団体、市内事業者への文書送付等により周知
回答数	1,448件	115件
集計時点	令和8年10月9日現在	同左

3　市民アンケートの概要

（１）　主な調査項目　市民アンケートでは、次の項目について調査した。

ア　回答者の属性　性別、年代、職業、居住地域及び市外居住者と倉吉市との関わり

イ　関心のある環境問題　地球温暖化・気候変動、海洋プラスチックごみ、生物多様性、ごみの減量・リサイクル、不法投棄、自然環境の保全、食品ロス等

イ　日常生活における環境配慮行動　ごみの減量・資源化、省エネルギー・地球温暖化対策、自然環境・生物多様性の保全

ウ　地域で課題と感じている環境問題　ごみ・美化、公害・生活環境、自然・都市環境、気候変動・災害リスク

エ　市に期待する環境施策

オ　市の環境施策に対する自由意見・提案

（2） 回答者の属性

年代別では、中学生が707人（48.8%）、高校生が163人（11.3%）であり、両者で全回答者の60.1%を占めた。一方、高齢者についても、60歳代が78人（5.4%）、70歳代が59人（4.1%）、80歳以上が147人（10.2%）となり、幅広い年代から回答を得た。

居住地域では、小鴨地区が226人（15.6%）と最も多く、次いで上井地区201人（13.9%）、社地区190人（13.1%）、上灘地区164人（11.3%）であった。市外居住者は110人（7.6%）で、このうち96人が市内の高校へ通学する者であった。

回答者1,378人のうち、女性は742人（53.8%）、男性は600人（43.5%）、非選択は36人（2.6%）であった。

（3） 主な調査結果

ア 関心のある環境問題

地球規模の環境問題では、「地球温暖化・気候変動」が1,109人（76.6%）と最も多く、次いで「海洋プラスチックごみ問題」が660人（45.6%）、「生物多様性の危機・野生動植物の減少」が474人（32.7%）であった。

地域の生活環境問題では、「不法投棄やポイ捨て」が887人（61.3%）、「ごみの減量・リサイクルの推進」が831人（57.4%）となり、ごみや地域美化への関心が高かった。

自然・快適環境では、「身近な緑の保全」が824人（56.9%）、「食品ロスの削減」が814人（56.2%）、「省エネルギー・再生可能エネルギーの普及」が575人（39.7%）であった。

イ 日常生活における環境配慮行動

各分野において、３項目のうちいずれか1項目以上で「いつも行っている」と回答した人の割合は、次のとおりであった。

分野	該当者数	割合
ごみの減量・資源化	1,232人	85.1%
省エネルギー・地球温暖化対策	1,236人	85.4%
自然環境・生物多様性の保全	695人	48.0%

ごみの減量や省エネルギーなど、家庭内で日常的に実施できる行動は定着している。一方、地域活動への参加や環境配慮製品の選択など、自然環境・生物多様性の保全につながる行動には、取組を促す余地がある。

ウ 地域で感じている環境上の課題

ごみ・美化に関する課題では、「道路、公園、河川などへのポイ捨てや不法投棄」が967人（66.8%）と最も多かった。

公害・生活環境に関する課題では、「自動車の騒音や排気ガス」が569人（39.3%）、

「野焼きによる煙や臭い」が549人（37.9%）となった。

自然・都市環境に関する課題では、「街路樹や公園の維持管理」が615人（42.5%）、「森林、農地、空き地の減少や管理不足」が601人（41.5%）、「有害鳥獣による被害」が540人（37.3%）となった。

気候変動・災害リスクについては、「夏の猛暑による健康への影響」が956人（66.0%）、「大雨による道路の冠水や土砂災害への不安」が762人（52.6%）となった。

エ　市に期待する環境施策

市に期待する施策として多かったものは、次のとおりである。

施策	回答数	割合
ポイ捨て・不法投棄対策の強化	629人	43.4%
食品ロス・プラスチックごみ削減に向けた取組	614人	42.4%
公園・緑地の整備、里山・森林の保護	468人	32.3%
ごみの分別ルールの周知とリサイクルの推進	447人	30.9%
省エネ家電・太陽光発電等への導入補助	330人	22.8%

市民の関心は、脱炭素施策だけでなく、ポイ捨て、不法投棄、ごみの減量、緑地管理など、日常生活に身近な環境問題にも向けられている。

4　事業者アンケートの概要

（1）　主な調査項目

事業者アンケートでは、次の項目について調査した。

ア　事業者の属性　主な業種

イ　脱炭素・GXに向けた取組状況

ウ　具体的な取組　省エネルギー、再生可能エネルギーの導入・調達、EV・HV、サプライチェーン対応、カーボンクレジット等

エ　脱炭素・GXを進める上での課題・障壁

オ　廃棄物の削減及び資源循環の取組

カ　環境マネジメントシステムの導入状況、導入効果及び導入していない理由

キ　市の環境施策に対する自由意見・提案

（2）　回答事業者の属性

回答事業者115者の業種は、建設業が45者（39.1%）と最も多く、次いでその他のサービス業が22者（19.1%）、卸売業・小売業が15者（13.0%）、医療・福祉が11者（9.6%）、その他が9者（7.8%）、宿泊業・飲食サービス業が8者（7.0%）、製造業が3者（2.6%）、農林漁業が2者（1.7%）であった。

建設業が全体の約4割を占める一方、幅広い業種から回答を得た。

（3） 主な調査結果

ア 脱炭素・GXに向けた取組状況

「既に取組を進めている」と回答した事業者は33者（28.7%）、「これから取り組む予定である」は5者（4.3%）であり、両者を合わせると38者（33.0%）であった。

一方、「関心はあるが、具体的な予定はない」は60者（52.2%）であり、関心を具体的な取組へつなげるための情報提供や支援が必要と考えられる。「関心がない、又は取り組む予定はない」は17者（14.8%）であった。

イ 分野別の取組状況

各分野でいずれか1項目以上を選択した事業者の割合は、次のとおりであった。

分野	該当事業者数	割合
省エネルギーの推進	38者	33.0%
再生可能エネルギーの導入・調達	20者	17.4%
その他の脱炭素・GX対応	25者	21.7%
環境マネジメントシステムの導入又は検討	37者	32.2%

具体的な取組では、「LED照明や高効率エアコンなど省エネ型設備への更新」が36者（31.3%）、「クールビズ・ウォームビズ、消灯・温度管理」が30者（26.1%）となった。

再生可能エネルギー関係では、「太陽光発電設備の設置」が10者（8.7%）、「再生可能エネルギー由来の電気の購入」が6者（5.2%）であった。

ウ 脱炭素・GXを進める上での課題

主な課題・障壁は、次のとおりである。

課題・障壁	回答数	割合
初期投資の負担が大きい	55者	47.8%
二酸化炭素排出量を計算・見える化できない	53者	46.1%
専門知識や人材が不足している	52者	45.2%
再生可能エネルギー由来電気の調達コストが高い	25者	21.7%

初期投資だけでなく、CO?排出量の算定方法や専門知識・人材の不足も同程度の障壁となっている。このため、設備導入への支援に加え、情報提供、相談対応及び排出量の見える化に関する支援が求められる。

エ 廃棄物の削減及び資源循環

「オフィス内でのごみの分別回収」は80者（69.6%）、「ペーパーレス化」は73者（63.5%）、「産業廃棄物の適正な委託管理」は70者（60.9%）が実施していた。

一方、「梱包材の簡素化や通い箱の使用」は33者（28.7%）、「原材料のロスや製品廃棄の削減」は31者（27.0%）、「副産物や廃棄物の再資源化」は26者（22.6%）であった。

ごみの分別やペーパーレス化など、事務所内で実施しやすい取組は比較的進んでいる。一方、製造工程、物流、再資源化等の事業活動そのものに関わる取組は3割未

満にとどまった。

オ　環境マネジメントシステム

導入状況	回答数	割合
ISO14001 等の外部認証を取得	6 者	5.2%
エコアクション 21、TEAS 等を取得	4 者	3.5%
独自の環境方針による自主的な取組	8 者	7.0%
認証取得又は自主的な取組を検討中	19 者	16.5%
導入しておらず、検討もしていない	78 者	67.8%

導入効果では、「従業員の意識やマナーの向上」が16者と最も多く、次いで「エネルギーコストの削減」が9者、「法令違反リスクの低減」が7者であった。

導入していない理由では、「システムや認証に関する情報不足」が52者（45.2%）と最も多く、次いで「自社の規模や業種には必要性を感じない」が43者（37.4%）、「書類作成や運用に必要な人手が不足」が35者（30.4%）、「取得・維持費用の負担」が29者（25.2%）であった。

5　総括

市民アンケートでは、ごみの減量・資源化及び省エネルギーに関する行動は広く定着している。一方、地域清掃、緑化活動、環境配慮製品の選択など、自然環境・生物多様性の保全につながる行動は相対的に低い。

市民が課題として感じている事項及び市に期待する施策は、ポイ捨て・不法投棄、ごみの減量、プラスチック資源の回収、街路樹や公園等の維持管理、猛暑や豪雨への対策など、日常生活に身近な問題が中心となっている。

事業者アンケートでは、脱炭素・GXに関心を持つ事業者は多いものの、既に取組を実施している事業者又は具体的な実施予定がある事業者は33.0%にとどまる。初期投資、CO?排出量の算定、専門知識・人材の不足が主な障壁となっている。

今後は、市民に対しては、日常生活に身近な環境施策と地域活動への参加を結び付ける取組が必要である。事業者に対しては、設備導入への支援に加え、情報提供、相談対応、CO?排出量の見える化及び業種・規模に応じた取組事例の提示が重要である。

6　その他留意事項

本調査は、無作為抽出ではなく、インターネット等を通じて任意に回答を求めたものである。市民アンケートは中学生及び高校生の割合が高く、事業者アンケートは建設業の割合が高い。このため、調査結果は市民全体又は市内事業者全体の構成をそのまま表すものではなく、回答者の傾向を示すものとして取り扱う必要がある。

また、複数回答の設問については、回答割合の合計が100%を超えており、割合は、各

設問の回答数を回答者総数で除して算出、複数回答の設問は、回答割合の合計が100％を超える場合がある。また、割合は小数第２位を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合がある。

2　倉吉市の概要

1　人口の将来見通しとまちづくりの主要課題

1. 人口の将来見通し　　第 12 次倉吉市総合計画【後期計画】から引用

(1) 人口減少・人口構造の変化の潮流と本市への影響

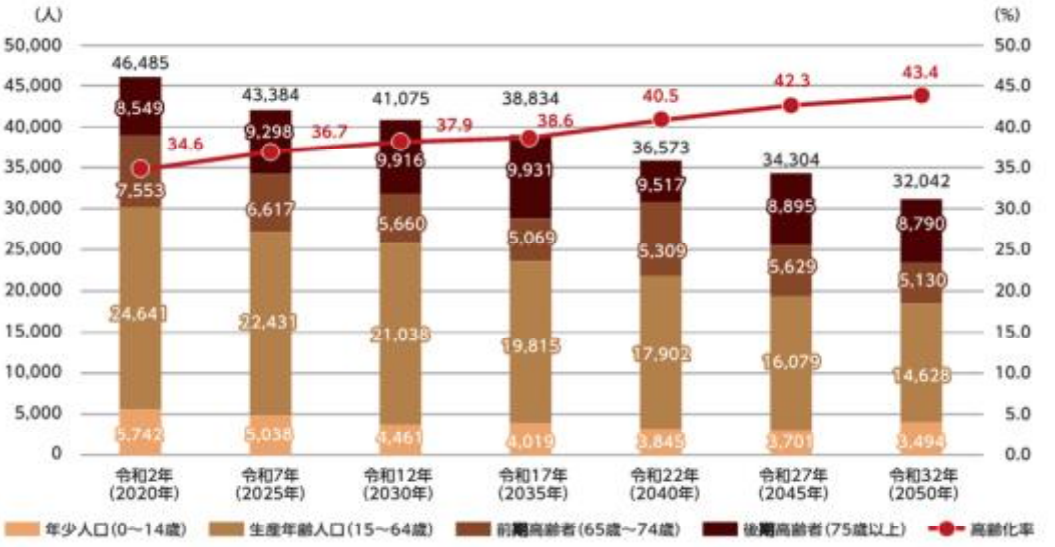
現在、日本は、平成20(2008)年頃をピークに、人口減少の局面へと本格的に移行しています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」といいます。)の推計が示すように、この大きな潮流は、本市にも深刻な影響を及ぼしつつあります。令和2年国勢調査に基づいた社人研の推計では、本市の総人口は、わずか5年後の令和12(2030)年には、現在の人口から2,000人以上減少し、4万人を切りそうな水準になることが予想されています。この減少は単なる人数の問題に留まりません。さらに重要なのは、人口の「構造の変化」です。

- 生産年齢人口(15~64歳)の急速な減少:地域経済の担い手、公共サービスを支える働き手の確保が喫緊の課題となります。
- 老年人口(65歳以上)の増加と高齢化率の上昇:人生100年時代、誰もが安心して暮らせる医療・福祉体制の整備が不可欠です。同時に、高齢者の知識や経験を地域社会の力としてどう活かすかも重要になります。
- 次世代を担う子どもたちの減少:地域活力を将来にわたり維持するため、子育て・教育環境の充実や支援が、まちの持続可能性を左右します。

このような「人口減少」と「少子高齢化」の同時進行は、まちの持続性・自立性を揺るがす最も大きな要因となります。

本市の人口の将来見通し(社人研)



※令和2(2020)年は国勢調査による実績値。令和7(2025)年~令和32(2050)年は社人研推計による公表値。

(2) 本市独自の将来人口推計

本市は、社人研の推計を将来の警鐘として真摯に受けとめつつも、この推計値を不変のものとして受け入れるのではなく、人口構造の変化や人口減少の抑制に向けた道筋を示すため、これまでの施策効果や地域の特性を勘案した独自の人口推計を行いました。

(人口推計の考え方)

この独自推計は、本市の取組が実を結び、変化の兆しが少しずつ現れてくる姿を描き、次の2つの視点を改善効果として設定しています。

自然増(出生・死亡)への対応

将来にわたり地域を維持できる水準(人口置換水準)である合計特殊出生率2.07を最終的な目標に掲げ、令和27(2045)年に向けて一歩ずつ着実に上昇していくものと想定します。

社会増減(転入・転出)への対応

令和22(2040)年までを重点的な取組期間とし、若年層や20・30代女性の流出超過を現状の半分(5割)に抑える想定です。これは近年の転入者数にみられるわずかではあるが増加の兆しを、次世代へつなぐ持続的な流れとするための現実的な目標として設定しました。

年齢区分別の将来人口の見通し

	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)		令和12年(2030年)		令和17年(2035年)		令和22年(2040年)		令和27年(2045年)		令和32年(2050年)	
	実績値	社人研	独自	社人研	独自	社人研	独自	社人研	独自	社人研	独自	社人研	独自
年少人口(0~14歳)	5,742	5,038	5,077	4,461	4,589	4,019	4,283	3,845	4,284	3,701	4,336	3,494	4,251
総人口に占める比率(%)	12.4	11.6	11.7	10.9	11.1	10.3	10.9	10.5	11.5	10.8	12.3	10.9	12.8
若年層(15~39歳)	9,969	8,707	8,708	8,134	8,163	7,867	7,922	7,394	7,507	6,285	6,991	6,153	6,405
総人口に占める比率(%)	21.4	20.1	20.1	19.8	19.8	20.3	20.2	20.2	20.2	19.9	19.9	19.2	19.3
うち20・30代女性	3,959	3,423	3,424	3,236	3,250	3,207	3,234	3,098	3,136	2,848	2,891	2,566	2,629
総人口に占める比率(%)	8.5	7.9	7.9	7.9	7.9	8.3	8.3	8.5	8.4	8.3	8.2	8.0	7.9
中高年層(40~64歳)	14,672	13,724	13,724	12,904	12,907	11,948	11,957	10,508	10,526	9,254	9,292	8,475	8,535
総人口に占める比率(%)	31.6	31.6	31.6	31.4	31.3	30.8	30.5	28.7	28.3	27.0	26.4	26.4	25.8
老年人口(65歳以上)	16,102	15,915	15,915	15,576	15,576	15,000	15,000	14,826	14,829	14,524	14,526	13,920	13,925
高齢化率(%)	34.6	36.7	36.7	37.9	37.8	38.6	38.3	40.5	39.9	42.3	41.3	43.4	42.0
前期高齢者(65~74歳)	7,553	6,617	6,616	5,660	5,660	5,069	5,070	5,309	5,310	5,629	5,630	5,130	5,132
総人口に占める比率(%)	16.2	15.3	15.2	13.8	13.7	13.1	12.9	14.5	14.3	16.4	16.0	16.0	15.5
後期高齢者(75歳以上)	8,549	9,298	9,298	9,916	9,916	9,931	9,931	9,517	9,519	8,895	8,896	8,790	8,793
総人口に占める比率(%)	18.4	21.4	21.4	24.1	24.0	25.6	25.4	26.0	25.6	25.9	25.3	27.4	26.6
総人口数	46,485	43,384	43,423	41,075	41,234	38,834	39,163	36,573	37,146	34,304	35,145	32,042	33,116

※表中の人口は、いずれも令和2(2020)年は国勢調査による実績値、令和32(2050)年までは社人研公表値。なお、端数処理の影響で、各区分の合計と総数が一致しない場合があります。

社人研準拠推計値と独自推計値の比較



※令和2(2020)年は国勢調査による実績値、令和32(2050)年までは社人研公表値、令和37(2055)年以降は社人研推計に準拠した値(準拠値)に基づいています。

この独自推計は、本市が目指す長期的な方向性に基づき、多様な施策を総合的かつ計画的に推進していくことによって、合計特殊出生率の緩やかな回復や社会移動による人口減少の抑制を前提とした、施策推進上の重要な指標となるものです。

(3) 急激な人口減少への対応と本計画の役割

上記の通り、人口構造の変化はまちの将来に大きな影響を及ぼします。とりわけ、急激な人口減少の抑止には、必要な対策を遅滞なく講じることが必須です。

本計画は、この人口見通しとまちの方向性を共有し、後期基本計画の今後5年間を、人口減少のスピードを緩やかにし、将来のまちの活力を維持するための基盤を固める重要な期間と位置づけます。

具体的には、本推計に基づき人口減少抑制に向けた施策を実行しつつ、常に変化する人口動態について最新の状況を正確に把握します。その上で施策の効果を検証・見直しながら、変化に対応して機動的にまちづくりを推進していきます。

2. 時代の潮流とまちづくりの主要課題

多くの地方自治体では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域経済の停滞や地域社会の担い手不足、社会保障費の増大といった深刻な構造的課題に直面しており、これらの複雑に絡み合う課題に対し、総合的な対応が求められています。

今後のまちづくりを考えるにあたり、本市を取り巻く社会情勢の変化として、次の事項に着目します。これらの時代の潮流を的確に捉え、地域固有の課題に適切に対応することで、持続可能で魅力あるまちづくりを進めます。

(1) 人口減少の進行と超高齢化社会の本格化

人口減少、超高齢化社会の進行は、全国の自治体にとって構造的な課題です。本市においても、生産年齢人口の急減は地域経済の活力の低下とともに、地域サービスやインフラ維持などの担い手不足を深刻化させています。また、高齢者が増加する中で、医療や介護サービスへの需要は高まり、高齢者の健康・生きがいづくりへの支援も不可欠です。これに対し、国や地方自治体は、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持するため、「地方創生」を推進しています。また令和5(2023)年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」に基づく少子化対策の強化も求められています。この潮流に対応し、誰もが暮らしやすい環境の整備、若者や女性に「この地域で暮らしたい」と選ばれる魅力的な地域づくりが急務です。社会全体で多世代が互いに支え合い、地域社会を維持する努力が求められています。

(2) 環境との共生と持続可能な社会の実現

気候変動対策として、温室効果ガス排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」への移行は、国際的な責務であり、自治体にもその取組の加速が求められています。地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大や、環境負荷の低い消費や産業活動への転換が必要です。また、令和12(2030)年を達成期限とするSDGs(持続可能な開発目標)という国際的な目標、「誰一人取り残されない社会の実現」を目指し、経済、環境、社会のバランスを考慮した施策を展開し、将来世代に豊かさを引き継ぐ環境との共生社会の実現、持続可能なまちづくりが求められています。

(3) 多様な価値観とライフスタイルの変化

人々の暮らし方や働き方、多様な価値観の変化を捉えたまちづくりが求められています。ライフスタイルの多様化によって、個人が自身に最も適した生き方を選択しやすい社会となった一方、年齢や立場、障がいの有無などにかかわらず、誰もが社会に参加し、活躍できる環境の整備が課題です。リモートワークなどの新たな働き方は、地方移住や関係人口獲得の機会が期待されています。また、多様な市民が参画できる仕組みを通じて、幅広い意見が反映されるよう、地域コミュニティの活力を維持・向上させることが重要です。

(4) 危機に強い安全・安心な地域づくりの強化

近年、激甚化・頻発化する災害が全国各地で発生しており、ハード整備による対応には限界があることが明らかになってきています。災害から生命や財産を守るため、住民一人ひとりの防災意識の向上、地域や企業との連携など、ソフト面での対応が強く求められています。また、新型コロナウイルス感染症の経験を経て、新たな感染症に対する危機管理体制を強化し、全ての市民が安全・安心に暮らせる強靭な地域づくりが自治体の重要な責務です。

(5) 経済環境の変化と地域の稼ぐ力の強化

国際情勢の不安定化やエネルギー・原材料価格の上昇とそれに伴う物価高騰は、地域経済を圧迫しています。持続的な地域の活力を維持するには、既存産業の構造の変化への対応や、地域の特色を活かした新産業・雇用の創出を通じて、地域の稼ぐ力を抜本的に強化する必要があります。コロナ禍を経た消費者ニーズの変化を捉え、観光やサービス業などの付加価値を高め、特に若者や女性が魅力を感じる働きがいのある環境の整備が、地域経済全体を底上げする戦略的な取組として、自治体に求められています。

(6) デジタル化の推進と効率的な行財政運営

人口減少や少子高齢化、複雑かつ多様化する課題を解決し、持続的にまちを発展させていくためには、デジタル技術の活用が必須とされています。自治体DXの推進は、行政サービスの効率的・効果的な行財政運営に不可欠です。また、人口減少に対応し、利便性が高く、コンパクトで魅力的な都市空間の形成を進めることで、行政コストを削減しつつ、生活サービスの維持・向上を図る必要があります。

特に、AI（人工知能）やビッグデータの活用などの新技術で、データに基づいた課題解決を進め、生活の利便性向上の実現が求められています。しかし、一方で、デジタルを活用できる人とそうでない人との格差が問題視されており、誰一人取り残されない優しいデジタル化も考慮する必要があります。若者だけでなく高齢者まで全ての市民が恩恵を受けられる社会の構築が課題です。

本市では、上記に示したものをはじめとする、時代の潮流やまちづくりの諸課題に対応するため、多様な主体との連携を図りながら、地域の実情に応じた施策の効果的な展開を図ります。

2　これまでと将来の気候・気象の変化　　※地域気候変動適応計画

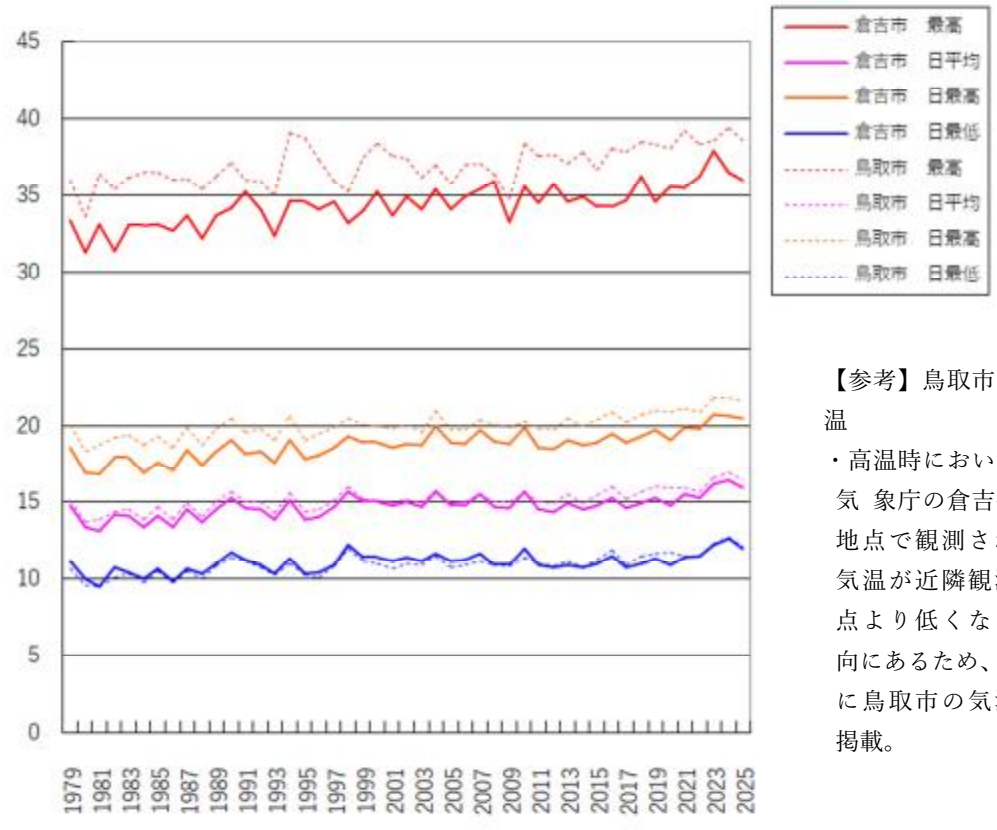
1　これまでの倉吉市の気候の変化

（1）最高気温、年平均気温（日平均・日最高・最低）

倉吉市の最高気温、年平均気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、直近１０年間と１９８０年代の１０年間を比較すると、最高気温は約 3.1℃、年平均気温は１．６℃、日最高気温は２．３℃、日最低気温は１．２℃上昇しています。

	最高気温	日平均	日最高平均	日最低平均
1980～1989 年	32.7℃	13.8℃	17.5℃	10.3℃
2000～2009 年	34.7℃	15.0℃	19.0℃	11.2℃
2016～2025 年	35.8℃	15.4℃	19.8℃	11.5℃
〃　（参考）鳥取市	３８．５℃	１６．０℃	２１．１℃	１１．８℃

表　1　最高気温、年平均気温（日平均・日最高・最低）の変化



【参考】鳥取市の気温

・高温時において、気 象庁の倉吉観測地点で観測される気温が近隣観測地点より低くなる傾向にあるため、参考に鳥取市の気温を掲載。

図 3 最高気温、年平均気温（日平均・日最高・最低）の経年変化（1

出典：気象庁ウェブページ

（２）夏日、真夏日・猛暑日

夏日（日最高気温が２５℃以上)、真夏日（日最高気温が 30℃以上)、猛暑日（日最高気温が 35℃以上）のいずれの年間日数も、長期的に増加傾向が見られており、直近５年間と１９８０年から１９８４年の５年間を比較すると、夏日は１．６倍、真夏日は３．３倍、猛暑日は０日から２０２４年には１０日が記録されています。

	夏日	真夏日	猛暑日
1980～1985 年	８１.2 日	18.4 日	0.0 日
2000～2004 年	105.2 日	39.2 日	0.6 日
2011～2025 年	131.2 日	61.2 日	6.2 日
〃　　（参考）鳥取市	146.2 日	81.4 日	25.8 日

表　２　夏日、真夏日・猛暑日の変化

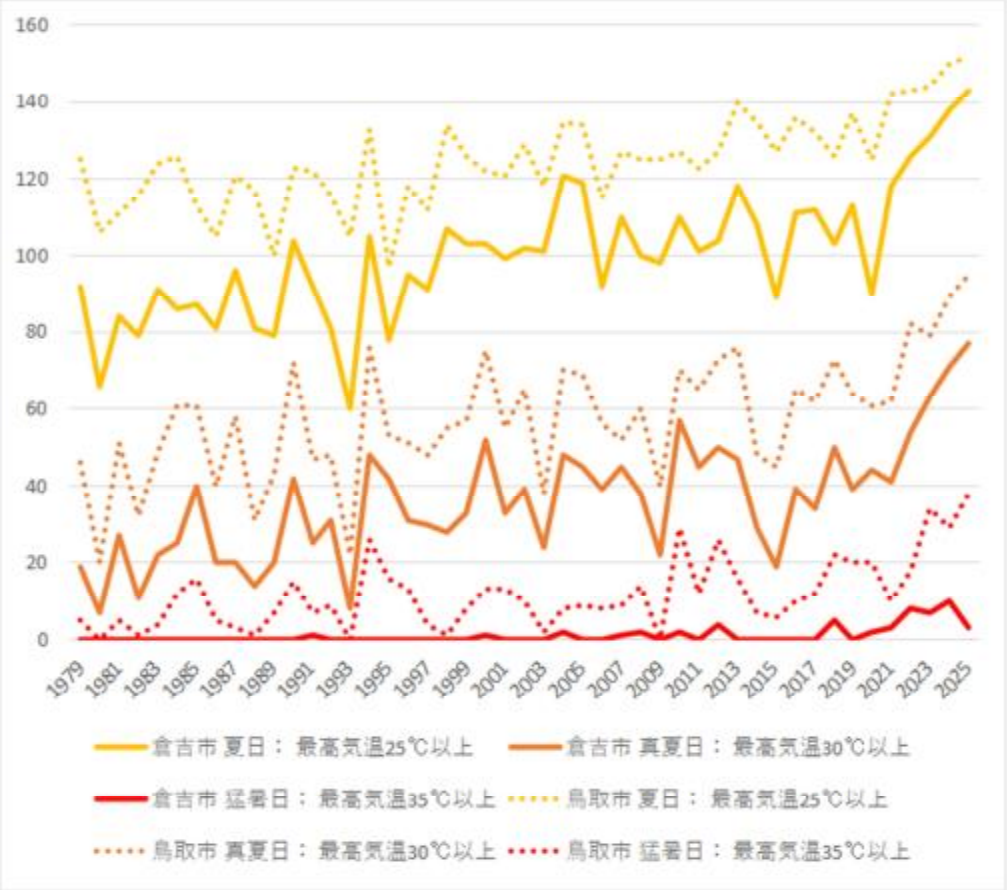


図　４　夏日、真夏日、猛暑日日数の経年変化（１９７９年～２０２５年）

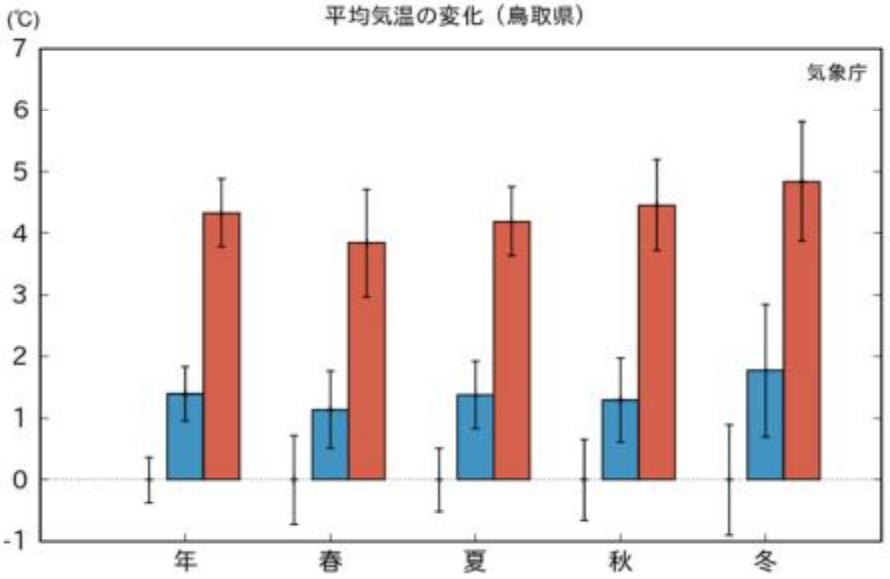
出典：気象庁ウェブページ

１．２　将来の気候・気象の変化

（１）年平均気温

鳥取県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5（４℃上昇）シナリオ)、21 世紀末（2076 年～2095 年）には２０世紀末 （1980 年～1999 年）よりも年平均気温が約４.３℃高くなると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6（２℃上昇）シナリオ）では、21 世紀末（2076 年～2095 年）には現在（1980 年～1999 年）よりも年平均気温が約 1.４℃高くなると予測されています。季節ごとにみると、冬の気温上昇が最も大きくなると予測されます。



予測される変化（20 世紀末と 21 世紀末の差）を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。
地域気候モデルによる計算結果。棒グラフの色は、青が 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）に、赤が 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）に、それぞれ対応する。
棒グラフが無いところに描かれている細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示している。

図 5 鳥取県の平均気温の将来変化（20 世紀末からの変化量）

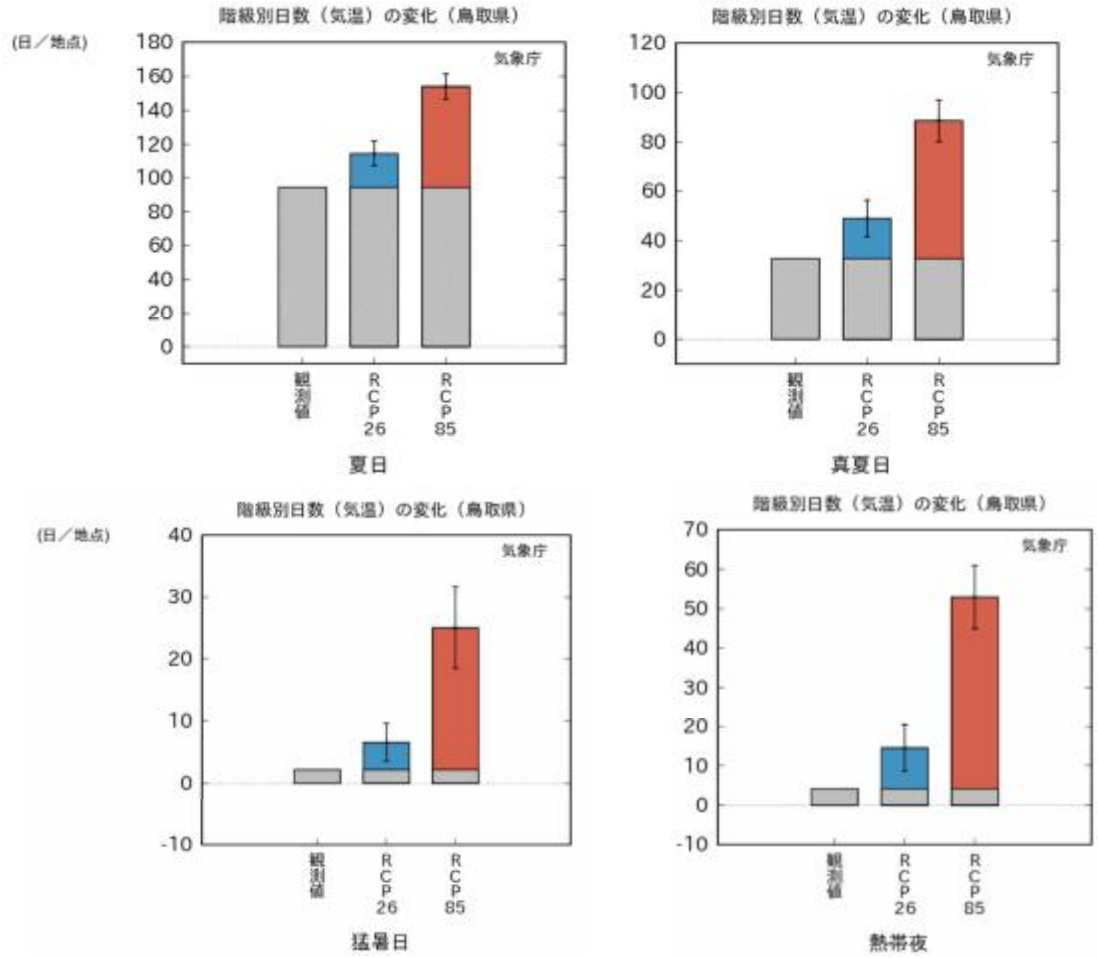
出典：中国地方のこれからの気候の変化（将来予測）（大阪管区気象台）
https://www.data.jma.go.jp/osaka/kikou/ondanka/osakak_fix/chugoku/future.html
文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2025」で用いられている気象庁の予測に基づき予想される気候

（２）猛暑日・真夏日・夏日・熱帯夜・冬日

鳥取県では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5（４℃上昇）シナリオ)、猛暑日が 100 年間で年間約２３日、真夏日が約５６日、夏日が約６０日、熱帯夜が約４９日増加すると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6（２℃上昇）シナリオ）では、猛暑日が 100 年間で年間約４日、真夏日は約１６日、夏日は約２０日、熱帯夜が約１０日増加すると予測されています。

冬日（観測値：約４４日）は厳しい温暖化対策をとらない場合には約３６日、パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下でも約１６日減少すると予想されています。



猛暑日：日最高気温 35℃以上　真夏日：日最高気温 30℃以上

熱帯夜：ここでは日最低気温 25℃以上　冬日：日最低気温 0℃未満

図 6 鳥取県の年間階級別日数の将来変化（20 世紀末からの変化量）

出典：中国地方のこれからの気候の変化（将来予測）（大阪管区気象台）
https://www.data.jma.go.jp/osaka/kikou/ondanka/osakak_fix/chugoku/future.html
文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2025」で用いられている気象庁の予測に基づき予想される気候

（３）短時間強雨、大雨、無降水日

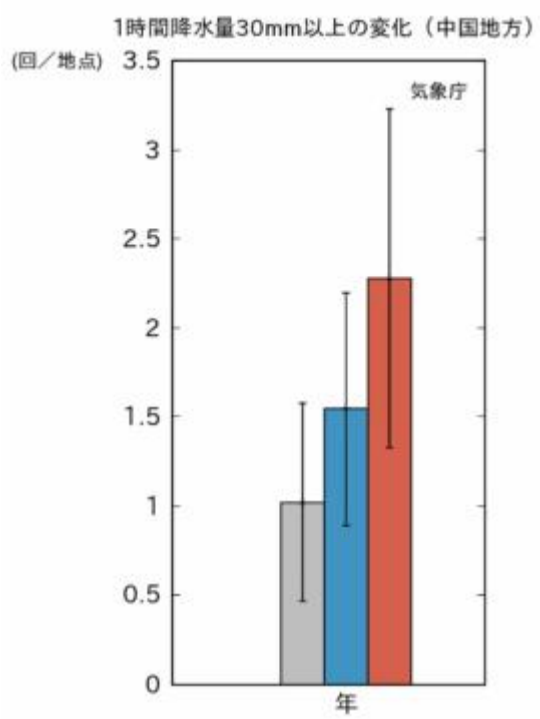
気温の上昇により、大気中に含まれうる水蒸気が増加することで、日本付近の台風の強度は強まり、個々の台風による降水量は将来増加し、短時間強雨や大雨の頻度が増加すると予測されています。

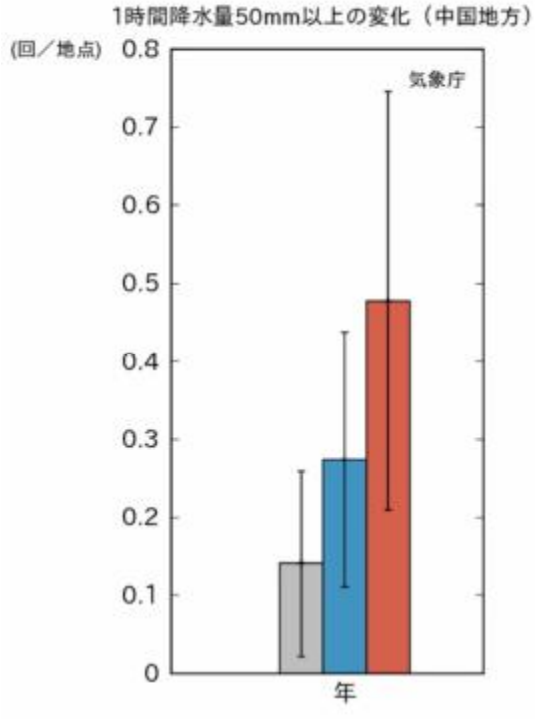
中国地方では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5（４℃上昇）シナリオ)、１時間に 30mm 以上の短時間強雨が降る年間回数が 100 年間で約２．２倍、１時間に 50mm 以上の短時間強雨が降る年間回数は約３．４倍、日降水量 100mm 以上の大雨の年間日数は約１．８倍になると予測されています。

パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6（２℃上昇）シナリオ）では、１時間に 30mm 以上の短時間強雨が降る年間回数が 100 年間で約１．５倍、１時間に 50mm 以上の短時間強雨が降る年間回数は約１．９倍、日降水量 100mm 以上の大雨の年間日数は約１．５倍になると予測されています。

１日に 200mm 以上の大雨が降る日は現在ほとんどありませんが、将来、4℃上昇シナリオ、2℃上昇シナリオのいずれにおいても発生する可能性があります。

また、無降水日（日降水量が 1.0mm 未満の日）の年間日数は厳しい温暖化対策をとらない場合、約１１日増加すると予測されています。





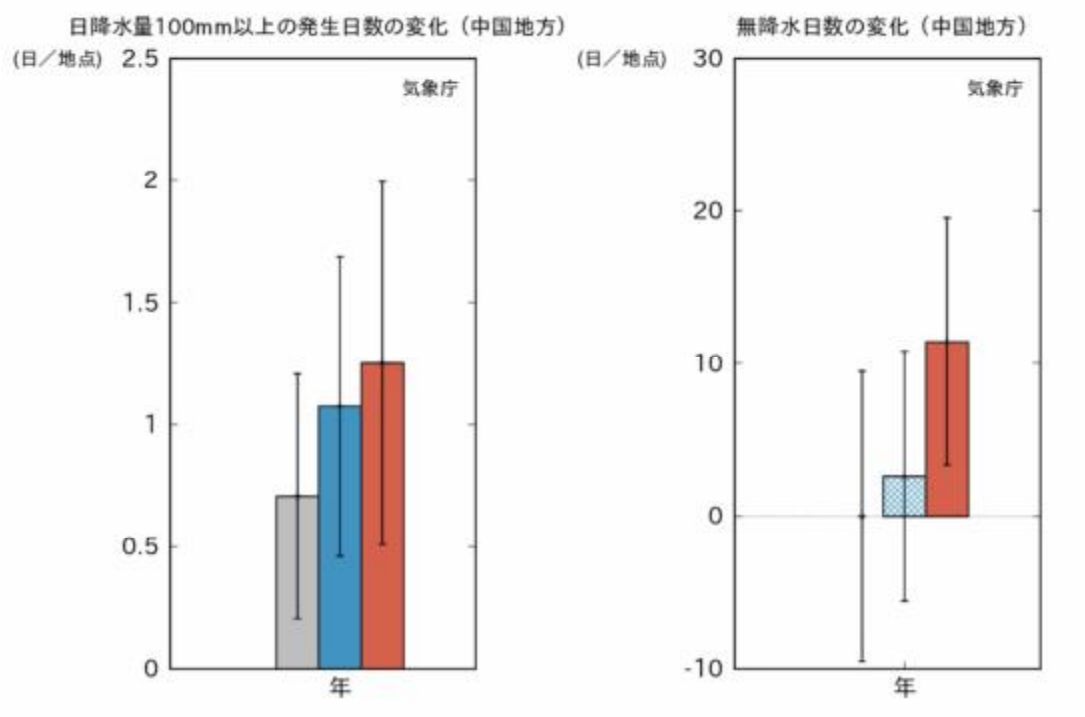


図 6 中国地方の短時間強雨、大雨、無降水日の将来変化（20 世紀末からの変化量）

出典：中国地方のこれからの気候の変化（将来予測）（大阪管区気象台）
https://www.data.jma.go.jp/osaka/kikou/ondanka/osakak_fix/chugoku/future.html
文部科学省及び気象庁「日本の気候変動 2025」で用いられている気象庁の予測に基づき予想される気候

3　これまでの取組

1　第１次、第２次基本計画の成果と課題

2005(平成17)年に策定した第１次基本計画に定める環境像「環境モデル都市倉吉をつくる」をめざして、倉吉市・事業者・市民の取り組みを示し環境施策を推進してきました。

循環型社会の実現に向け資源を有効活用するとともに、ごみの発生抑制や再資源化と適正処理に取り組むため、地区毎にごみ減量推進員研修会や自治公民館での学習会を開催する等、ごみの分別方法を周知し実効性のあるごみ減量化とごみのリサイクルに努めてきました。

さらに、環境教育の充実を図り、人材の育成と活用や環境学習、保全活動の推進が必要です。

2　第２次倉吉市環境基本計画の環境指標

環境指標 ①	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
温室効果ガスの総排出量の削減率	H25 年度を基準年度とする温室効果ガスの総排出量（市域の CO_2 排出量－市域の森林による CO_2 吸収量）の削減率（%）	18.7% （H30 年度）	30.5% （R5 年度）	40% （R8 年度）

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・令和 5 年度までに排出量が 122.9 千 t-CO2 減少し、森林吸収量が 8.6 千 t-CO2 増加したことで、総排出量は 30.5%減少し、令和 32（2050）年度ゼロカーボンシティの実現に向け順調に推移している。

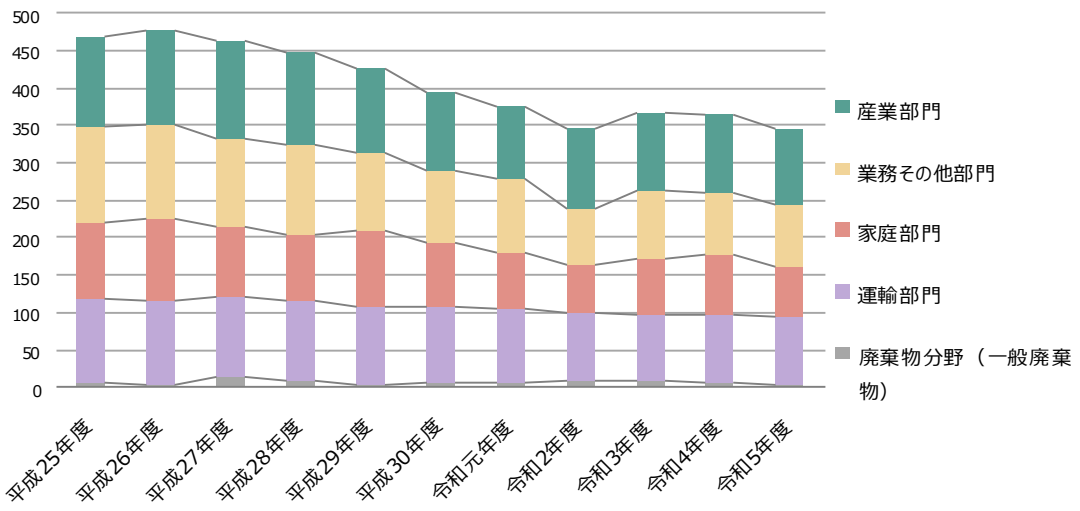
・主に住宅に設置される 10kw 未満の太陽光発電設置の導入件数が大きく伸びている。

（単位：千ｔ-CO2）

	H25 年度 （基準年）	H30 年度 （計画策定時）	R5 年度 （最新値）
市域の二酸化炭素排出量	469.2	393.6	346.3
市域の森林吸収量	38.4	43.4	47.1
温室効果ガスの総排出量	430.8	350.1	299.2

※市域の森林吸収量は県全体の森林吸収量を人工林面積の面積割合に基づき算出。

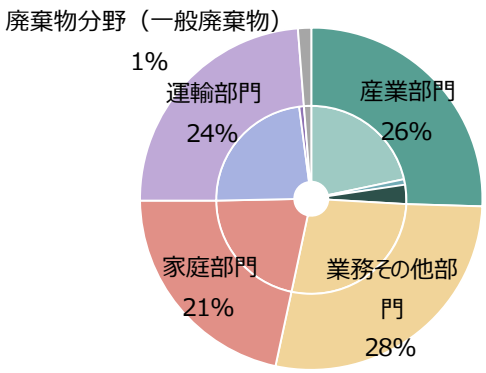
【部門・分野別の温室効果ガス（CO2）排出量の経年変化】　　(千 t-CO2)



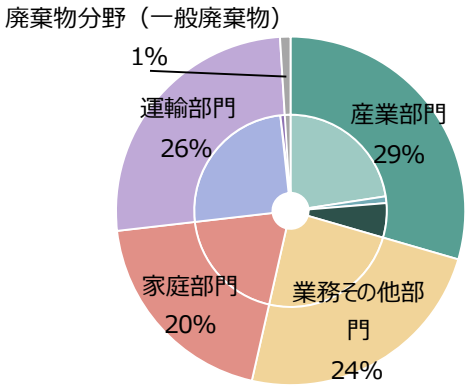
(千 t-CO_2)

部門	平成25年度	平成30年度	削減率	令和5年度	削減率
合　計	469.2	393.6	16%	346.3	26%
産業部門	120.6	105.0	13%	102.1	15%
製造業	101.1	87.4	14%	78.2	23%
建設業・鉱業	4.2	4.0	5%	3.9	8%
農林水産業	15.3	13.6	11%	20.1	-31%
業務その他部門	129.7	96.2	26%	83.4	36%
家庭部門	100.8	84.9	16%	67.9	33%
運輸部門	112.2	102.7	8%	89.6	20%
自動車	108.4	99.7	8%	87.0	20%
旅客	53.8	48.9	9%	41.3	23%
貨物	54.6	50.8	7%	45.7	16%
鉄道	3.8	3.0	22%	2.6	34%
船舶	0.0	0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	5.9	4.8	18%	3.4	43%

【平成 25 年度】



【令和 5 年度】



環境指標 ②	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
市内公共施設 の CO_2 排出量 削減率	H25 年度を基準年度とする 市の事務事業に伴うＣＯ₂排出量 の削減率	29.2% （R2 年度）	47.2% （R7 年度）	30% （R7 度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・新規施設（星取テラスせきがね）及び夏季の電力需要により電気、ＬＰガス使用量が増加したが、使用電力の 30%を脱炭素電力へ切替えたことで温室効果ガスの排出量は減少した。

※調達先は倉吉市、琴浦町、北栄町が出資している地域新電力の（株）鳥取みらい電力。

・照明の LED 化等による電気使用量の減少と電気事業者の排出係数の低減により令和 3 年度には目標を達成し、令和 6 年度から段階的な脱炭素電力への切替を進めたことで目標を大きく上回った。

環境指標 ③	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
買い物袋の 持参率	市民意識調査で買い物の際 にエコバックを持参して いると回答した割合	91.2% （R３年度）	89.2% （R7 年度）	100% （R７年度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・エコバックを持参していると答えた割合は 89.2%（前年 88.9%）となり、前年に比べ 0.3 ポイント上昇した。レジ袋の有料化に伴い、９割程度の高い水準で推移している。

環境指標 ④	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
バス年間 利用回数	年間輸送人員／ 地域人口（中部地域）	7.7 回 （R2 年度）	9.7 回 （R7 年度）	8.5 回 （R７年度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・市報等による公共交通機関利用促進の周知、ノーマイカー運動『100 金バス』の実施支援により、目標値を超える 9.7 回を達成した。令和８年には路線バスのキャッシュレス決済を導入。

環境指標 ⑤	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
水洗化率	市内世帯のうち、実際に公共下水道、集落排水施設に接続又は合併浄化槽を設置して汚水を処理している世帯の割合	83.5% （R２年度末）	84.3% （R7 年度末）	84.9%以上 （R7 年度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・水洗化済世帯数は減少（-8）しているが、市内世帯数の逓減（-42）に対しては減少幅が少なく、　集落排水施設への接続世帯は増加しており、水洗化率は上昇している。

※市内世帯数　　20,465（A）　　《水洗化済世帯の内訳》　公共下水　　14,836
水洗化済世帯数　17,249（B）　　農業集落排水 2,022
水洗化率＝（B）／（A）　　林業集落排水　　8
合併処理浄化槽 383

環境指標 ⑥	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
ポイ捨て等 の対応件数	公共の場所におけるポイ捨て及び犬等のふんの放置に関する苦情・相談の対応件数	11 件 （R2 年度）	1 件 （R 7 年度）	0 件 （R8 年度）

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・道路沿いや河川等への、ごみやタバコ等のポイ捨てや犬のフンの放置等への対応件数は5~15 件程度で推移していたが、R７年度においては１件と大きく減少した。

環境指標 ⑦	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
野焼きの 発生件数	野焼きに関する苦情・相談の対応件数	10 件 （R２年度）	1 件 （R７年度）	0 件 （R8 年度）

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・市街地及びその周辺における廃棄物の焼却行為など、煙及び悪臭に対する苦情・相談が寄せられる件数は 5~10 件程度で推移している。例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導を行っている。

環境指標 ⑧	指標の説明	計画策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
不法投棄の 対応件数	不法投棄の通報・苦情・相談に関する対応件数	23 件 （R 2 年度）	28 件 （R 7 年度）	0 件 （R8 年度）

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を実施した件数は 5~10 件程度で推移していたが、R7 年度は 28 件となり、例年を大きく上回った。

環境指標 ⑨	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
間伐面積 （ha/直近 5 年間）	健全な状態を保ち、森林の持つ公益的機能を高めるための間伐面積	888ha （H26 年度～H30 年度までの合計）	589ha （R 2 年度～R 6 年度までの合計）	1,050ha （R7 年度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・素材生産量及び放置竹林の整備面積は総合計画の目標値を達成したが、林業の新規就業者数及び間伐面積については、未達成となった。

・林業の担い手確保対策として、スマート林業の導入や社会保険料掛金助成事業など、新たな担い手が参入しやすい環境づくりや支援制度を実施する必要がある。

倉吉市内の間伐面積　（単位：ha）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
91	253	174	234	205	152	95	150	108	84
（直近 5 年間の合計間伐面積）				957	1,018	860	836	710	589

（出典：鳥取県林業統計）

※天神川地域森林計画書（現計画：令和 6 年 4 月 1 日～令和 16 年 3 月 31 日）
間伐面積の計画量　天神川地域全体 6,070ha　うち倉吉市　1,979ha

環境指標 ⑩	指標の説明	計画 策定時	**最新値**	目標値 (目標年度)
1人1日あたり のごみ排出量	家庭系・事業系のごみの 排出量 (ごみ総収集量+団体回収 量) ÷人口÷年間日数)	1,138g/人日 (R2 年度)	1,025g/人日 (R7 年度)	1,089g/人日 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

・前年度に比較して、ごみ総排出量の増加に対し事業系ごみの排出量が増加の割合が増えているが、その内訳である事業系の再資源化量も増加しており、事業所におけるリサイクルの取組みが推進されたと考えられる。。

区分　　＼　　年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①1日1人当たりの排出量(g)	1,138	1,092	1,122	1,123	1,019	1,025
②家庭系の1日1人当たりの排出量(g)	608	609	599	603	562	562
③事業系の1日1人当たりの排出量(g)	519	483	523	520	457	475

環境指標 ⑪	指標の説明	計画策定時	**最新値**	目標値 (目標年度)
最終処分場 へのごみ持ち 込み量	クリーンランドほうき (最終処分場) へのご み持ち込み量	882 t (R元年度) 総合計画	663 t (R7 年度)	855 t (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

・平成27年度より開始した焼却残渣のセメント原料化による再利用で最終処分量は減少傾向で推移している。引き続き、ごみの適正な分別と小型家電の回収を推進し、最終処分場の延命化を図る。

環境指標 ⑫	指標の説明	計画策定	**最新値**	目標値 (目標年度)
ごみの リサイクル率	(資源化量+団体資源ご み回収量) ÷ (ごみ総収集 量+団体資源ごみ回収量)	23.38% (R2 年度)	21.89% (R7 年度)	25.0% (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

・ごみの総排出量(再生資源化も含む)が前年度と比較して若干増となっている一方で、比較的に再生資源化量が増加していることから、ごみのリサイクル率は上昇している。

・事業系古紙の取扱変更により、R3 年度にリサイクル率が 21.60%まで減少したが、その後は目標に向けて上昇傾向にある。引き続き、ごみの排出量を抑制し、団体資源ごみの回収量の拡充を図る。

区分　／　年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
資源化量　（単位：kg)	3,594,076	4,029,812	3,928,608	3,755,471
ごみ総収集量（単位：kg)	17,872,456	18,135,522	17,622,028	16,721,111
団体回収量　（単位：kg)	340,635	337,907	605,490	254,711
リサイクル率	21.60%	23.64%	24.88%	23,62%

環境指標 ⑬	計画策定時	計画 策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
こどもエコクラブ 登録人数	鳥取県こどもエコクラブ 活動支援補助金の対象者数	1,827 人 （R２年度）	620 人 （R7 年度）	1,900 人 （R7 年度） 総合計画

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等における環境教育活動（こどもエコクラブ活動）を促進するために交付している補助金の実施団体が、近年、大きく減少している。

・令和 2 年度実績 1,827 人から野心的に令和 7 年度目標 1,900 人を設定したが、令和 3 年度実績 1,124 人～令和 7 年度実績 620 人と大きく減少している。相対的にこどもの人数が減少してきていることに加え、コロナ禍により活動が制限され、その後も活動がなされないことが要因と考えられる。環境保全活動を実施しているものの、エコクラブ活動として登録していないことが登録人数の減の要因となっている。

環境指標 ⑭	指標の説明	計画策定時	**最新値**	目標値 （目標年度）
ごみゼロ全市一斉 清掃参加人数	倉吉市ごみゼロ全市一斉清 掃参加人数	8,171 人 （R２年度）	5,745 人 （R7 年度）	10,000 人 （R8 年度）

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・毎年 10 月に倉吉市自治公民館連合会と市の共催で倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃を行っており、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ参加人数が回復傾向にあるが計画策定時の参加人数に至っていない。

・自治公民館や地域住民、自治公民館等が地域の実情等に合わせた自発的な環境美化活動を推進し「地域コミュニティ」の再興・充実に繋がることを目指している。

3　第２次倉吉市環境基本計画　取組状況

基本目標Ⅰ　地球にやさしいまちを実現する

〇主な取組状況

・分散型エネルギーシステム普及に向け、住宅用蓄電池、薪ストーブに支援補助金を交付。（令和５～７年度）

・市事務事業における温室効果ガス排出量削減に向け、第２庁舎屋上に太陽光発電設備(90kW)設置。

・若者世代への啓発のため、環境教育副読本『環境カレンダー』を作成し、小中学校を通じて配布。

・脱炭素社会の実現に向けた地域モデルの構築を目指し、環境省『脱炭素先行地域』の選定を受け、農地の再活用と再生可能エネルギー利用の拡大を図る営農型太陽光発電の導入の取組を開始。

・再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環を目指して株式会社鳥取みらい電力に出資し、市有施設で使用する電力の調達を開始。

・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、省エネ行動、省エネ機器の導入、ＬＥＤ照明への切替、再エネ利用、公用車のＥＶ化、廃棄物リサイクルの取組及び取組を全庁的に進めるための推進会議の開催

・ガソリン車よりＣｏ２排出量の少ないＬＰガス車の小学校の送迎バスへの導入、

・令和４年度にクレジット創出者の鳥取県中部森林組合、クレジット販売仲介を担う株式会社鳥取銀行、クレジットの普及啓発を推進する倉吉市が連携協定を締結し、事業者の脱炭素を支援。

・ライフスタイルに起因する温室効果ガスの削減に向けた意識変革や行動変容を促す国民運動「DECO 活」、県の実施する「トットリボーン！」に参加。

〇課題

・低炭素から脱炭素に向けた取組の加速。

・気候変動による暑熱対策（熱中症、農作物）、災害の激甚化などへの適応策の設定。

・木材を使って森を育てる森林の持続的サイクル形成。

・電気代やガソリン代を削ったら、結果的に CO２も減っていたという行動変容の啓発。

・蛍光灯の 2027 年製造停止に対応する LED 化の促進。

・太陽光発電の卒 FIT、災害対策としての蓄電池普及。

・個人、事業者脱炭素電気への電力契約切替の推進。

・「脱炭素先行地域」の実現に向けた取組の推進。

・公共交通の利用促進に向けた利便性向上。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

○主な取組状況

・PM2.5（微小粒子状物質）の環境基準値超過なし。
・油流出等の水質事故対応（１件)、悪臭の発生や苦情への発生源の調査や行政指導を実施（３件）
・近隣住民から苦情に基づく例外的に認められる屋外焼却行為（野焼き）への指導。
・上水道及び簡易水道の水源地・給水栓及び地元管理の水道施設において有機フッ素化合物「PFAS」の検査を実施し、すべての検査結果において、「定量下限値未満（5ng/L 未満)」であることを確認。
・県と連携し、天神川水系の定点観測を実施（定点観測 17 地点)。
国が行った一級河川の水質調査で天神川と小鴨川は水質が最も良好な河川と判定されている。
・水洗化率の上昇に向け、合併処理浄化槽の設置を支援。
・倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」などにより美化活動を推進。
・通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を実施。(28 件）
・野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度を実施。

○課題

・良質な水の安定供給を確保する森林保全の整備推進。
・高齢化や人口減少により清掃活動へ参加が減少。
・地域団体等と協力、連携し、不法投棄防止
・歴史的な町並みや伝統的な建造物を次世代につなぐ担い手不足（空き家の増加)。
・良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民や事業者等の理解と参加意識の向上。
・街路樹の巨大化・老齢化による弊害の解消。
・経費多額による保存樹、保存林の適期処置の見送り。
・毎年数件程度、違反広告物が存在している。

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

○主な取組状況

・自然環境保全に関する住民参加イベント、間伐面積の増加、放置竹林整備などの支援。
・農作物被害を及ぼすイノシシやシカ及び在来種保護のため特定外来生物の駆除を実施。
・Ｊ-クレジットの普及啓発を行うことで、カーボン・オフセットに取り組む事業者を後押しするとともに、間伐の推進による豊かな森づくりを支援。

○課題

・「みどりの食料システム戦略」に基づく持続可能な食料システムの構築。
・自然保護活動等へのニーズに即した助成制度の充実。
・若年層の関心を喚起する自然体験事業の魅力向上。
・過疎化や高齢化等による農村型体験受入規模の縮小。
・住民団体の高齢化による公園等協働管理辞退の増加。

基本目標 Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

○主な取組状況

・企業と連携したペットボトルの水平リサイクルの開始
・食品ロス削減の呼びかけ等により１人１日あたりのごみ排出量は減少傾向にある。
・ごみの排出抑制や再生利用の推進、住意識改革、排出量に応じた負担の公平性の確保、ごみ処理経費の増加に伴うごみの排出者の適正な負担等を反映させるため、指定ごみ袋料金を見直し。
・鳥取中部ふるさと広域連合において策定した「一般廃棄物処理システム基本構想」の実現に向け、ほうきリサイクルセンター更新、プラスチック分別回収、廃棄物エネルギーの利用等の準備推進。

○課題

・県平均を 5%程度上回っている家庭系ごみが県平均を下回るよう引き続き減量に取り組む必要がある。
・プラスチックごみの分別開始に向けた意識醸成。

基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する（４）自然環境（大気・水・河川・森林保全）

○主な取組状況

・環境カレンダーやホームページ等を活用して、地球温暖化対策の取組の啓発を実施。
・保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等への環境教育活動（こどもエコクラブ活動）支援。

○課題

・こどもエコクラブの活動支援団体及び人数の減少。
・電気代やガソリン代の削減により結果的に CO２も減っていたという行動変容の促す効果的な啓発が必要。

1．温室効果ガス排出量の推計・要因分析主な事業内容

（1）市域の温室効果ガスの総排出量の推移

	H25 年度（基準年）	H30 年度（２次後期計画策定時点）	R5 年度（最新値）
市域の二酸化炭素排出量	469.2 千ｔ-CO2	393.6 千ｔ-CO2	346.3 千ｔ-CO2
市域の森林吸収量	38.4 千ｔ-CO2	43.4 千ｔ-CO2	47.1 千ｔ-CO2
温室効果ガスの総排出量	430.8 千ｔ-CO2	350.1 千ｔ-CO2	299.2 千ｔ-CO2
総排出量の削減率		18.7%	30.5%

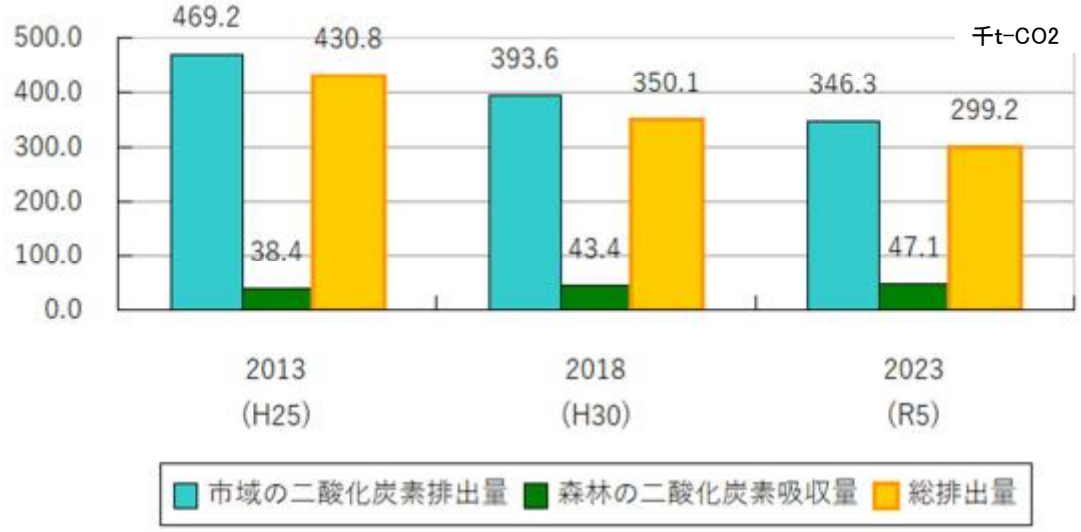


図 xx. 温室効果ガスの総排出量の推移

■対象とする温室効果ガス

二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO2）のみとします。

■市域の二酸化炭素排出量の算定方法

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで公表している環境省「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。

■ 森林の二酸化炭素吸収量の算定方法】

・2013（H25）年度　X ×（Y ／ Z）＝ 38 千 t-CO_2

X＝県内の森林の吸収量 千 t-CO_2（間伐を行った植林地の二酸化炭素吸収量の推計値）
（資料：とっとり森林・林業振興ビジョン（鳥取県農林水産部））

Y＝倉吉市の人工林の面積 ha（資料：鳥取県林業統計（鳥取県農林水産部））

Z＝鳥取県の人工林の面積 ha（資料：鳥取県林業統計（鳥取県農林水産部））

人工林：森林の更生を人の手で行っている森林

（2）部門別の二酸化炭素排出量の推計値

温室効果ガス排出量･吸収量（単位：千t-CO2）			2013年度（基準年度）	2018年度	削減率	2023年度	削減率
合　計			469.2	393.6	-16.1%	346.3	-26.2%
産業部門			120.6	105.0	-12.9%	102.1	-15.3%
	製造業		101.1	87.4	-13.5%	78.2	-22.6%
	建設業･鉱業		4.2	4.0	-4.6%	3.9	-8.2%
	農林水産業		15.3	13.6	-11.3%	20.1	31.0%
業務その他部門			129.7	96.2	-25.8%	83.4	-35.7%
家庭部門			100.8	84.9	-15.8%	67.9	-32.6%
運輸部門			112.2	102.6	-8.6%	89.6	-20.2%
	自動車		108.4	99.6	-8.1%	87.0	-19.7%
		旅客	53.8	48.8	-9.3%	41.3	-23.2%
		貨物	54.6	50.8	-6.9%	45.7	-16.3%
	鉄道		3.8	3.0	-22.1%	2.6	-33.6%
	船舶		0.0	0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）			5.9	4.8	-18.3%	3.4	-42.8%

(千 t-CO2)

表 xx. 環境省「自治体排出量カルテ」による部門別排出量の削減率

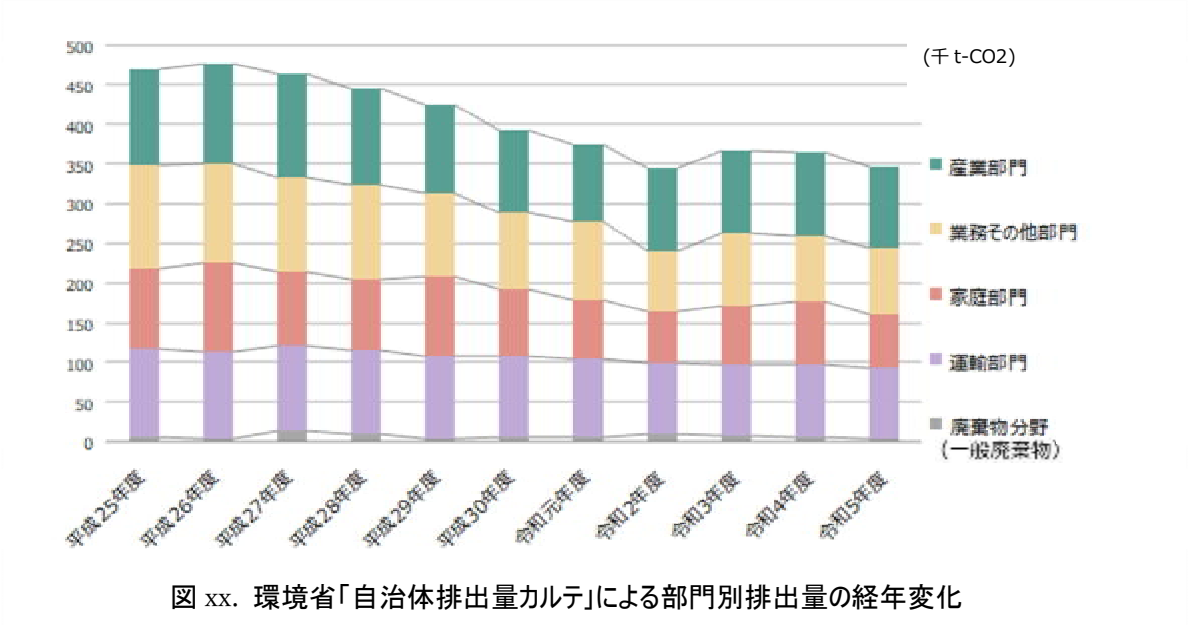


図 xx. 環境省「自治体排出量カルテ」による部門別排出量の経年変化

【各部門の説明】

エネルギー起源 CO_2（燃料の燃焼や供給された電気や熱の使用に伴って排出されるもの）	
産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。
業務その他部門	事務所・商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出（第３次産業）です。
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。 自家用自動車からの排出は、「運輸部門」の旅客自動車として計上します。
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。
非エネルギー起源 CO_2（廃棄物の焼却で発生・排出されるもの）	
廃棄物部門	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）です。

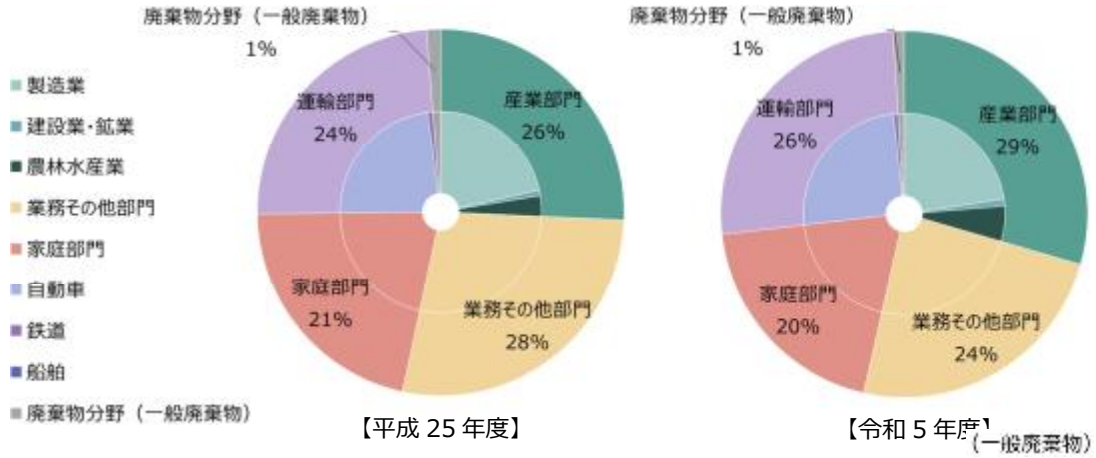


図 xx. 環境省「自治体排出量カルテ」による部門別排出量（平成 25 年度、令和5年度）

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

＜https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html＞

※環境省「自治体排出量カルテ」による現況推計の位置付け

計画区域の温室効果ガス排出量過年度実績の推計にあたり、全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法を「標準的手法」として、環境省が毎年度、市町村別の推計結果を公表しています。

統計の炭素量按分による推計手法は、一定程度の精度で排出量を把握するため、要因分析や計画目標の設定に活用することができますが、区域のエネルギー使用実態の偏り（例えば、業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等）や脱炭素化の進捗の偏り（省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況）が平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合がある。

（3）市域の森林吸収量

	単位	2013		2019	2020	2021	2022	2023
		平成 25		令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
森林吸収量（全県）	**千 t-CO2**	**571.8**		**670**	**682**	**690**	**696**	**699**
人工林民有地（全県）	ha	123,578		124,357	124,375	124,507	124,502	124,551
人工林民有地（倉吉市）	ha	8,303		8,337	8,337	8,337	8,338	8,389
面積割合（倉吉市/全県）	%	6.7%		6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
森林吸収量（倉吉市）	**千 t-CO2**	**38.42**		**44.92**	**45.72**	**46.20**	**46.61**	**47.08**
増加量	千 t-CO2			6.50	7.30	7.78	8.19	8.66
増加率	%			116.9%	119.0%	120.3%	121.3%	122.5%

（4）要因分析

○全体

2023（令和 5）年度の二酸化炭素排出量は、基準年度の 2013（平成 25）年度比で 122.9 千ｔ-CO2（26.2%）減少しました。森林吸収量が 8.6 千 t-CO2 増加したことで、総排出量は 30.5%減少し、令和 32（2050）年度ゼロカーボンシティの実現に向けて推移しています。

○部門別

・産業部門の占める割合（29.5%）が全国割合（42.9%）と比べて低く、産業部門を除いた排出量における業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の割合は全国と同程度となっています。

・2018（平成 30）との比較

「産業部門」　…　製造業で削減が進んでいますが、農林水産業で増加しています。
「業務その部門」…　削減が進んでいます。
「家庭部門」　…　大きく削減が進んでいます。
「運輸部門」　…　削減が進んでいます。
「廃棄物分野」　…　大きく削減が進んでいます。

○活動量の推移

・基準年度の 2013（平成 25）年度比から 2023（令和 5）年度で人口は約 1 割減少していますが、世帯数は横ばい、製造品出荷額、農業従事者数が大きく増加しています。

・電力需要は 2015-2017 年の平均と 2021-2023 年の平均を比較すると、全体で 6.0%、製造業 13.1%、建設業 5.8%、業務部門 5.8%減少、家庭部門は横ばい、農林水産業が増加しています。

○再エネ導入量・ポテンシャルの現状把握

・主に住宅に設置される 10kw 未満の太陽光発電設置の導入件数が大きく伸びています。特に令和 4 年度以降は導入件数が大きく伸びています。

※令和 3 年度まで年間 45 件前後、令和 4 年度以降は 71～88 件で推移しています。

○電力の低炭素化に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少

・火力発電には多くの温室効果ガスの排出を伴いますが、近年、高効率石炭火力発電所への切替、原子力発電の稼働などにより排出係数が減少が進み、温室効果ガス排出量のうち約 5 割を占める電気の使用に由来する温室効果ガスの排出量が減少しています。

※電力業界の低炭素化の取組として、2030 年度に電力の排出係数を 0.25kg-CO2/kWh 程度に削減することが目標とされています（政府が示す野心的な「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく国全体の排出係数）。

温室効果ガス排出量（t ガス）＝活動量（使用量）×排出係数（活動量当たりの排出量）

中国電力（株）	2013（平成 25）	2023（令和 5）	減少率
調整後排出係数(t-CO2/kWh)	0.000717	0.000511	28.7%

活動量

	単位	製造品出荷額等（万円）	従業者数（人）	従業者数（人）	従業者数（人）	世帯数（世帯）	人口（人）
西暦	和暦	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務その他	家庭	
2013	平成 25 年度	7,868,066	1,887	288	21,329	20,591	49729
2014	平成 26 年度	8,860,308	1,837	240	21,011	20,590	49277
2015	平成 27 年度	9,048,388	1,837	240	21,011	20,624	48889
2016	平成 28 年度	9,642,861	1,837	240	21,011	20,654	48340
2017	平成 29 年度	10,119,532	1,837	240	21,011	20,566	47755
2018	平成 30 年度	9,876,056	1,837	240	21,011	20,624	47257
2019	令和元年度	9,704,302	1,837	240	21,011	20,675	46731
2020	令和 2 年度	8,708,612	1,840	383	20,130	20,710	46255
2021	令和 3 年度	10,227,536	1,840	383	20,130	20,628	45574
2022	令和 4 年度	10,914,208	1,840	383	20,130	20,609	44969
2023	令和 5 年度	10,731,503	1,840	383	20,130	20,513	44212

電力需要

	単位	MWh/年	MWh/年	MWh/年	MWh/年	MWh/年	MWh/年	MWh/年
西暦	和暦	製造業	建設業・鉱業	農林水産業	業務	家庭	鉄道	合計
2014	平成 26 年度							
2015	平成 27 年度	107,555	2,966	1,686	132,758	117,082	6,700	368,749
2016	平成 28 年度	101,821	2,830	1,301	139,968	95,968	6,629	348,520
2017	平成 29 年度	96,235	2,840	1,865	127,080	120,794	6,542	355,359
2018	平成 30 年度	101,013	2,502	1,739	121,505	106,097	6,416	339,274
2019	令和元年度	99,287	2,431	1,893	136,578	108,727	6,364	355,283
2020	令和 2 年度	87,773	2,563	3,466	109,026	104,297	6,036	313,164
2021	令和 3 年度	89,263	2,710	3,070	134,751	106,313	5,860	341,970
2022	令和 4 年度	91,275	2,731	2,636	118,942	121,244	5,895	342,726
2023	令和 5 年度	85,025	2,693	2,632	123,765	104,098	5,820	324,035

再エネ容量（再エネ特措法に基づく FIT・FIP 公表情報の導入状況）

	単位	kW	件	kW	kW	kW	kW
西暦	和暦	太陽光発電（10kW 未満）		太陽光発電（10kW 以上）	風力発電	水力発電	バイオマス発電
2014	平成 26 年度	3,034	675	2,106	0	90	0
2015	平成 27 年度	3,240	718	3,064	0	90	0
2016	平成 28 年度	3,495	768	10,237	0	90	0
2017	平成 29 年度	3,730	811	11,420	0	90	0
2018	平成 30 年度	3,977	857	11,978	0	90	0
2019	令和元年度	4,191	900	12,934	0	90	0
2020	令和 2 年度	4,403	944	46,490	0	90	0
2021	令和 3 年度	4,620	989	46,639	0	90	0
2022	令和 4 年度	5,005	1062	46,688	0	90	0
2023	令和 5 年度	5,363	1134	46,708	0	90	0

【出典】環境省「自治体排出量カルテ」

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/kuiki/karte.html>

エネルギー消費統計（部門別）

指標項目	基準（2013 年度）	最新（2022 年度）	増減
最終エネルギー消費［TJ］	4,374.1	4,392.2	+18.1
産業部門	1,185.4	1,811.6	+626.2
産業部門（製造業）	933.3	1,515.6	+582.3
機械製造業	301.1	266.6	-34.5
パルプ･紙･紙加工品製造業	432.3	904.0	+471.7
木製品･家具他工業	38.0	149.2	+111.2
鉄鋼･非鉄･金属製品製造業	45.3	129.6	+84.3
その他	116.6	66.2	-50.4
産業部門（鉱業）	2.6	0.9	-1.7
産業部門（建設業）	78.5	65.2	-13.3
産業部門（農林水産業）	171.0	229.9	+58.9
その他業務部門	1,076.6	716.2	-360.4
家庭部門	735.1	683.7	-51.4
運輸部門	1,377.0	1,180.7	-196.3
旅客乗用車	728.7	563.8	-164.9
旅客バス	53.4	33.5	-19.9
旅客鉄道	23.5	17.7	-5.8
貨物自動車 / トラック	571.4	565.7	-5.7

エネルギー消費統計（エネルギー別）

指標項目	基準（2013 年度）	最新（2022 年度）	増減
最終エネルギー消費［TJ］	4,374.1	4,392.2	+18.1
石炭	141.8	28.1	-113.7
石炭製品	1.8	18.2	+16.4
石油製品	2095.7	1816.3	-279.4
天然ｶﾞｽ	117.6	33.9	-83.7
石油ガス	405.0	352.9	-52.1
電　力	1,231.0	1,231.6	+0.6
熱	4.7	6.9	+2.2
再生可能･未活用ｴﾈﾙｷﾞｰ	376.3	904.6	+528.3

【出典】地域エネルギー需給データベース（市区町村別エネルギー消費統計表）
<https://energy-sustainability.jp/consumption/>

※自治体排出量カルテ及び地域エネルギー需給データベースにおける都道府県別按分法の注意点

・県のエネルギー消費量を各市町村の活動量による按分推計を行うため、他市区町村の特性の影響を受けて過大過小に評価される可能性があります。

市区町村エネルギー消費量=都道府県エネルギー消費量×市区町村活動量／都道府県活動量

2． 温室効果ガス排出量の将来予測

1. 現状趨勢ケースによる CO2 排出量

(1) 推計方法

現状趨勢ケースとは、今後追加的な CO2 の削減対策を見込まないまま推移した場合の排出量を指します。将来の CO2 排出量は、部門ごとに設定した活動量の将来の値を設定し、CO2 排出係数（活動量に対する CO2 排出量）を乗じることで求めます。

①活動量（人口推計値、従業者数、製造品出荷額等）

・下表の活動量を基にした推計。

②活動量及びエネルギー消費原単位（活動量に対するエネルギー消費量を示す効率の指標）

・下表の活動量に 2023 年以前の直近 10 年間の削減傾向を反映した推計。

※産業部門の製造業、業務その他部門、家庭部門は電気使用量の削減実績。

運輸部門は電動車の普及による削減実績。

※電気由来の排出量割合

産業部門の製造業（39%）、業務その他部門（73.7%）、家庭部門（68.7）のみ。

③活動量及びエネルギー消費原単位、炭素集約度（エネルギー消費量に対する CO2 排出量）

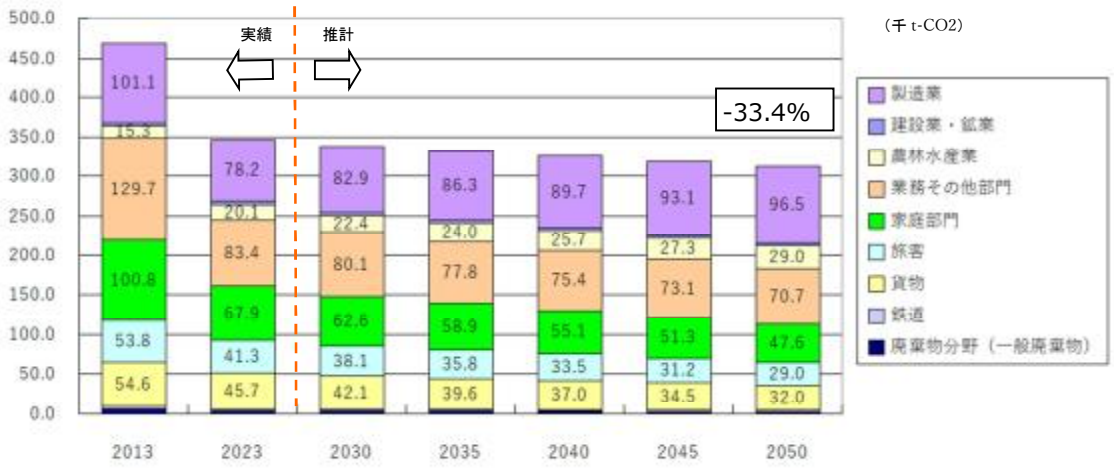
・下表の活動量に 2023 年以前の直近 10 年間の削減傾向を反映した上で、電力の排出係数が 2023 年の 0.000511t-CO2/kWh から 2050 年に 0.000150t-CO2/kWh（70.6%削減）に減少した場合の推計。

※排出係数の削減対象は産業部門の製造業、業務その他部門、家庭部門のみ。

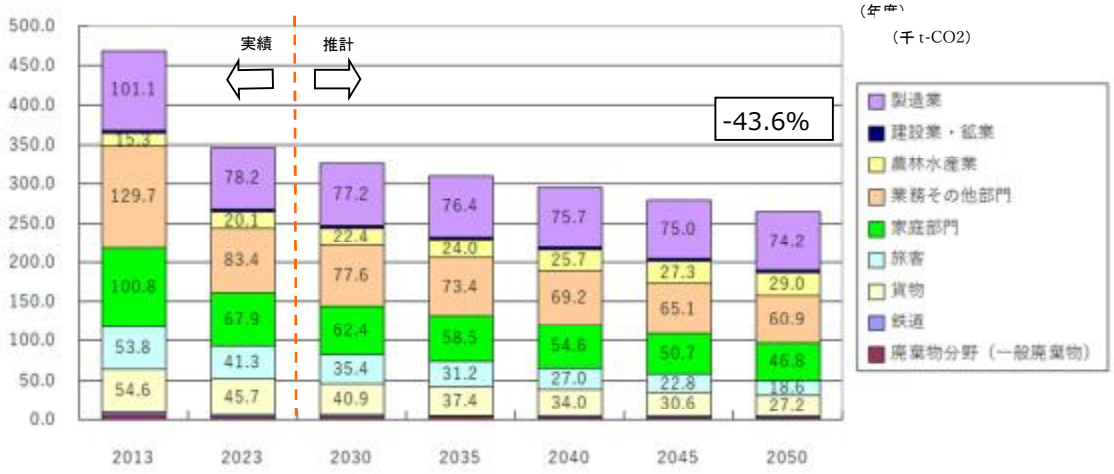
部門・分野		活動量	備考
産業部門			
	製造業	製造品出荷額等	2023 年以前の直近 5 年間の傾向を基に推計（年+0.9%）
	建設業	従業者数	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-0.2%）
	農林水産業	従業者数	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年+1.6%）
業務その他部門		従業者数	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-0.6%）
家庭部門		人口	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-1.1%）
運輸部門			
	旅客	人口	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-1.1%）
	貨物	人口	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-1.1%）
	鉄道	人口	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-1.1%）
廃棄物分野		廃棄物処理量	2023 年以前の直近 10 年間の傾向を基に推計（年-1.1%）

（2）推計結果

①活動量（人口推計値、従業者数、製造品出荷額等）



②活動量及びエネルギー消費原単位（活動量に対するエネルギー消費量を示す効率の指標）



③活動量及びエネルギー消費原単位、炭素集約度（エネルギー消費量に対する CO2 排出量）

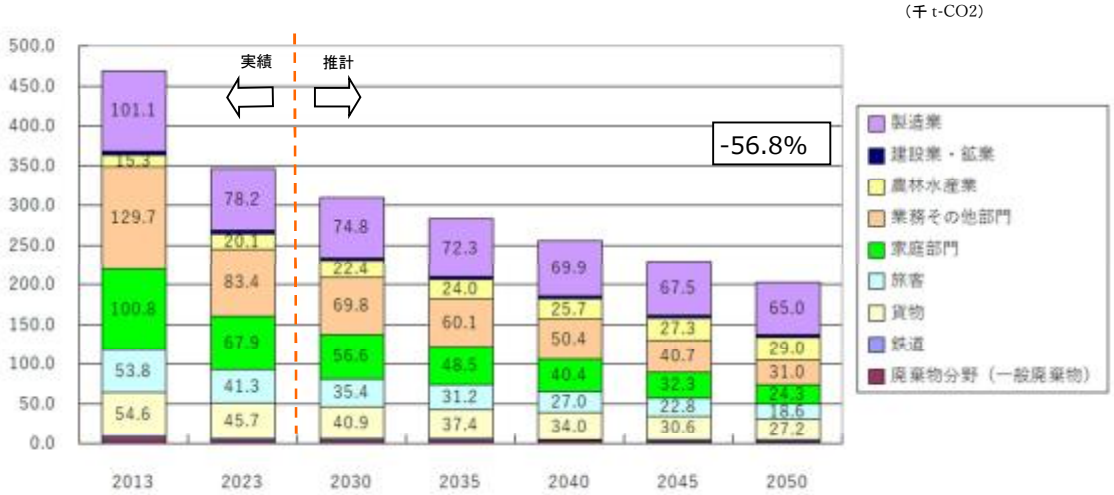


図 xx. CO2 排出量の将来予測

2. 対策ケースによる CO2 排出量

(1) 目標の考え方

国は、「2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 46%削減（さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく）、 2050 年度にカーボンニュートラル実現」を目標としています。

本市においても、国の目標に準じ、2050 年度にカーボンニュートラル実現を長期目標として、2030 年、2040 年の中間目標を設定します。

(2) 対策ケース

① CO2 排出量の削減方法

将来的な CO2 排出量の削減に関し、以下の各項目による CO2 排出量の削減を見込み、前述の長期目標達成に向けた対策ケースを設定します。

表 xx. CO2 排出量の削減項目

項目		考え方
①社会情勢の変化による削減	現状趨勢による削減	追加的な対策を行わなくとも、各部門の活動量（人口等）の減少等により、削減が見込まれる。
	エネルギーコストの上昇による削減	国際情勢の変化から化石燃料価格が上昇傾向にあり、使用量減少･代替により、削減が見込まれる。
	電力排出係数の低減による削減	電気事業低炭素社会協議会における、電力排出係数の目標値(2030 年度：0.25kg CO2/kWh)が達成された際の削減見込量を想定する。
	法改正等による削減	・一般照明用の蛍光ランプは 2027 年末までに段階的に製造と輸出入が禁止。(水銀による環境の汚染の防止に関する法律) ・全ての建築物（新築、増築及び改築）に省エネ基準を上回る省エネ性能の確保を義務化。(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)
②施策の推進による削減	化石燃料使用の低減、電化の流れ	各部門における化石燃料から電気への転換による削減を見込む。（工場、家庭・オフィス、車両）
	省エネ対策による削減	各部門における省エネ対策の進展による削減を見込む。 （照明の LED 化、次世代自動車の普及、省エネ住宅の普及等）
	再エネ導入による削減	今後、新たに導入される再生可能エネルギーによる削減を見込む。
③排出量削減に関する新技術の活用による削減		常に技術開発動向を注視し、地域特性に合った技術等を導入することによる削減を見込む。
④森林吸収量等によるオフセット（相殺）		市内の森林による CO2 吸収量を見込む。

②推計結果

前項の CO2 排出量の削減目標の考え方をもとに、2050 年までの CO2 排出量の対策ケースを 推計しました。

省エネ対策や再エネ導入等により CO2 排出量をできるだけ削減した上で、2050 年度時点で残存した CO2 排出量を森林吸収量でオフセット（相殺）し、カーボンニュートラル実現を目指します。

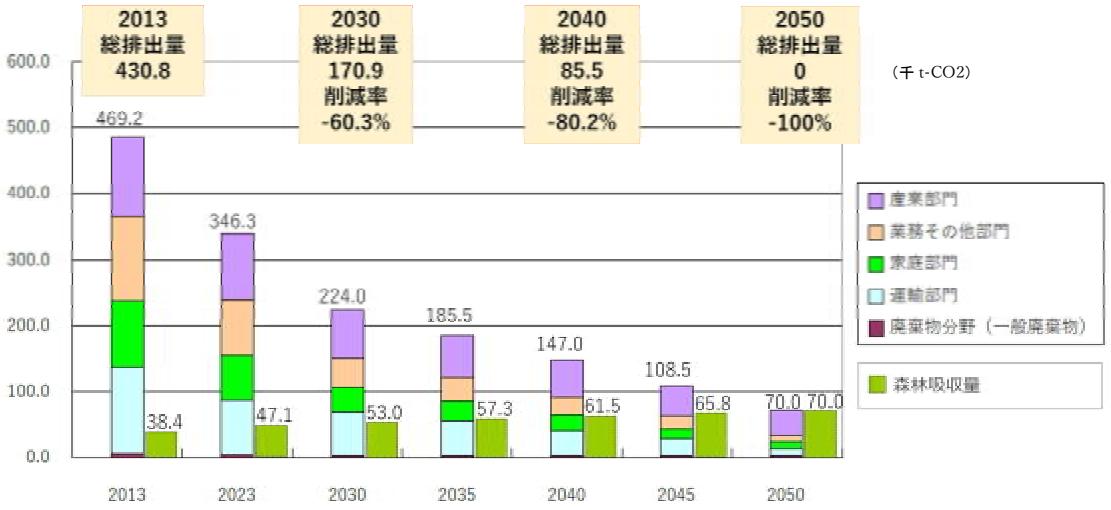


表 xx　部門別 CO2 排出量の将来推計（対策ケース）

(千t-CO2)

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：千t-CO2）	2013年度（基準年度）	2030年度（目標年度）	削減率	2040年度（目標年度）	削減率	2050年度（目標年度）	削減率
排出量	**469.2**	**224.0**	**-52.3%**	**147.0**	**-68.7%**	**70.0**	**-85.1%**
産業部門	**120.6**	**85.2**	**-29.3%**	**55.6**	**-53.9%**	**37.0**	**-69.3%**
製造業	101.1	52.0	-48.5%	36.0	-64.4%	20.0	-80.2%
建設業・鉱業	4.2	3.4	-19.7%	2.7	-36.1%	2.0	-52.5%
農林水産業	15.3	18.7	22.5%	16.9	10.2%	15.0	-2.0%
業務その他部門	**129.7**	**44.8**	-65.5%	**27.4**	-78.9%	**10.0**	-92.3%
家庭部門	**100.8**	**37.4**	-62.9%	**23.7**	-76.5%	**10.0**	-90.1%
運輸部門	**112.2**	**64.6**	**-42.4%**	**37.8**	**-66.3%**	**11.0**	**-90.2%**
自動車	108.4	62.5	**-42.4%**	36.2	**-66.6%**	10.0	**-90.8%**
旅客	53.8	31.9	-40.7%	18.5	-65.7%	5.0	-90.7%
貨物	54.6	30.6	-44.0%	17.8	-67.4%	5.0	-90.8%
鉄道	3.8	2.2	-44.0%	1.6	-59.0%	1.0	-74.0%
船舶	0.0	0.0		0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	**5.9**	**3.0**	**-48.8%**	**2.5**	**-57.4%**	**2.0**	**-66.0%**
森林吸収量	**38.4**	**53.0**	**138.0%**	**61.5**	**160.1%**	**70.0**	**182.2%**
総排出量（オフセット含む）	**430.8**	**170.9**	**-60.3%**	**85.5**	**-80.2%**	**0.0**	**-100.0%**

5　その他

倉吉市環境基本条例（平成 12 年倉吉市条例第 18 号）

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

（３）　地球環境の保全　人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

（４）　循環型社会　資源の効率的な利用等をすることにより、資源の循環の促進が図られる社会をいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全は、人と自然との共生及び循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

３　環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（市民及び事業者の協力等）

第５条　市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、公害を防止し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

（基本方針）

第６条　市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

（１）　人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

（２） 人と自然とが共生する快適な都市環境及び地域の個性を生かした美しい景観の形成が図られること。

（３） 循環型社会を構築するための施策を講ずること。

（環境基本計画）

第７条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２ 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１） 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

（２） その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

３ 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４ 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５ 前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（公害を防止するための施策）

第８条 市は、公害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

（施設の整備）

第９条 市は、下水道、農業集落排水その他の環境の保全のための公共施設の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（資源の効率的な利用等）

第 10 条 市は、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の効率的な利用及びエネルギーの省力化が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の支援）

第 11 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に取り組む緑化運動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（環境学習の振興等）

第 12 条 市は、民間団体等の環境の保全に関する理解が深まるよう環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全に関する必要な情報を提供するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

（地球環境の保全に貢献する施策の推進）

第 14 条 市は、地球環境の保全は世界共通の課題であるとの認識のもとに、地球環境の保全に貢献することのできる施策を積極的に推進するものとする。

附 則 この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

倉吉市環境審議会委員

	氏　名	役職名	任　期
学識経験者	伊垢離 隆	倉吉商工会議所議員	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	井上　容子	倉吉商工会議所女性会 監事	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	江原　朋美	とっとり SDGs 伝道師	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	大呂　忠司	鳥取県中部総合事務所環境建築局 局長兼環境・循環推進課長	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	加藤　栄隆	鳥取県中部森林組合 統括部長	令和８年８月　７日～ 令和９年６月２２日
	冨田　充信	鳥取県中部清掃事業協同組合 専務理事	令和８年８月　７日～ 令和９年６月２２日
	中林　順子	鳥取中央農業協同組合 監査部 部長	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	野津　伸治	鳥取短期大学教授 （生活学科 情報・経営専攻）	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	林　昭富	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	福井　靖子	とっとり県消費者の会 会長	令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
市民代表	岩世　麗		令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日
	米田 伸之介		令和７年６月２３日～ 令和９年６月２２日

（５０音順）

倉吉市市民生活部 環境課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253-1

TEL：0858-22-8168　　FAX：0858-27-0518

第２次後期計画からの変更点　　（資料３）

■第２次後期計画からの構成の変更点

【第２章　倉吉市の概要】は《倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》に加えて《地域気候変動適応計画》を内包することに伴い各計画に関する事項が増加するため資料編に移動。
【第３章　第１次基本計画の取組】の章立てはせず、【課題】は冒頭の【第１章計画の概要】、【取組んだ事業内容】は資料編に移動。
【第５章　倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】の章立てはせず、全体の各項目に記載。
【市民・事業者アンケート調査の概要 】を資料編に追加。
【第３章　基本目標に向けて推進する施策】の柱建てを第１回審議会で示した骨子に基づいて変更。
【第７章計画の環境指標】を【第２章２基本目標】の次項目に移動。

■各項目の記載内容の変更点

第１章　計画の概要	
1　計画の趣旨・・・

第３章　基本目標に向けて推進する施策	
施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７	第１回審議会の骨子に基づき再編。
基本目標Ⅰ　環境意識が高いまちを実現する（行動変容と環境意識の形成）	
Ⅰ－１　環境意識を醸成する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８	市民アンケート結果（暫定版）を追加 「行動変容」につなげる記載に文言を全面修正
Ⅰ－２　環境活動を支援する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０	
Ⅰ－３　参加と協働を推進し活動を活性化する・・・・・・・・・・・・・・２１	
基本目標Ⅱ ごみの少ないまちを実現する（循環型社会の形成）	
《地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》	
Ⅱ－１　ごみの発生、排出量を抑制する・・・・・・・・・・・・・・・・・２２	プラスチック分別回収に向けた事項を追加　　現状の表は修正作業中
Ⅱ－２　リサイクル、再利用を推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・２６	一部文言追加　　赤字
Ⅱ－３　廃棄物を適正に処理する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８	以下を追加 充電式電池（リチウムイオン電池等）の不適切な廃棄による火災事故の防止 災害廃棄物対策
基本目標Ⅲ 地球にやさしいまちを実現する（気候変動の緩和策、適応策）	
《地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》《地域気候変動適応計画》	
Ⅲ－１　地域脱炭素を目指したまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・３０	文言を全面修正
Ⅲ－２　エネルギーの消費量を削減する・・・・・・・・・・・・・・・・・３７	文言を全面修正
Ⅲ－３　再生可能エネルギーを使用する・・・・・・・・・・・・・・・・・３９	文言を全面修正
Ⅲ－４　エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出抑制と吸収を促進する・・４１	文言を全面修正
Ⅲ－５　気候変動に伴う影響やリスクに対応する・・・・・・・・・・・・・４４	新規追加
基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する（生活環境の安全・安心）	
Ⅳ－１　大気を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７	星空環境を追加
Ⅳ－２　水を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９	PFAS対策を追加
Ⅳ－３　騒音・振動・悪臭の少ないまちをつくる・・・・・・・・・・・・・５１	悪臭、野焼きを統合
Ⅳ－４　まちの清潔を保持する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３	美化活動の推進、支援を統合
Ⅳ－５　伝統的景観と都市景観を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５	変更なし
Ⅳ－６　ペットを適正管理し、動物と共生する・・・・・・・・・・・・・・５６	変更なし
基本目標Ⅴ 人と自然が共生するまちを実現する（自然の持つ多面的機能の保全）	
Ⅴ－１　自然とのふれあいを進める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７	現状と課題を更新し、【事業者】【市民】の取組を追加。
Ⅴ－２　野生動植物の生息・生育環境を守る・・・・・・・・・・・・・・・５９	変更なし
Ⅴ－３　豊かな農地を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０	現状と課題を更新し、取組を再編。
Ⅴ－４　健やかな森林を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１	現状と課題を更新し、取組を再編。
第４章　計画の推進体制	
１　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３	変更なし
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３	変更なし

資　料	
1　市民・事業者アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・６５	市民アンケート結果（暫定版）について記載
2　倉吉市の概要　環境の現状と課題	
1　市の概況	
人口の将来見通しとまちづくりの主要課題・・・・・・・・・・・・・７０	第２章から移動　（総合計画から引用）
これまでと将来の気候・気象の変化　・・・・・・・・・・・・・・・７５	気候変動適応計画に関連する事項を追加。
3　これまでの取組	第３章から移動　審議会資料（環境基本計画報告書）から引用
1　第１次、第２次基本計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・８１	
2　第２次倉吉市環境基本計画の環境指標・・・・・・・・・・・・・・・８１	
3　第２次倉吉市環境基本計画　取組状況・・・・・・・・・・・・・・・８８	
4　倉吉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
1　温室効果ガス排出量の推計・要因分析・・・・・・・・・・・・・・・９１	第５章から移動　国ひな形を参考に部門別の現状分析を追加
2　温室効果ガス排出量の将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７	第５章から移動　国ひな形を参考に目標値等の根拠を追加
5　その他	
倉吉市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１	変更なし
倉吉市環境審議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３	

資料４

第３次倉吉市環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について（案）

１　実施の目的

第３次倉吉市環境基本計画の策定に当たり、「倉吉市市民参画と協働のまちづくり指針」に基づき、計画案を公表し、広く市民の皆様から意見を募集する。提出された意見を考慮し、計画の取りまとめに反映するとともに、意思決定過程の公平性及び透明性の確保を図る。

２　意見募集の対象

第３次倉吉市環境基本計画（案）

３　実施時期

令和８年11月開催予定の第３回倉吉市環境審議会で計画案及び実施内容を審議した後、令和９年１月から実施する。

募集期間は、１か月程度を確保することを基本とし、令和９年１月末までを予定する。具体的な開始日及び締切日は、計画案の公表時に明示する。

４　公表・周知の方法

（１）　市報くらよし令和９年１月号に、募集の趣旨、期間、計画案の閲覧方法及び意見の提出方法を掲載する。

（２）　市公式ウェブサイト・ＳＮＳ等に、計画案、策定の趣旨・背景、計画案の概要及び意見提出用紙を掲載する。

（３）　市内公共施設に計画案及び意見提出用紙を配置するとともに、意見投函箱を設置する。設置施設は、今後調整する。

５　意見の提出方法

次の方法により受け付ける。提出に当たっては、住所、氏名又は団体名及び電話番号の記載を求める。

（１）　市内公共施設に設置する意見投函箱への投函

（２）　環境課窓口への書面の提出

（３）　郵便

（４）　ファクシミリ

（５）　電子メール（とっとり電子申請サービス）

６　提出された意見の取扱い

提出された意見を整理し、市の考え方及び計画案への反映方針を取りまとめ、審議会で確認した上で、計画の決定に反映する。

計画決定後、意見の概要及び市の考え方を市ホームページ等で公表する。類似の意見はまとめて公表し、提出者への個別の回答は行わない。

７　今後の予定

令和８年11月	第３回審議会で計画案及び実施内容を審議
令和９年１月	市報等による周知、パブリックコメントの実施
２月以降	提出意見及び市の考え方を審議会で確認。その後、答申を経て計画を決定し、結果を公表

※本資料は、現時点の実施方針を示したものであり、詳細は第３回審議会で確認する。